# 令和2年9月宮崎県定例県議会 総務政策常任委員会会議録 令和2年9月16日~18日

場 所 第2委員会室

#### 令和2年9月16日(水曜日)

#### 午前10時2分開会

#### 会議に付託された議案等

- ○議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正 予算(第9号)
- ○議案第5号 宮崎県税条例の一部を改正する 条例
- ○議案第7号 知事等の損害賠償責任の一部免 責に関する条例の一部を改正す る条例
- ○議案第8号 職員の特殊勤務手当に関する条 例の一部を改正する条例
- ○議案第10号 恩給並びに他の地方公共団体の 退職年金及び退職一時金の基礎 となるべき在職期間と職員の退 職年金及び退職一時金の基礎と なるべき在職期間との通算に関 する条例の一部を改正する条例
- ○議案第12号 宮崎県自転車の安全で適正な利 用の促進に関する条例
- ○議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例 の一部を改正する条例
- ○議案第14号 宮崎県住民基本台帳法施行条例 の一部を改正する条例
- ○報告第1号 専決処分の承認を求めることに ついて
- ○報告第2号 専決処分の承認を求めることに ついて

#### ○報告事項

- ・県が出資している法人等の経営状況について 公益財団法人宮崎県立芸術劇場公益財団法人宮崎県私学振興会
- ・宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った 主な施策 (令和元年度) について
- ○請願第2号 「学生に対する支援の抜本的拡 充を求める意見書」の採択を求 める請願
- ○総合政策及び行財政対策に関する調査

#### ○その他報告事項

- ・令和元年度取組に係る政策評価結果について
- ・宮崎カーフェリー株式会社の輸送実績等につ いて
- ・国文祭・芸文祭みやざき2020各プログラムの 検討状況について
- ・情報化計画の骨子案について
- ・PFI手法による県プール整備運営事業の実施について
- ・宮崎県森林環境税条例の施行状況及び今後の 方針について
- ・ 令和 2 年 7 月豪雨に伴う熊本県芦北町への職員派遣(短期)について
- ・令和2年台風第10号による被害状況等について

#### 出席委員(8人)

委	員		長	野	﨑	幸	士
副	委	員	長	太	田	清	海
委			員	坂	口	博	美
委			員	丸	Щ	裕次郎	
委			員	Щ	下		寿
委			員	佐	藤	雅	洋
委			員	来	住	-	人
委			員	井	上	紀仁	七子

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

# 説明のため出席した者

# 総合政策部

総合政策部長 渡邊浩 司 総合政策部次長 重黒木 清 (政策推進担当) 総合政策部次長 酒 匂 重 久 (県民生活·文化祭担当) 総合政策課長 渡久山 武 志 秘書広報課長 児 玉 憲 明 広報戦略室長 松野義 直 統計調査課長 磯 崎 史 郎 総合交通課長 大 東 灯 中山間·地域政策課長 Ш 端 輝 治 産業政策課長 甲 斐 慎一郎 生活 · 協働 · 博 信 Ш 崹 男女参画課長 交通·地域安全対策監 水 口 圭 二 みやざき文化 兒 玉 さわ子 振 興 課 長 国民文化祭・障害者 坂 元 修 芸術文化祭課長 記紀編さん記念事業 野 龍 彦 河 進室長 人権同和対策課長 藤 英 後 情報政策課長 鎌 田 伸 次 国民スポーツ大会 井 上 大 輔 準 備 課長

# 総務部

総務 告 村 久 部 長 人 危機管理統括監 藪 田 亨 総務部次長 日 高 幹 夫 (総務·市町村担当) 県参事兼総務部次長 堀 小 和 幸 (財務担当) 危機管理局長 曹 温 水 生 兼危機管理課長 Щ 総務課長 袁 俊 彦 部参事兼人事課長 田 村 伸 夫 行政改革推進室長 長谷川 武 財 政 課 長 石 田 渉 財産総合管理課長 蕪 美知保 防災拠点宁舎整備室長 中 武 英 俊 税 務 三 井 芳 朗 課長 市町村課長 髙 H 正 勝 総務事務センター課長 齋 藤 謙 消防保安課長 佐藤 勝 重

事務局職員出席者

議事課主任主事 渡邊 大介 総務課主事 合田有希

○野崎委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のと おりでありますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○野崎委員長 それでは、そのように決定いた します。

次に、議案第7号及び議案第8号に対する監査委員及び人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料を御覧ください。

これは、地方自治法等の一部を改正する法律の規定に基づき、監査委員の意見を聴いた回答及び、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を聴いた回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いた します。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○野﨑委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等 について、部長の概要説明を求めます。

○渡邊総合政策部長 おはようございます。総 合政策部でございます。本日もよろしくお願い いたします。

それでは、今回の委員会で御審議をいただき ます当部所管の議案等につきまして、その概要 を御説明させていただきます。

お手元にお配りしております総務政策常任委員会資料を1枚おめくりいただきまして、左側の目次を御覧いただきたいと思います。

一番上の議案でございます。今回、総合政策 部からお願いしております予算議案は、議案第 1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算」で あります。

右側の1ページを御覧ください。

総合政策部の一般会計補正額は、一般会計の 表の一番下になりますけれども、5億7,667 万1,000円の増額でございます。

これは、後ほど担当課長より御説明をさせていただきますけれども、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、行政事務の早急なデジタル化・リモート化を図る事業ですとか、国が実施いたしますマイナンバーカードを活用した消費活性化策でありますマイナポイントの取得や利用方法等につきまして、県民の皆様への広報・周知を行うための補正でございます。

補正後の一般会計予算額は、一番右の欄になりますけれども、207億8,958万1,000円となります。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

同じく、議案第1号、予算の関係でございますけれども、2の繰越明許費補正の追加でございます。これは、県立芸術劇場大規模改修事業の、いわゆる劇場のつり天井の改修工事に係る設計委託につきまして、関係機関との調整に日時を要しましたことから、繰越しをお願いするものであります。

次に、3の債務負担行為補正の追加でありますが、県有スポーツ施設整備事業のプール整備 運営事業につきまして、設計・建設から運営・ 維持管理業務までをPFI事業により一括して 発注する経費につきまして、債務負担行為の設 定をお願いするものであります。

目次にお戻りいただきたいと思います。

Iの議案の2つ目の丸でございますけれども、 議案第12号「宮崎県自転車の安全で適正な利用 の促進に関する条例」につきまして、議案の審 議をお願いするものであります。

以上が議案の概要でありますけれども、詳細 は担当課長から御説明させていただきます。御 審議のほどよろしくお願いしたいと存じます。

Ⅱの報告事項でございます。

今回、法令に基づく議会への報告事項が2件ございます。

まず、県が出資している法人等の経営状況についてでございますが、総合政策部所管の公益財団法人宮崎県立芸術劇場と公益財団法人宮崎県私学振興会の2つの法人につきまして御報告を行うものであります。

次に、宮崎県中山間地域振興計画に基づいて 行った主な施策につきましては、宮崎県中山間 地域振興条例第7条第2項の規定に基づいて、 令和元年度に実施しました主な施策について御 報告を行うものであります。

最後に、Ⅲのその他報告事項につきましては、 本日5件の報告がございます。詳細につきましては、後ほど担当課長よりそれぞれ御説明をさせていただきます。

私からは以上でございます。

**〇野崎委員長** 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終 了した後にお願いいたします。

○鎌田情報政策課長 それでは、情報政策課の 補正予算につきまして御説明いたします。 お手元の令和2年度9月補正歳出予算説明資料の3ページをお開きください。

当課の補正予算額は、左から2列目の一般会計の補正額にありますとおり、5億7,667万1,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3列目の欄ですが、19億3,895万4,000円となります。

5ページをお開きください。

上から6行目の(事項)電子県庁プロジェクト事業費の説明欄にあります新規事業、県庁デジタル化・リモート化推進事業及びマイナンバーカードを活用した消費活性化促進事業につきまして、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。 まず、県庁デジタル化・リモート化推進事業 であります。

1の事業の目的・背景でありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大リスクに対応し、県庁のテレワーク環境等のさらなる充実を図るため、職員や外部関係機関等とのコミュニケーションを高めるツールの導入や県庁のテレワーク用端末の拡充、会議室等の無線LAN化を進めるなど、県庁における行政事務のデジタル化・リモート化を推進するものであります。

2の事業の概要でありますが、予算額は5 億7,213万円で、財源は新型コロナウイルス感染 症対応地方創生臨時交付金でございます。事業 期間は令和2年度であります。

事業内容でありますが、①の「テレワーク等環境整備事業」は、県民との非接触による相談等が可能なチャットやウェブ会議など、外部とリアルタイムにコミュニケーションができるツールの導入やシンクライアント端末、これは米印にありますとおり、情報漏えい等を防止する

ために、パソコン内部にデータ等を保存せず、 必要最小限の構成とした端末でございまして、 この端末を使用した職員のテレワーク環境の拡 充を図るものであります。

②の会議室等デジタル環境整備事業は、会議室などでウェブ会議やペーパーレス会議等が容易にできるように、無線LANや大型モニター等を整備するものであります。

3の事業の効果としましては、新しい生活様式への対応を踏まえた県民サービスの向上や危機管理体制の強化を図ることができるものと考えております。

次に、4ページをお開きください。

マイナンバーカードを活用した消費活性化促 進事業であります。

1の事業の目的・背景でありますが、令和2年9月から国が実施するマイナンバーカードを活用した消費活性化策でありますマイナポイント事業を県民に広報・周知することで、消費の活性化やマイナンバーカードの普及促進を図るものであります。

2の事業の概要でありますが、予算額は454 万1,000円で、財源は全額国庫、事業期間は令和 2年度であります。

事業内容でありますが、①の各種メディアでの広告は、国の広報と連携し、マイナポイントの予約・申込みや利用方法に関して、テレビCMの放映や新聞・雑誌等への広告の掲載など、県内全域に広報を行うものであります。

②のイベント実施は、マイナポイント広報用パネルやチラシ等を作成し、市町村と連携して集客施設等でのパネル展や、マイナポイントの予約・申込み等を支援するイベントを実施するものであります。

3の事業の効果としましては、様々な媒体を

通じた広報や市町村と連携したイベント等を実施し、県民のマイナポイント取得・利用を促進することで、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ消費の活性化を図るとともに、マイナンバーカードの普及につながるものと考えております。

最後になりますが、マイナポイントの概要に つきまして、下の図で説明いたします。

一番下の米印にありますとおり、マイナポイントとは、マイナンバーカードとひも付けされたキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買物をしますと、1人当たり25%分のポイントが付与される国の事業です。最大2万円の買物をした場合に5,000円のポイントが付与されるというものです。

ポイントが付与されるためには、資料の中ほどの図の(1)にありますとおり、まず、マイナンバーカードを取得していただく必要があります。

その上で、(2)の①にありますとおり、マイナポイントの予約手続を行い、次に、②にありますとおり、キャッシュレス決済サービスを選択して申込みをしていただくことになります。

その後、(3) にありますとおり、令和3年3 月31日までに、選んだキャッシュレス決済サー ビスでチャージまたは買物をした場合に、利用 額の25%、最大5,000円分のポイントが付与され るというものであります。

説明は以上であります。

〇井上国民スポーツ大会準備課長 国民スポーツ大会準備課の債務負担行為について、常任委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の2ページを御覧ください。

3、債務負担行為補正(追加)、議案第1号関係であります。

県有スポーツ施設整備事業(プール整備運営 事業)についての債務負担行為の設定をお願い するものであります。詳細につきましては、資 料の5ページで御説明いたします。

1の概要でございます。国民スポーツ大会に向けて整備を行うこととしておりますプールにつきまして、設計・建設業務から運営・維持管理業務までをPFI事業により一括して発注するために、債務負担の設定を行うものであります。2の限度額でありますが、167億6,534万4,000円であります。3の期間でございますが、令和2年度から令和21年度までであります。

参考といたしまして、事業概要と事業費内訳 を掲載しております。

事業概要につきましては、事業方式はPFI 事業、事業範囲は、設計・建設業務から運営・ 維持管理業務までであります。整備施設といた しましては、国民スポーツ大会が開催可能な日 本水泳連盟公認プールを整備するものでありま す。

次に、事業費の内訳でありますが、経費といたしまして、施設整備費、備品費用等、開業準備費用、15年間の維持管理・運営費用などを計上しております。なお、経費の合計額から利用料金収入を差し引いた金額が事業費となっております。

説明は以上でございます。

〇水口交通・地域安全対策監 議案第12号「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する 条例」について御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の6ページ をお開きください。

まず、1の制定の理由であります。自転車は 手軽な乗り物であり、全世代で利用されており ますが、県内でも多くの自転車事故が発生して おりまして、また、全国では、自転車事故において自転車利用の加害者に対する高額賠償事案が発生していることなどから、自転車が関係する事故の防止、被害者の保護を図ることを目的として条例を制定するものでございます。

2の条例の概要につきましては、次の7ページの別紙により説明いたします。

まず、1の目的についてであります。

自転車の安全で適正な利用についての基本理 念や、県や自転車利用者等の関係者の責務や役 割、施策の基本的事項等を定めることにより、 お互いが相互に連携した取組を推進して、自転 車が関係する事故の防止、被害者の保護を図り、 県民等が安全で安心して暮らすことができる地 域社会の実現に寄与することを目的としており ます。

次に、2の基本理念であります。

2つの事項を基本理念としておりまして、1 つ目が、県、自転車利用者、県民等、事業者、 交通安全団体その他の関係者等が、それぞれの 責務・役割を果たし、自転車が関係する事故の 防止、被害者の保護を図ること。

2つ目が、歩行者、自転車利用者及び自動車 等の運転者が交通法規を理解して、それぞれの 特性を理解し配慮し合い、本県における交通の 安全性を高めることにより、県民等が安全で安 心して暮らすことができる地域社会の実現に寄 与することとしております。

次に、3のそれぞれの責務・役割についてで あります。

まず、県と自転車利用者の責務でありますが、 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関す る施策を策定・実施することを責務といたしま す。自転車利用者は交通関係法令を遵守するこ とと、確実に自転車を施錠することとを責務と しております。

続きまして、その右側ですが、県民等は、自転車の安全で適正な利用について理解を深めることや学校地域における取組に積極的に参加すること、事業者は自転車通勤の従業員や事業活動で自転車を利用する従業員に対して教育・啓発を実施すること、交通安全団体は、交通関係法令の遵守に係る取組を自主的・積極的に推進することを役割としております。

続いて、4の交通安全教育に関する事項であります。

まず、県において交通安全教育や啓発を実施することとしております。次に、学校等において在学する学生等に対する教育、指導等を実施すること、家庭においては、未成年者への必要な教育を実施すること、児童や幼児に乗車用へルメットを着用させるための教育を実施すること、さらに、高齢者に対する乗車用へルメットの着用など、交通安全に必要な助言を行うことなどに努めることとしております。

続きまして、5の自転車の安全利用に関する 事項であります。

まず、①のヘルメットの着用でありますが、 幼児用座席に幼児を乗車させるときは、その幼 児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努める こととしております。また、70歳以上の高齢者 が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメット を着用するよう努めることとしております。

次に、右側の②自転車の点検整備であります。 自転車利用者、事業活動で自転車を利用する事 業者、自転車貸付業者は、当該自転車の点検整 備を実施するよう努めることとしております。

次に、6の自転車損害賠償責任保険等の加入 促進に関する事項であります。

まず、①の保険等への加入でありますが、県

内で自転車を利用される方々に対して、当該利用に係る自転車保険への加入を義務化するものでございます。対象となるのは、自転車利用者、保護者――この保護者というのは、自分の監護する未成年者が自転車を利用するときとなります。また、事業者で、事業活動で自転車を利用するとき、自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときに当該利用に係る保険への加入を義務づけるものであります。なお、罰則は設けておりません。

次に、②の保険等への加入確認及び情報提供 であります。

まず、自転車小売業者は自転車を販売、整備、 修理する際に、その客に対して、次に、事業者 は自転車通勤の従業員に対して、それぞれ保険 に加入しているかどうか確認し、加入が確認で きないときには、加入するための必要な情報提 供を行うこととしております。続いて、自転車 貸付業者は、自転車を貸し付けるときに、その 借受人に対して借り受ける自転車の保険の内容 等の情報を提供することとしております。さら に、県や学校等の設置者は県民や在学者、その 保護者等に対して加入に関する情報を提供する こととしております。

次に、7の道路環境の整備に関する事項であります。

県は、歩行者、自転車及び自動車等が安全に 通行できる道路環境の整備に努めることとして おります。

6ページにお戻りください。

3の施行期日でありますが、条例案を御審議いただき、議決いただいた場合は、令和3年4月1日からの施行を予定しております。

最後に、4のその他としまして、これまでの 取組とパブリックコメントの結果を御報告させ ていただきます。

(2)の③の意見の概要にもありますとおり15件の御意見が寄せられました。主なものとしましては、自転車の交通ルールに関するもの、交通安全教育に関するもの、乗車用ヘルメットの着用に関するもの、自転車が通行する道路等の整備に関するものでございました。検討した結果、条例に反映するには至りませんでしたが、具体的な施策に関するものでございましたので、既に警察本部等関係機関と情報共有を図ったほか、今後施策を進める上で参考にしたいと考えております。

説明は以上でございます。

- ○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。議案等について質疑はありませんか。
- ○来住委員 一つ教えていただきたいんですけど、県有スポーツ施設整備事業のプール整備運営事業は、PFIによって発注するわけですけれども、PFIにした理由として、一つは、経費が安くなるということがあったと思います。6億幾らかだったと思うんですけど、具体的に6億幾ら安くなるという一定の基礎的な資料があるのかなと思うんですが、それは明示できないものなんでしょうか。もう少し具体的に、安くなるという、そういう基礎的なものがないのかなと思うんですけれども。
- 〇井上国民スポーツ大会準備課長 今回、6億 円程度の財政負担軽減効果があるということで 御報告させていただいているところですけれど も、別途資料はございますので、御説明をさせ ていただきたいと思います。
- ○来住委員 いずれにしても、何をもって6億 円安くなるのかもう少し知りたい。もっと我々 自身も確信していく必要があると思うので、ぜ ひお願いします。

○井上国民スポーツ大会準備課長 基本的な、 大きいところで言いますと、もともと施設整備 等を従来方式とPFIで行う場合、国が示して おります指針等では、おおむね10%程度コスト 削減ができると。これは、これまでの事例とか を踏まえてのことだと思いますけれども、まず それがございます。

今回、私どもが事業費を算定するに当たりましては、そういった考え方を踏まえながらも、個別に官民対話ですとか、実際に事業者との意見交換をする中で、例えば10%が適切かどうかということを精査しまして、その分につきましては、一応その半分ぐらい、5%ぐらいのコスト削減効果が見込めるという結論を得て、維持管理についてもそうですけど、個別にそういった検証を行い、それを積み重ねた数字が約6億円になったということでございます。

○来住委員 いずれにしても、資料がないと、 言葉だけでは分かりませんね。

○重黒木総合政策部次長(政策推進担当) 実は、7月の閉会中の常任委員会で、一応施設整備費とかについて、従来手法とPFI手法の比較した資料で一旦御報告はさせていただいております。

施設整備費につきましては、従来の手法、いわゆる公共事業でやったときが106億円程度で、PFIでやると98億円程度、これで大体8億円ほど経費の軽減が図られるというイメージになっております。

その他の維持管理費用でいきますと、従来手法でやると約51億円、PFIでやると47億円程度ということで、ここで4億円程度の削減ができるというところです。

ただ、PFIでやると、別途会社をつくって 運営経費が必要となりますので、そこで、別途 PFIのほうが7億円程度高くなるという内訳になっておりまして、差引きすると、ただいま課長が答弁したように、6億円ちょっとの経費削減効果があるという資料になっております。 改めて、この資料についてはお配りしたいと思っております。

**〇野﨑委員長** では、全委員に資料の配布をよ ろしくお願いします。

ほかにございませんか。

○坂口委員 ちょっと参考までに、いよいよ具 体的に発注になっていって、まず業者選定のと きに、いろんな要求すべき条件を明示されると 思うんですね。要求基準というんでしょうか、 その基準についてなんですが、一つは、県有施 設となるスポーツ施設、それと同時に、今回は、 民間事業に係る施設についても一体的に整備す るということで、一体のものに対しての評価に なると思うんです。評価基準で最終的に業者選 定で点数化して、数値化して一番有利なところ に決まるんでしょうけど。そのときの要求基準 は、公的な部分に対してのみ要求されるのか、 それとも、今までの説明では商業施設は駄目で すと、それから、にぎわい創出のための施設な んですということで、そこも漠然としたもので はなくて、ずっと詰めていって、民間施設程度 といえども合理的に判断できるような評価基準 があるとかですよね。

それと、今後、民間施設も含めてPFIでされて、15年間の運営期間の責任というか、契約まで含めるとなると、ランニングコストの有利性というのもそこに含まれて、民間と一緒で、そこで利益も出していこうと。

だから、その利益を一旦は維持コスト、ランニングコストの共益部分というんでしょうか、 共益費みたいな部分、そこに当然フィードバッ クされるというか、投入されることになるのか なと思うんですよね。

そういったことに対しての要求基準と数値的な評価の在り方というのは、こういう事業の契約を決定するに際して、認知されたような方法があるんですか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 まず、要求 水準のお話でございますけれども、プールにつ きましては、例えば50メートルプール、25メー トルプール等、詳細な施設のレベルをきちんと お示しして、実際のレイアウトやデザインなど はある程度民間からの提案を受けることになり ます。

あと、民間収益施設につきましては、委員からもお話がありましたとおり、一定の禁止事項をお示しして、それ以外は、基本的には自由で、定期借地権で土地をお貸しするということでございます。

あと、一体的に整備をするということで、その中での、いわゆる審査基準につきましては、まずプールのほうは、そういった、それぞれ維持管理や運営方法も含めて、個別に審査基準を設けるというのが一つ、あと、民間収益事業の分につきましては、今、ランニングコストのお話がありましたけれども、今回は、新たに屋内プールを造るということで、15年にわたる運営・維持管理経費のコスト削減も非常に重要なポイントでございます。

詳細は、今、検討中ですけれども、例えば、 その収益事業から県にお支払いいただける額の 評価というのも、しっかり評価基準の中に位置 づけないといけないのかなと思っています。

あと、もちろんですが、今、まちのにぎわい とかに貢献するようなという説明をしておりま すけれども、そういった内容も含めて、総合的 に、個別の配点のバランスなども慎重に検討を 重ねた上で、入札公告時にそれらをお示しして 取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口委員 なかなか難しい作業だと思うんですよね。特に、15年間にわたって確実にその商業施設の経営の見通しが担保できるというようなことも評価しておかないと、絵が物すごく立派な絵で、しかしながら、これは絵に描いた餅で食えなかったというようなことでは大変な問題ですから、そこのところの安定性とか信頼性の評価が一つ要るのかなと。

それから、PFI手法でやれることによって、 これまでの経験だと  $5\sim6$  億円お金を節約でき るのが一つメリットだと思うんですね。

さっき言いましたように、ランニングコストは毎年必要なんですよね。一つは大きくなった部分でスケールメリットが出てくる管理費というのが、規模の問題で単位当たりが小さくなる部分もあると思うんですけど、そこでノウハウとか、さっき言われましたように還元できるお金、それでメリットというのを、こういう評価基準というものをしっかり持った上で、そこで最低限これはちゃんと規制しますというか、これは駄目ですよという線引きですね。

それと同時に、今回特になんですけれども、いざというときには、ここでこれだけの防災・減災ができる、あるいは避難等に対して収容できますというようなものをやっぱり評価対象に入れておく必要があるんじゃないかなと。だって、宮崎県で一番大切で重要な場所で、本当にコアな部分になるわけです。だから、そこら辺を、相当勉強してやっていかないといけないと思う。

今度は、それを本当に客観的に評価できる人

を調達できるかどうかです。経験も踏まえた専門的な評価ができて、最終的に数値化する、点数をつけられる選考委員を選ぶ、そこも相当のことをやらないと、こんな大きなもの、これは初めてのことですものね。そこのところの考え方、これから検討していくのも含めてなんですけど、そこら辺についてどういう認識を持たれているのかを聞かせてください。

○井上国民スポーツ大会準備課長 今の御指摘 については、多角化的な面で評価基準を設定し なければならないと考えております。

また、その内容につきましては、私ども庁内はもとより、外部の有識者に入っていただいております委員会等でしっかり議論させていただきまして、入札公告までにはしっかりした内容になるよう整理をしてまいりたいと考えております。

○坂口委員 そこをぜひ、いろんな専門的な視点から検討を積み上げていって、最終的にどうやるか。特に、にぎわい創出でも、商売のためのにぎわい創出という純粋な金につながるものと、そうではなくて、これだけの事業を我々が担わせていただけるんだということでの責任の伴う公益性、公共性ですね、そういったもの。

それから、場所的にも県で一番中心になる宮崎駅があり、防災庁舎もできて行政機関も市も県も近くにある。そういったものを見たときに、ここら辺のゾーンを将来どうやっていくかということも踏まえたときに、これは、やっぱり県内で相当重要な地域になっていくと思うんです。そこら辺も評価の対象にしていかないといけないんじゃないかなということで、かなりの検討を要すると思うんですね。これはお願いしておきます。

もう一つ、これは単純なことを教えていただ

くだけなんですけど、債務負担が令和2年から令和21年までと、かなり長い期間なんですが、過去に一番長かった債務負担行為の期間というのは、どれぐらいですか。分かればなんですけれども、大概3年ぐらいが普通の債務負担行為の期間かなと。

○重黒木総合政策部次長(政策推進担当) また確認して御報告したいと思いますけれども、 私の経験からすると、例えばトンネルとか橋梁 とか、それで数年間というのが恐らく最長ではないかとは思っております。

**○渡邊総合政策部長** 坂口委員から、公益性と かその辺りのこともしっかりというお話をいた だいたところであります。

今回、選考委員とか審査員とかそういった方にもいろいろお願いしなければならないと思っているんですが、PFIに関して言うと、\*\*宮崎県内では初めての取組になりますけれども、全国的に見ると、もう相当数実績がございまして、他県でPFI事業に取り組んでいらっしゃられた有識者の方も相当数いらっしゃいますので、そういった方に、ぜひいろんな観点でのアドバイスをいただいて、審査のポイントとか着眼点、その辺りを整理させていただければなと思っております。

それと、先ほど委員のほうからゾーニングの話がございました。おっしゃるとおり、宮崎駅にアミュプラザができて、ショッピング機能も兼ねたそういう拠点になると思います。そして、新しく防災庁舎ができて防災の拠点ができて、また、新たに医師会病院ですとか、そういった医療の拠点もできたと。

じゃあ今回のプールはどういった切り口かと 考えたときに、駅前のそういった普通のショッ

※23ページに訂正発言あり

ピング機能とは違う観点でのにぎわいづくりというのが必要なのかなと思っています。ここにプールができるので、プールイコールスポーツ、プラスアルファで健康とか文化とか、そういったほかのゾーンにはないような切り口でのにぎわいづくりが考えられるのではないかなと思っておりますので、その辺りのことも今後しっかり検討してまいりたいと思っております。

○坂口委員 ぜひ、よろしくお願いします。 ちょっとくどくなりますけど、PFIという手 法も初めてなんですが、宮崎の将来をどう見据 えて、どういう方向に向かってこれだけの大き い投資をしていくのか。これは初めてのプロジェ クトと言っていいと思うんですね。

さっき申し上げましたように、いろんな公的な機関がある。北警察署もあるわけでしょう。そうなったときに、今回のコロナウイルスでもですけど、国だって60兆円近い借金をしてまで、絶対国民の命、財産をしっかり守るんだとなったときに、こんな初めての大がかりな、あらゆる英知を結集して挑戦していくような事業のときは、最終的には、県民の命を守るための、絶対微動だにしない、そういう拠点づくりだと思うんですね。

だから、あらゆる情報の提供とかを全てこの一帯でやっていくとなると金もうけにはつながらないわけです。そういった公益性、公共性の高さというものの一定の評価基準をもって、そこに加点をしていく。県民の命を守るための施設としても、この施設は評価できるというものに対して、評価点を上げていくような、そういう評価方法がなければ、あの場所を潰して、これだけの大型投資をするのに単純に国体のためだけの投資では、それはあまりにも了見が狭い気がするし、もったいないと思うんですよ。

だから、将来の県民ために本当に必要な、命そのものというようなゾーンに仕上げてほしいなと。そのためには、相手方を選ばないといけないわけですから、評価基準を持っておいてほしいなと。要求基準に入れてもらって正しく点数化していく手法が取れれば。僕らは素人ですから、公共としてどこまで踏み込めるのか、あるいは、どうやって評価できるのかということが全く分からないけど、ノウハウを結集していって、それができる人たちで選考していただければと思います。

○太田副委員長 国体に向けての取組ですから、 ぜひスムーズにいってもらいたいという気持ち も込めて、老婆心ながら数点、質疑をしたいと 思います。

基本的なことですが、債務負担が20年ということで、PFIでやった場合、20年後のこの建物の所有関係とかはどうなりますか。

〇井上国民スポーツ大会準備課長 今回のPF I 事業は、BTO方式ということで、所有権自体は、施設が完成した後に県に移ることになっております。したがいまして、20年後も所有権は県にあるということでございます。

○太田副委員長 後でまた聞きますけど、所有 権はすぐに移転するようですが、20年後以降は 何か形が変わるんですかね。

〇井上国民スポーツ大会準備課長 今回、運営期間を15年と設定したのは、それ以上の年数になりますと、かなり施設が老朽化することが予想されて、その時点で大規模な改修等も想定されるということで、一応そこで区切っているところでございます。

その後は、私が聞いた先進事例の話では、そういった一定のメンテナンスは施した上で、PFIでやって非常に内容がよかったので、引き

続きPFIでやりたいというような話もございますので、その時点で継続してPFI方式でやるのか、あるいは直営でやるのかとか、その時点でまた検討することになろうかと考えております。

## **〇太田副委員長** 分かりました。

それを、プールを見た場合に、県の水泳連盟とかが、いい企画を提案したりして、いろんなイベントがあってほしいと思うわけです。ちょっと使っただけで、1年間あまり使わなかったということではいけないと思うので、恐らくいろんなアイデアを出して、そういうイベントとか大会を誘致されると思うんですが、その辺のところで、水泳連盟辺りが、宮崎県のレベルも上げたいといったような熱意とか、その辺りの考え方はいかがなものですか。そこを大いに活用しますという決意があるのかどうか、その辺のところはどうでしょうか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 今回の施設の内容をいろいろ検討するに当たりましては、 そういった競技団体との意見交換もしっかりやらせていただいております。

今回、県内初めての50メートルの屋内プールということで、それが整備されれば、今、副委員長がおっしゃいましたように、通年でそういった大会等も可能になるということで、ぜひ、利活用が活発に行われる方向で、私どもも競技団体としっかり話合いをしていきたいと思っております。

ちなみに、新潟県長岡市のPFI方式のプールの例でいきますと、民間事業者のそういったノウハウ等も含めて、大会の数自体も増加しているようですし、合宿の誘致とか、年間の利用者数そのものも大幅に増えたというようなことも聞いておりますので、そういった成功事例に

近づいていけるように、いろいろとまた研究等してまいりたいと考えております。

**〇太田副委員長** そういった形で、大いに利用 していただきたい、そんな施設になっていただ きたいという思いがあります。

それから、先ほど、所有権の移転の問題がありましたけど、これはSPC―特別目的会社ということで、資金を集めて、私はこのSPCの会社が所有権をずっと持っているのかなと思っていたんですが、早めに県に移るということですけど、このSPCはどんな手法で資金集めをやるんでしょうか。例えば証券、ああいったもので募って集めて、所有権を県に移すときには、SPCから県に移るときのお金のやり取りはどういうふうになるんですか。

〇井上国民スポーツ大会準備課長 まず、施設整備費につきましては、例えば、いわゆる公共事業で通常活用しております地方債の分もございます。その場合は、県のほうで起債を調達してということになります。民間の資金につきましては、その施設建設費の一定割合を民間のほうで調達してやっていただくということで、その施設が完成した後に、その分は平準化して、分割でお支払いする形になります。

○太田副委員長 それと、来住委員も言われたと思うんですけど、積算根拠の資料が欲しいなと。例えば、資料の積算内訳の経費4に、維持管理・運営費用がありますよね。34億円と書いてありますが、例えば運営費用で言ったら、その中には人件費とかも入っていると思うんですよ。例えば、人件費なんかは、人員体制がどのくらいで、どのぐらいの人を雇うのかとか、これは積算ですから、きちっとされたとは思うんですよ。こういう一つ一つを見たときに、私たちとしては、どのような雇用形態なのか知りた

くなる、しっかりしていますよねという意味で、 聞きたくなるので、資料も欲しいなという気持 ちになるんです。

だから、私たちも、この積算の根拠はどうなっていますかと聞きたくなるんですけど、いかがでしょうか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 今、お尋ねのありました人件費等でございますけれども、この分については、まずこれまでの先進事例等を当たった上で、大体この規模の施設だったら、このぐらいの配置かなというところを把握した上で、民間事業者との官民対話、意見交換会を踏まえて、ちょっとプラスしたり、ここはこの人数でやれるんだなというのを把握した上で、一応数字を出しております。

ですから、例えば監督する人がいて、それを 補佐する職員がいて、あとは、パート等で午前 中だけとか午後だけとか、そういった張りつけ る人が何人いてというのをおおむね想定して、 積算しているところでございます。

実際は、また提案が来たときに、それよりも 合理的なやり方がありますということで、その 辺を少人数でやれるような体制を提案で出して くるとか、あるいは、その逆もあるかもしれま せんが、それは、その提案の内容を審査して決 めていく形になります。

**○太田副委員長** なかなか説明が難しいというか、もちろんきちっとされているという思いで聞きましたけど。

それと、部長が民間収益施設の関係で、健康 分野とか文化的な面で何か高まるような施設を 検討というような感じで言われましたので、商 業施設でないということは、そういった精神文 化に関することとか、人間の命に関する分野の いいものが想定されるのかなと理解しました。 それで、あそこは県有地ですから、借地料とかはもちろん入ってきますよね。今言われた健康の分野とか文化面で資するようなものというところは、心に響きましたけど、一応、借地料とかも入ってくる想定でやっているんでしょうか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 今、委員がおっしゃられたように、基本的には、例えば、過度な商業の集積 ショッピングモールなどは禁止です。あと、住宅とかも禁止にしていまして、あとは、基本的には自由提案なんですけれども、その中で、ある程度事業者の方がイメージできるように、例示として、先ほどもおっしゃられたような文化とかスポーツとか、あるいはその中でまちのにぎわいに資するとか、そういった形で例示をさせていただいているところでございます。

また、事業者との関係でいきますと、県有地 を定期借地権付でお貸しするということで、長 期間、その提案した内容で利活用していただく 形になります。

○太田副委員長 イメージ的にはだんだん分かってきました。いろんな考え方があると思うのですが、坂口委員が言われたように、公共的な価値も評価する、本当に、このゾーンの価値というのは、利益を上げるだけではなくて、そういった公共的な価値も含めて評価してあげないといけないんだろうなという感じもいたしました。

ただ、この事業が本当にうまく回ってもらいたい。失敗してはいけないということで、その辺の県民への説明とかもうまくしておかないといけないのかなと思って。来住委員が言われた資料も、できたら昼ぐらいまでには頂きたいなと思ったんですけれども。

それと、一般質問等でも出ておりましたが、 コロナが出ている状況なので、ちょっと立ち止まって考えてみようじゃないかと、いろんな活用の仕方があるんじゃないですかと、いろんな選択肢があるんじゃないですかという聞き方をした議員がいましたけど、その辺のところは、時間的にもう余裕はないということですか、どうでしょうか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 やはり、まず国民スポーツ大会に間に合わせるということと、プレ大会ですとか、競技力向上にも活用するという点を考えますと、当初の予定どおりで。また、工事等についても予期しないトラブル等もございますので、そういった観点からも予定どおり取り組ませていただければと考えているところです。

○坂口委員 予期しないトラブルというのは、 これまでの計画で織り込み済みじゃないとおか しいわけで、今のはあまりにも丁寧過ぎた答弁 かなと思って聞いていました。

それとテレワークのほうなんですけど、これは、非接触による県民との相談等を進めていくための整備ということなんですが、特に相談となると、やっぱり対面で話さないと分からないような部分も結構あると思うんです。そこら辺をどう――特に深刻な相談のときに、相手方の心理状況を顔色で判断するというような部分を、どうカバーしていくのか、これからくるデメリットが一つ。

それから、ハードの部分はどんどん進んでいくんですけど、受ける側の県民サイドのソフトの部分です。私はそんなこととてもできないと、僕らも含めてなんですが、そういった人たちが取り残されないようにする。企業に勤めている、そういった給与所得者とか従業員の人でもそう

です。それはちょっとできない、まだ未熟だとなったときに、それは会社でも業績に影響して、 その人の社内での身分の保全にも影響するような深刻な問題が出てくるかも分からない。

だから、ハード以外のソフト部分、そして、 そういった相手の心とか表情とか置かれている 自分の経験からくる予測なんかも含めて、そう いった微妙な部分での情報交換をどうカバーさ れていくのか。このデジタル・リモート化を推 進していく中で、それからくるデメリットとか 心配されるようなことを排除するような、特に ソフト面での配慮はなされているんですか。

○鎌田情報政策課長 まず、1点目の対面による相談についてでございます。

委員のおっしゃるとおり、私どももICTというのは、あくまでもいろんな制約を取り除くための手段だと考えております。だから、濃密な相談といったものは、当然直接面談してやる必要があると思います。

今回、デジタル化を進めるわけですが、我々は、このデジタル化自体が目的だとは当然考えておりませんので、委員のおっしゃるように、その辺については、十分留意して利活用をしていく必要があるのかなと思っております。

また、2点目の県民の情報リテラシーの関係、機器をうまく使えるかとか、その辺につきましては、今、スマホなどがかなり普及してきておりますが、今回のシステムというのは、県民がスマホで比較的簡易に利用できるような形にしてまいりたいと考えています。

また、必要に応じて、そういった使い方についても、県のホームページ等を通じて啓発してまいりたいと思います。

○坂口委員 やっぱり、そこについていけない 人を出してはいけないというのが一つ、これは、 大きい心配事です。僕らもまだアナログに限りなく近いものですから、そこのところがちょっと、自分も含めて心配です。

例えば、あまりにも飛躍し過ぎかもしれないけれども、ほんの数年前に、自殺を防止していこうということで、散髪屋さんあたりに来たお客さんの顔色をうかがって、何かあるなと思ったら誘い出して悩みを聞いてあげてくださいということを、本当に真剣にお願いしたことがあるんです。何度も会っていて、その人の顔色を見て見抜けるから、散髪屋さんにお願いしたわけで、そこら辺がICT化していったら、それこそ人間よりロボットが勝てるような時代にどんどん進んでいってしまう気がして、そこが心配なので、そこら辺はしっかりカバーしてくださいということを要望しておきます。

それから、プールの件で、一般質問でコロナでお金が要るから云々というのがあったけれども、1年間余裕ができたというだけで、こういうものを造りますというのは全国との約束事ですよね。宮崎県が46都道府県と約束して、これを造るから宮崎でやってくれと、成功させるよと言った。

だから、1年延ばしてやるのかやらないのかという選択しか残ってないと思うんです。それを約束しなさいと、誘致しなさいと、これだけのものをつくりなさいと我々も認めてきたわけで。

ここで、1年延ばすがために、せっかくもらえる補助金、率としてはあまり大したものではないかもしれないけど、補助金も含めて、もう要らないと一旦返して、また、くださいなんていうことが本当に可能なのかなということですね。

次は、純粋に県の単独事業としてこれだけの

投資が必要になってくる、そこをしっかりと責任持って判断をしていただいて、だから今スタートなんだということを言っていただかないと、さっき冗談みたいに言いましたけど、万が一があっても1年間猶予があると、そういうレベルじゃないと思うんです。これは約束事で、一番いいものを造るためには、今、契約なんですよということで、しっかり自信を持って進んでほしいなと思います。何か説明があれば説明を、なければ要望で止めます。

○井上国民スポーツ大会準備課長 ありがとう ございます。何分初めてのPFI事業というこ とで、いろいろと勉強しながら、研究しながら、 取り組ませていただいているところでございます。

御指摘がありましたように、全国に向けての 宮崎国スポということで、取り組んでいるとこ ろでございますので、そこは、しっかりぶれず にいいものを造っていくということで取り組ん でいきたいと思います。

○井上委員 坂口委員が言われたことは、とても大事なことだと思うんですよ。本当に、全国の皆さんに約束したことでもあるので。ですから、やっぱりきちんと、ぐらぐらしないでちゃんとやっていただきたい。

そして、この県プールが出来上がるかどうかによって、宮崎市の地域づくりというか活性化にもすごく大きく影響するわけですよ。駅前のアミュプラザのこともあるし、いろんなことを含めて、これから宮崎市が考えていることについてもどうしていくのかということもあるので。

人の動きをどういうふうに持っていくのかということを考えていかないといけないんですよね。宮崎市も商店街が本当に厳しい状況になっているわけだから、人をどう動かしていくのか、

やっぱり先が見えないといけないと思うんですよ。

ですから、そういうことも含めて、民間収益 事業の提案のところも、地域の皆さん、宮崎市 の関係のところとも連携をしながら、丁寧にやっ ていただきたいなと思います。宮崎市は宮崎県 の一つの顔でもあるので、そこを考えて、この 県プールがきちんと出来上がっていくようにし てもらいたい。

だから、県議会での答弁なんかも、これでいいのかなとちょっと思いましたので、そこはきちんとした決意を持ってちゃんとやっていただきたい。そして、節約するということについても、節約の中身をよく考えて節約しないと、事業が完成したときに、しまったという状況ではいけないと思うので、節約することが宮崎県にとっていいのかどうかということもきちんと考えてやっていただきたいと思う。説明に来ていただいた職員の方には申し上げたんですけど。伝わっているかどうか分かりませんが、やるべきときには、きちんとやっていただきたいと思います。

そして、県庁のデジタル化とリモート化の推進なんですけれども、これはやらないといけない内容だと思います。今、本当にこういうチャンスが来たわけだから、きちんとやっていただきたい。このデジタル化とリモート化が、県庁全体でイメージできているのかどうかがちょっと心配なんですが、せっかくLANがあって、いろんなものがそろっても、ちゃんと活用できる状況に仕上げていくことが大変重要だと思うんです。そこを、県庁の職員の皆さんがきちんと意識を持ってやっていただくということも含めてですけれども、そういう具体的な問題について議論は進めていらっしゃるんでしょうか。

○鎌田情報政策課長 今回のシステムについては、委員のおっしゃるとおり、今後、職員全体での利活用が最大の課題なのかなと思っております。

今回、この事業を設計するに当たりまして、 全庁的にこういう環境整備をした場合に、どの ような利用があるかということで、全庁的な調 査もしております。その中で、全体として300近 くの活用事例が出てきておりますので、間違い なく利活用が図られるんだろうと思います。

実際に稼働し始めたら、各所属での取組事例とか、そういうものも庁内に啓発しながら、一層の利活用を進めていきたいと思っております。 〇井上委員 ちょっと先を見ていただいて、市町村との連携はどうしていくのかとか、これからもいろんな問題が出てくると思うんです。 県庁の中だけで話していて、それとか、リモートをしないといけない状況があったときに、リモートができる環境も大切なんですけど、同時に、今度は市町村をどんなふうにしていくのかということも考えておいていただきたいなと思うんですが、そこはどうなっていますか。

○鎌田情報政策課長 市町村との連携につきましては、これまでも市町村と県で協議会をつくっておりまして、その中で連携しております。

今回のコロナにつきましては、特にテレビ会議システムについて、4月補正で予算を承認いただきまして、市町村とのテレビ会議ができるようになりまして、今、コロナ対策で、知事や市町村長をはじめ、いろんな方々と会議を進めております。

それとともに、全体としては、本年度から、 電子自治体推進担当というものを設置しました。 今回そういう組織改正をした大きな目的の一つ が、やっぱり市町村が情報化を進めるに当たっ て人材がなかなかいないということで、その辺を強化しようということで、いろんなIT調達も含めて、いろんな相談を前向きに受け取っていこうという体制にしておりますので、今、委員からお話がありましたとおり、市町村とも連携しながら、今後もより一層取り組んでいきたいと考えております。

〇井上委員 重ねて恐縮だけど、民間の企業を どう活用していくのか、その人たちが県庁の政 策にしっかりと協力していただける体制をどう つくっていくかということは、このデジタル化 とリモート化のところで、当然必要だと思うん です。そこをきちんとやり遂げる。学校のIC Tの問題とかもきれいに動きが取れるように なっていくと思う。だから、今回のデジタル化 とリモート化というのは、改めて県庁全体の組 織を見直せる非常にいいタイミングになってい ると思うので、そういう意味では、ほかの部と の連携はどうしていくのか。県庁全体と、それ から市町村、そして民間の企業の力も借りるこ とがとても大事だと思うんです。その辺りにつ いては、突破口といったらおかしいけれども、 できるようになっているんですか。

○鎌田情報政策課長 民間企業等との連携、県 全体のデジタル化についてでございますけれど も、先ほど組織改正について申し上げましたが、 組織改正と併せて、民間等とも連携しながら進 められるように、先端 I C T 利活用担当を設置 しまして、全庁的に地域の情報化をさらに強力 的に進めていこうと考えております。

後ほど、その他報告事項で説明いたしますが、 県庁も含めて地域全体の情報化を進める計画に ついて、今、策定を進めているところでありま す。

その中でも、私個人としては、これまで民間

部門がちょっと弱かったのかなという気もした ものですから、そういう計画をつくるのと、あ とは、産学官の協議会が今はないんですけれど も、それを計画の策定後にすぐ立ち上げようか なということで、この地域全体のデジタル化を 一層進めていきたいと思っております。

○井上委員 この前、高千穂町に行かせてもらって、IT企業の皆さんと連携を取りながら、子供たちがいろんなプログラミングができるようにしたりとか、そこに就職していくという形も取ったり、お互いがお互いのいいところをうまく活用しつつ、先に進んでいくような状況をつくられました。高千穂町だからできる内容だったかもしれませんけれども、それは非常に示唆に富んだ内容だと思うんですよ。

ですから、いろんな企業の皆さんが、宮崎県の政策に具体的に関与・参入していただける方向をできるだけつくり上げていく。宮崎県の子供たちがどれだけ就職できるようになっていくのか分かりませんが、そういうこともぜひきちんと考えていただきたい、先を読んでいただきたいと思います。

この県庁のデジタル化とリモート化の推進というのは、表向きのシステムが出来上がるというだけではなく、深みのある内容で、お金かけた分だけ取り戻すことができる内容になっていますので、せっかくの予算ですから、これは私たちの生活にきちんと返ってくるような状況をつくり上げていただきたいと思います。期待していますので、頑張ってやってください。

もう一つ、マイナンバーカードを活用した消費活性化促進事業について、私はPayPay とかそういうキャッシュレスって、非常に消費 に対する意欲というか、それがすごく連携して いいと思っているんですよね。キャッシュレス の還元を国はやめたけれども、あれをうまくやってもらうと、もっと購買意欲は上がるんだけどなと思っています。

このマイナンバーのポイントのCMを見てい るだけだと、ちょっとよく分からない。どんな ふうに自分にメリットがあるかをもうちょっと 丁寧に。ただ、マイナンバーカードを作るとい いですよみたいな言い方だけではなく、こうい う活用の方法ができるというような、きめ細か さがあっていいのではないかなと思うんですけ ど。その辺のことをもっと丁寧に。このマイナ ンバーカードの問題というのは、将来的にも本 当に大切な話なので、ここをもっときちんとす ることで、デジタル化もリモート化も本当に生 きてくる可能性が高いわけだから、もっと具体 的に県民の皆さん、市民の皆さんに分かるよう に、なぜ説明できないのかなという気がしない でもないんですが、ここは今後どうされるんで すか。

○鎌田情報政策課長 マイナンバーカードにつきましては、今、委員からお話がありましたとおり、将来の情報化社会を支える重要な基盤になるんだろうと考えております。

現在、利活用につきましては、例えば、住民票の写しを交付するときに、マイナンバーカードがあれば、コンビニでも交付できるとか、3月からは健康保険証として使えるとか、あとは、民間企業におきましても、社員証として使っているとか、いろんな活用事例があります。今のところ、県民がなかなか理解できていないという御指摘でございますので、今回の事業を進めながら、マイナンバーカードのそういった将来性とか有用性とかについて広く普及してまいりたいと思います。

〇井上委員 最後ですけど、特別定額給付金で

いろいろ問題があったんですが、マイナンバーは自分の番号なので、そういう意味でいうと、特別定額給付金みたいなものを今後支給される場合に、私にも、なぜ世帯主なのかという相談が物すごく多かったんですよね。別世帯をつくっていたときに、この宙に浮いた人はどうするのかとか、給付の方法にはすごく問題がありました。

ですから、いろんな問題はあるにしても、このマイナンバーというのが、いかに県民、市民にとって有効なものであるかをこの事業も含めてきちんと説明しないと、将来的なことを考えると、マイナンバーが有効活用できるようにしていくには、漏れのないようにきちんとしておく必要があるのではないかなと思いますので、これはきちんとやり遂げていただきたい。きちんと説明をしていただきたい。私に説明するんじゃなくて、県民、市民に丁寧に説明していいただきたいと思っているんですけど、部長はどんなふうにお考えなんですか。

○渡邊総合政策部長 市町村、民間含めて、様々な連携をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○太田副委員長 先ほど、運営費用のところで したが、どういう労働形態なのかなとか思って しまうという意味でいうと、この5ページの利 用料金収入ですけど、私から見れば、これも同 じような感じになってしまうんですよね。どん な収入があるんだろう、どういう利用料金体系 なんだろうかというふうに。私たちの場合は、 5億6,000万円入ってきますということで認める というか、了解するのか。どんな料金体系なの かなと思ってしまうんですよね。一応そんな思 いで伝えておきますけど。

私たちも議案を審査する場合は、できるだけ

うまくいきますようにという思いで審査するわけですけど、過去の例で言うと、県立宮崎病院 も最初何百億円かで造ろうとしたのを、議論の中で減額させた事例もありました。

だから、そういう真剣な意味で、それがよかったのか、県立宮崎病院を節減させて果たしてよかったのかどうかというのは、また問われると思いますけど、そういう事例もあったなと思って、そういう意味で聞かせていただきました。

最後の確認なんですが、部長が言われた健康、 文化の施設を検討というか、そんなイメージも ありますよと聞きましたが、それ以上のところ はもうないですね、そこ辺までですね。

○重黒木総合政策部次長(政策推進担当) P FI事業の進捗について少し御説明させていた だきますと、今の段階は、入札公告の前に、今 後必要な手続として債務負担の限度額をお願い しているところですので、具体的な金額等は、 その後に入札が始まって、手を挙げてきた業者 の方々の提案を経て具体的な額が最終的に決 まった段階で、詳しい内容についてはまた議会 に御報告するタイミングがあるというところで す。

先ほど、人件費のお話もありましたけれども、御懸念というか御心配されている、今の事業の中身がよく分からないというところは、現段階で、PFIの性格上、細かな図面とかではなくて、こういった機能の施設でこういった運営をやってください、こういった維持管理をやってくださいということを要求水準書という形でお示しして、その中で、県が求める最低限の機能とか内容をお示ししているところですので、その中で具体の提案で、どういう運営をやっていくのか――例えば、通常の大会とかもあるでしょうし、いろんな健康教室みたいなやつをプール

の中でやるというのもあるでしょうし、子供や 高齢者向けの水泳教室をやるとか、県民の方々 の利用されるいろんな提案が出てくると思って います。

そういった中で、具体的な人件費等が幾らになるかは決まってくると思いますので、現段階で詳細なものはまだないんですけれども、今の段階で求めている水準をしっかりお示しして、それに合致する提案を業者がしてくる。自由な提案の中で、より面白いもの、より県民のためになるようなものを求めていくということになろうかと思っております。

そういった中で、先ほどの健康とか文化とか、 今回の余剰地のほうの提案は、プールの整備と 一緒になって、相乗効果を高めることができる のが我々が求めている条件の一つでございます ので、相乗効果を求めてにぎわいを創出すると。 商業以外でにぎわいを求めていくということで すので、当然プールがそこにあって、そのプー ルと相乗効果を発揮するという意味では、健康 とか文化とかも一つの候補にはなってくるとは 思っていますけれども、それも含めて、民間事 業者の提案を受けて、それをしっかり精査しな がら、最終的に審査していく形になろうかと思っ ております。

## **〇太田副委員長** 分かりました。

○丸山委員 確認ですけど、プールのことなんですが、債務負担の限度額が167億円余となっているんですけれども、この試算の事業費の内訳を見てみますと、利用料金収入もこの中に入っています。債務負担行為というのは、今後、県が支出するというイメージだったものですから、この5億幾らの利用料金収入が債務負担行為の中に入っているというのは──SPCのほうに収入がいくことで、利用料金が多くなれば減る

のかなという頭があったものですから。債務負担行為の中に利用料金収入も入るというのは当たり前のことと理解していいのか教えていただきたいと思っています。

〇井上国民スポーツ大会準備課長 PFI事業 の場合、おっしゃられるとおり、利用料金収入 も事業者に入る仕組みになっている関係上、こういった事業費を想定する場合には、経費から 収入の見込額を差し引いたものを事業費という 扱いにさせていただいているところでございます。

○丸山委員 事業費ではなくて、債務負担行為の上限額が167億円となっている、その辺の整理をちょっとさせていただきたいと思っています。○重黒木総合政策部次長(政策推進担当) 5ページの表で御説明します。

今回お願いしている債務負担行為167億円の内 訳なんですけれども、経費の額が158億円となっ ております。利用料金がこの程度は入ってくる だろうということで、158億円から利用料金収入 の5.6億円を差し引いて152億円となっています。 それに、税込みということで167億円になってい るところでございます。

○丸山委員 税込みということが分かりました。 あと、料金収入のところが、年間に4,000万円 ですけど、維持管理等に3億円かかっている。 どうしてもマイナスになってしまうということ で、この辺が非常に心配な面もあるものですか ら、他県のプールとかで4,000万円の収入がある のかとか、維持管理がこんなものという、多分 いろんなケースを出していると思っているんで すが、この辺は適当なのかとか、その辺を説明 していただきたいと思っております。

**〇井上国民スポーツ大会準備課長** まず、この 維持管理の経費につきましては、今おっしゃら れたとおり、これまでの事例を参考に出してお ります。

収入の分につきましては、いわゆる市場調査 をするような指標で、ある程度固めに見積もっ たところでございます。

あとは、先ほど新潟県の事例を申し上げましたけれども、例えば民間事業者のいろんなノウハウ等で、相当数増えたような事例もございますので、そういった方向で取り組んでいきたい、できるだけ利活用されるように、そのことによって収入もできるだけ確保できるように取り組んでいきたいと考えております。

○丸山委員 やっぱり収入をしっかり確保する。 水泳連盟の方だけが使うのではなくて、県民が 使っていくという視点が必要だと思っています。 県民によく利用してもらうというような視点が ないと結局意味がないのかなと思っていますの で、多くの県民の方たちに使っていただくよう な形にしていただくとありがたいかなと思って いますし、また、施設整備に当たりまして、恐 らく1者だけではなかなか事業費が下がらなく て、入札残が出なくなる。債務負担行為の満額 までくるんじゃないかという懸念もしているも のですから、競争性という点も、今後の発注に 当たっては非常に大きな課題になっていくと 思っていますが、その辺はどのように考えてい らっしゃるんでしょうか。

〇井上国民スポーツ大会準備課長 そういった 民間事業者の参加意欲という点は、本当重要な ところだと考えております。

これまでもいろんな民間との対話をさせていただいて、その中で、いろんな提案を聞かせていただいているところですけれども、こういった事業の中身、あるいはプールの性能等に支障がないと判断しましたら、できるだけ、そういっ

た民間事業者が参加意欲を持つような形の要求 水準にしたいなと考えているところでございま す。

○丸山委員 プール施設の事業費だけで、98億円余です。民間収益施設も含めると、民間はどういうふうに提案するか分からないんですが、同じぐらいの費用が必要で、工事費的には200億円を超すようなものが提案されると想定していたほうがいいんでしょうか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 今回、隣接 地は非常に面積が広うございますので、何を造 るかによるかと思います。全体として非常に大 きな事業費になるかもしれませんけれども、一 応頭の整理として、公共施設の整備ということ でございまして、隣地のほうは、あくまでも県 有地の有効活用という観点から土地をお貸しし て、賃料を頂く形になりますので、参考までに 申し添えておきます。

○丸山委員 とにかくこの施設に関しては、プールだけじゃなくて民間施設とうまく連動しないと、利用料金収入も含めて上がってこない。 逆に利用料金収入が減ると債務負担行為の額をオーバーする可能性もあるものですから、どんなものができるのか非常に注目しています。

この債務負担行為の上限ではなくて、できるだけ減るように競争原理を働かせていただいて、かつ、利用者の方が増えるような事業の選定ができるようにしていただきたい。また、先ほどからの質疑にあるように、公益性とかを含めてどう発注するのか、非常に難しい条件も出てくるのかなと思っていますので、逐次また御報告していただければありがたいと思っております。

○重黒木総合政策部次長(政策推進担当) 丸 山委員がおっしゃるとおりだと思っております。 今回、この債務負担行為の積算につきまして は、先ほど御説明しましたけれども、通常の公 共事業で造る場合と比較して、既に6億円以上 の削減効果があるということでございますので、 そういった中で、今後は入札公告をしていって、 いろいろな提案を聞く中で、経費の削減ももち ろんなんですけれども、どういった形で効率的 な経営ができるのか。どちらかというと維持管 理とか、運営とか、そういったところでうまく 効率的な経営をやるというところと、いかにた くさん県民の方々に利用してもらって、利用料 金収入とかを上げることができるのか、そういっ たこともしっかり議論しながら、金額はもちろ ん大切なんですけれども、国スポ後の使い方に ついてもしっかり議論して、そこも審査の中で 反映させながら、先ほど公益性の話もありまし たので、整備費プラスそういったことの使い方 もしつかり審査して、最終的には、また議会に 御報告しながら、いいものを造っていきたいと 考えております。

○佐藤委員 4ページのマイナンバーカードを 活用した消費活性化促進事業ですけれども、現 在県内のマイナンバーカードの普及率はどのく らいなんでしょうか。そして、この事業で消費 の活性化やマイナンバーカードの普及促進を図 るということですけど、これによってどのくら いの普及率になるのかを教えてください。

○鎌田情報政策課長 直近でいきますと、9月 1日現在の数字がございますが、総務省の公表 している数字では、枚数が29万4,528枚というこ とで、人口に対する交付率が26.9%となってお ります。

今後、この事業等によってどの程度交付が進むかということでございますが、これにつきましては、昨年度全市町村が国の指導の下で普及計画をつくっております。それで、全国の数字

になりますけれども、それが本年度末で5,657万枚ということで、人口普及率でいくと44.4%という数字は、一応全国ベースですが持っております。

基本的には、この数字を目標としているんで

すけれども、現況を見ると国全体で今ぐらいの

時期に3,000万枚ぐらいを想定していたんですが、現状ではまだ2,400万枚ぐらいですので、計画を若干下回っているのかなと思っております。 〇佐藤委員 数字は分かりました。半数もいかないということですけど、やはりもうちょっとてこ入れしないと普及していかないし、意味がない。マイナンバーは全員あるわけですから、全国民というか、全県民にマイナンバーカードをつくってもらう。そのための事業というか、そういう取組が今後必要なのかなと思ったとこ

**○渡邊総合政策部長** プールの関係でございますけれども、坂口委員と井上委員から、プールの整備についてしっかりとした決意が必要ではないかというようなお話をいただいたところであります。

ろです。

これにつきましては、委員の皆様方からもお話がありましたとおり、国あるいは各都道府県との間で、宮崎は2026年ということで御承認いただいていますので、それに向けてしっかりと準備を進めていかなければいけないと思っております。

そういう中で、あそこにどういったものをつくるのかというお話がございました。いろんなゾーニングのお話もしましたけれども、宮崎市あるいは宮崎市のいろんな商店街の組合ともいろいろ意見交換をさせていただいております。やはりショッピング機能的なものは不適切だという話も出てきております。そういう中で、健

康、文化、スポーツ、そういったキーワードが 出てきているところでございます。

一方で、財政負担につきましても、PFIを 入れること。そして、民間収益施設の収益でもっ てプールに関する運営費あたりを一定程度カバ ーしていただけるような、そういったこともぜ ひ御提案いただきたいと思っているところであ ります。そういったことを踏まえまして、予定 どおり令和7年の供用開始ということで進めさ せていただきたいと思っております。

御存じのとおり、国スポ、障スポにつきましては、場合によっては1年延びるかもしれないということが言われております。そういうことで、1年余裕ができる可能性が高くなってきていると思いますけれども、その1年間は、県内の選手の皆さん方のスポーツ力強化のための拠点として、ぜひ使わせていただきたいと思っておりますので、ぜひとも計画どおりお認めいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○来住委員 さっき部長からPFIでされているのは全国でかなりたくさんあるというお話があったと思います。

それで、プールに限らず類似施設というか、 例えば体育館とか、全国にそういう事例がある のかなと思うんですけれども、それを教えてい ただきたいんです。どこにそういう施設事例が ありますというのがあったら教えていただきた い。

それからもう一つは、宮崎県と同じようなものじゃなくても、PFIでされている事業で、特に県が行っている事業で、どこにどういうのがあるのか、そういう情報があったら教えていただきたいと思うんですけど。

〇重黒木総合政策部次長(政策推進担当) P

FIでやった体育施設の事例ということでしょ うか。

**○来住委員** はい。先ほど全国で幾つかあるというお話でしたから、例えば具体的に秋田県のどこでやっているとか、そういうのがあったら教えていただきたい。資料として頂ければ一番いいと思うのですが。

**〇井上国民スポーツ大会準備課長** そうしましたら、全国のスポーツ施設関係の一覧表というものでよろしいでしょうか。

○野崎委員長 委員の皆様にお諮りしますが、来住委員から要求のありました資料については、全委員へ提供ということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○野崎委員長 それではよろしくお願いします。
○渡邊総合政策部長 PFIにつきまして、県内で初めてと申しましたが、宮崎市で例がございまして、県庁では初ということになりますので、訂正させていただきます。

**〇野﨑委員長** ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○野崎委員長 次に、報告事項ですが、説明に 約30分を要しますので午後からでよろしいで しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○野崎委員長 それでは、午後1時からの再開でお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後 0 時59分再開

**〇野﨑委員長** 委員会を再開いたします。

午前中に資料要求した件について説明をお願いします。

○井上国民スポーツ大会準備課長 午前中に要求のありました資料を机上に配付させていただ

いております。

まず1枚目でございます。国民スポーツ大会に向けたプール整備の概算事業費についてでございますけれども、これは去る7月の常任委員会におきまして説明をさせていただいた資料でございます。結果的に最終的な数字が7月の時点の数字と変わりませんでしたので、お配りさせていただいております。債務負担額の予算ベースで考えた場合の従来手法とPFI手法で実施した場合の比較でございます。

続きまして、次の県プール整備運営事業、特定事業の選定という資料でございます。

この資料につきましては、後ほど、その他報告事項におきまして、PFI手法による県プール整備運営事業の実施について御報告をさせていただく予定ですけれども、PFIを行うに当たってのVFMを算出する際の考え方等を書いてございますので、参考までにお配りしたところでございます。

2枚めくっていただきまして1ページのところでございますけれども、この四角の表の中に、 それぞれの項目の算出の考え方等を記載しております。

続きまして、3つ目の資料でございますけれども、全国におけるスポーツ施設のPFI事業の事例でございます。米印で書いてございますけれども、これは特定非営利活動法人日本PFI・PP協会のホームページの情報を基に作成したものでございます。

このうちの上から、7つ目の仮称の草津市立 プール整備・運営事業ですとか、その4つ下で すけれども、新青森県総合運動公園新水泳場、 中ほどのちょっと下になりますけれども、栃木 県の総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業、 あと下のほうにいきまして、鹿児島市新鴨池公 園水泳プール整備・運営事業、新潟県立長岡屋 内総合プール整備・運営事業、このあたりが同 じ国体、国スポに向けて整備された類似の施設 でございます。

説明は以上でございます。

○野﨑委員長 質疑は何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○重黒木総合政策部次長(政策推進担当)** 午前中、県の債務負担行為の期間が長いものはほかにないのかという趣旨の御質問がありましたが、調べてまいりましたので御報告させていただきます。

期間が今まで一番長かったものは、造林事業でございまして、昭和の初めぐらいなんですけれども、85年というものがございました。これは土地の所有者と契約をして、木が育って売ったときに、一定割合を、県と土地の所有者で分配するということで、85年後にこういう割合で分割しますという意味の債務負担行為で例外的なものでございます。

そのほか、造林事業や損失補償など長いものはあるんですけれども、いわゆる箱物、建設事業で見てみますと、公立学校が造った教職員住宅とか、あるいは警察共済が造った運転免許センターで、一応20年間の債務負担をお願いしている例がございました。例えば警察共済のほうは、運転免許センターを投資をして造って、それに対して県が使用料という形で建設費相当分を20年間で支払うということで、20年間の債務負担を起こしているものがございまして、箱物で見ますと、今回と同様、20年が最長なのかなというところでございます。

○坂口委員 言いたかったのは、法律とかで30 年までの債務負担が可能だったのかなというの が漠然と頭にあったのと、いわゆる使用料で払っ ていく部分に合わせて収支を見通している、環境森林部は行き詰まったんですよね。売上げを予定して木の伐採期間まであったものだから、解散もできない状況だから、それはちょっと性格が違うと思いますから、信頼性、安全性の確認をしたかったのでお尋ねしました。ありがとうございました。

**〇野﨑委員長** ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○野崎委員長 次に、報告事項に関する説明を 求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終 了した後にお願いいたします。

○兒玉みやざき文化振興課長 それでは、地方 自治法及び県条例に基づきまして、公益財団法 人宮崎県立芸術劇場の経営状況について御報告 いたします。

令和2年9月定例県議会提出報告書(県が出 資している法人等の経営状況について)の19ペ ージをお願いいたします。

初めに、令和元年度の事業報告についてであります。

1の事業概要ですが、当財団は、県立芸術劇場の指定管理者としまして、県民の文化芸術活動の振興拠点としての劇場の役割を十分果たしていくよう、多様な文化事業を企画、実施するとともに、積極的に活用されるよう管理運営に努めたところであります。

次に、2の事業実績についてであります。(1) の県立芸術劇場の指定管理業務(施設の利用及び維持管理)につきましては、貸館業務や施設・設備の維持管理を行ったところであり、事業費は1億5,377万1,000円となっております。

次に、その下の(1)以外の業務につきましては、4億5,521万円となっております。その内

訳としましては、まず第24回宮崎国際音楽祭でありますが、16の公演と関連イベントを開催いたしまして、延べ入場者数は過去3番目となります1万9,500人余りとなっております。

また、次年度の第25回音楽祭開催のため、公 演内容や出演者の決定など、準備事業を実施し ておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送っております。

そのほか、②の一般公演事業や、その下の自 主企画制作公演事業、次のページの教育普及事 業、芸術文化発信事業につきましては、記載の とおり多彩な事業を実施したところであります。

次に、経営状況につきましては、22ページ以降に財務諸表を掲載しておりますけれども、内容が重複いたしますので、同じ資料の165ページ、の出資法人等経営評価報告書の中で御説明いたします。

まず出資の状況であります。総出資額は2億2,579万7,000円、県出資比率は100%であります。次に、県関与の状況であります。まず人的支援でありますが、右側の令和2年度の状況としまして、役員9人のうち県退職者が2人、また職員25人のうち県職員は1人、県退職者が1人となっております。令和元年度と比較しまして、職員が4名減となっておりますけれども、いずれも自己都合等によるものでして、減少した職員の業務につきましては、正規職員の採用や臨時職員の雇用等により適切に対応しているところです。

次に、その下の財政支出等につきましては、 令和元年度は委託料としまして5億62万6,000円 を支出しております。その主なものとしまして は、その下の欄にありますが、まず県立芸術劇 場管理運営事業は、劇場の維持管理等を行うも ので、指定管理料として3億2,439万9,000円を 支出しております。

次に、その下の宮崎国際音楽祭開催・準備事業は、音楽祭の開催業務等を行うものでして、 指定管理料として1億17万8,000円を支出しております。

さらに、④の県立芸術劇場大規模改修事業は、 劇場内の設備等の修繕を行うもので、委託料と して2,026万8,000円を支出しております。令和 元年度は、パイプオルガンの大規模保守や案内 サイン等の改修を行ったところであります。

その隣の今年度につきましては、ホールのケーブルの修繕を予定しておりまして、比較的小規模な工事であることから、今年度と昨年度で金額に差が生じております。

次に、活動指標であります。まず、劇場稼働率は、目標値の77%に対しまして、実績値は72.8%、達成度は94.5%となっております。

次に、主催公演の入場者率は、目標値の70% に対しまして、実績値は66.2%、達成度は94.6 %となっております。

その下の友の会会員数は、目標値の1,500人に対しまして、実績値は1,366人、達成率は91.1% となっております。

このとおり、活動内容につきましては、いずれの指標も目標値をわずかに達成することができませんでしたが、これはコロナウイルス感染症の拡大により、特に3月の利用が大幅に落ち込んだことや、音楽祭をはじめ、今後の公演の開催が見通せなかったことなどによるものです。

166ページをお開きください。

財務状況でございますが、初めに左の正味財産増減計算書の令和元年度の列を御覧ください。 経常収益は7億3,187万4,000円、その下の経常費用は7億4,571万5,000円で、当期経常増減額は1,384万1,000円の赤字となっております。 その3つ下の当期経常外増減額は1,655万円となっておりますが、これはパイプオルガン大規模保守のために財団の基金を取り崩した収益によるものです。その下の、当期一般正味財産増減額は270万9,000円となっております。これらにより、下から5つ目、一般正味財産期末残高は2億1,012万3,000円となっております。

その下の、当期指定正味財産増減額は1,655万円のマイナスとなっておりますので、指定正味財産期首残高からこれを差し引いた2億3,958万3,000円が指定正味財産期末残高となります。この結果、一番下の正味財産期末残高は、一般正味財産と指定正味財産の期末残高の合計であります4億4,970万6,000円となります。

続いて、右側の貸借対照表の令和元年度の列 を御覧ください。資産は5億7,815万8,000円、 負債は1億2,845万1,000円となっておりまして、 この結果、その3つ下の正味財産は4億4,970 万6,000円となります。

次に、その下の財務指標であります。

まず①の管理費比率は、目標値の51%に対しまして、実績値は57.9%、達成度は86.5%となっております。

次に、②の入場料収入比率は、目標値の36% に対しまして、実績値は28.5%、達成度は79.2 %となっております。

次に、総合評価の欄の右側、県の評価についてであります。活動内容につきましては、先ほど御説明しましたとおり、コロナウイルス感染症の影響により、各指標をわずかに達成することができませんでした。財務内容につきましては、いずれの指標も目標値を下回ったものの、管理費比率に改善が見られるとともに、一般正味財産は、前年度に引き続き良好な状態にあります。

組織運営につきましては、研修の充実による 職員のサービス、企画力向上や中長期的な運営 を見据えた人材育成の積極的な取組など、充実 強化が図られているところです。

これらを受けまして、その下の評価につきましては、活動内容、財務内容につきましてはB評価、組織運営につきましてはA評価としたところであります。

続きまして、令和2年度の事業計画について 御説明いたします。

報告書の25ページにお戻りください。

1の基本方針につきましては、これまでと同様に多様な文化事業を企画・実施するとともに、 県民が積極的に創作・発表の場として活用できるよう管理運営を行うこととしております。

2の事業計画の指定管理業務(施設の利用及び維持管理)については1億2,926万1,000円、それ以外の指定管理業務等につきましては4億7,305万7,000円となっております。当初の事業内容につきましては、前年度と大きな変更はございませんでしたが、コロナウイルス感染症の影響によりまして、実際の事業実施につきましては、国際音楽祭をはじめ、各種公演事業等の中止、延期が相次ぐなど、大きな影響を受けているところであります。

財団におきましては、劇場における公演等の 再開のために、感染防止対策を徹底しながら、 国の基準等に基づいた客席の制限ですとか、新 たな動画配信などの取組を始めたところでござ います。

次に、27ページをお開きください。

収支予算書であります。まず、一般正味財産 増減の部の経常増減の部であります。

(1) の経常収益につきましては、県補助金やチケット収入、企業協賛金などの事業収益な

ど、計7億2,807万8,000円、(2)の経常費用につきましては、人件費や公演事業などの事業費支出など、計7億3,307万8,000円としており、これらの合計額となりますその下の当期経常増減額はマイナス500万円を見込んでおります。

一方、経常外増減の部につきましては、基金 取崩しによります500万円の増としておりますこ とから、一般正味財産期末残高は、期首と同額 の2億1,012万3,133円となります。

次に、指定正味財産増減の部であります。下の2つ目ですが、当期の指定正味財産期末残高は、期首からマイナス500万円の2億3,458万3,124円を見込んでおり、その結果、一番下の正味財産期末残高は4億4,470万6,257円となる見込みです。

公益財産法人宮崎県立芸術劇場の説明は以上 です。

報告書の163ページをお開きください。

続きまして、条例に基づき、公益財団法人宮 崎県私学振興会の経営状況について御報告いた します。

この法人は、私立学校の相互の連携・協調や、教育の充実等を図り、本県教育文化の高揚に資することを目的としており、総出資額は4億2,583万8,000円、このうち県出資額は1億9,675万5,000円で、県出資比率は46.2%であります。

次に、県関与の状況であります。まず、人的 支援につきましては、右側の令和2年度の状況 としまして、役員11人のうち県職員が1人、県 退職者が1人、また職員5人のうち県退職者は 1人となっております。

なお、職員につきましては、再雇用職員の退職に伴い、令和2年度は1名減となっております。

次に、その下の財政支出等につきましては、 令和元年度、補助金として8,014万7,000円を支 出しております。その内訳は、下の欄にありま すとおり、まず私立学校教育研修補助金は、私 立学校関係者の資質向上を図る研修事業に対し 補助するものであり、230万円を支出しておりま す。

次に、私立学校退職金基金事業補助金は、退職手当資金の基金造成に対し補助するものであり、7,784万7,000円を支出しております。

次に、その下の実施事業でございますが、主なものを申し上げますと、魅力ある学校づくり事業は、私立学校の外国人講師の招致や教育設備の購入費に対する助成等でありまして、教育研修事業及び退職手当資金給付事業は、先ほど御説明したとおりであります。

次に、その下の活動指標につきまして、まず魅力ある学校づくり助成利用件数は、目標値12件に対して、実績値13件となっており、達成度は108.3%であります。

次に、研修参加者満足度は、参加者約380人に 対して行ったアンケートによる満足度でありますが、目標値90ポイントに対して、実績値は96.3 ポイントとなっており、達成度は107%であります。

なお、研修参加者満足度の目標値につきましては、これまでの実績値を踏まえまして、より高い目標設定とするため、令和2年度からの目標値を90ポイントから95ポイントへ変更いたします。

164ページをお開きください。

財務状況でございますが、左側の正味財産増減計算書の令和元年度の列を御覧ください。経常収益は6億7,990万円、その下の経常費用は6億7,863万3,000円であり、当期経常増減額は126

万7,000円となります。当期経常外増減額はございませんので、下から5つ目、一般正味財産期末残高は2,104万3,000円となります。また、下から2つ目の指定正味財産期末残高は4億2,583万8,000円となりますことから、一番下の正味財産期末残高は、一般正味財産と指定正味財産の期末残高の合計であります4億4,688万1,000円となります。

次に、右側の貸借対照表の令和元年度の列を 御覧ください。資産は57億9,395万1,000円、負 債は53億4,706万9,000円となっており、この結 果、その3つ下の正味財産は、4億4,688万1,000 円となっております。

次に、その下の財務指標でございますが、① の自己収入比率は、目標値10%に対して、実績 値は9.2%で、達成度は92%となっております。

②の管理費額は、目標値3,300万円に対しまして、実績値は3,031万3,000円、達成度は108.1%となっております。

次に、③の教育研修事業費比率は、目標値50%に対して、実績値は73.9%、達成度は147.8%となっております。

なお、この教育研修事業費比率の目標値につきましては、これまでの実績値が例年目標値を上回る状況にありましたことから、その目的がおおむね達せられたものと判断しまして、令和2年度から目標設定を見直すこととしております。

最後に、総合評価の右側、県の評価について であります。

まず、活動内容につきましては、研修事業に おいて、メンタルヘルスや人権問題など時代に 合ったテーマ設定を行うことで参加者の高い評 価を得ており、また、助成事業においても各学 校のニーズに即した支援を行うなど、活動内容 は高く評価できるものとなっております。

また、財務内容及び組織運営につきましては、 事務局経費の節減、効率的な基本財産の運用、 ホームページ等による情報公開に加え、退職手 当資金給付事業積立金の確保に努めるなど財務 や組織運営面についても一定の評価ができるも のとなっております。

これらを踏まえまして、その下の評価につきましては、活動内容はA、財務内容及び組織運営はBとしたところであります。

説明は以上であります。

〇川端中山間・地域政策課長 中山間地域振興 計画に基づいて行った主な施策について御報告 します。

別冊資料の令和2年9月定例県議会提出報告書(宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策(令和元年度)について)を御覧ください。

1ページをお願いします。

昨年6月に改定しました現計画につきましては、令和元年度から令和4年度までの4年間を計画期間として、御覧の3つの重点施策、「ひと」、「くらし」(宮崎ひなた生活圏づくり)、「なりわい」の3つの柱に取り組んでいるところでありまして、今回が、当計画に基づく初めての報告になります。

2ページ以降に、具体的な取組等を記載して おりますが、主な内容につきましては委員会資料を用いて御説明させていただきます。

委員会資料の8ページを御覧ください。

まず、1、(1)計画の目指す将来像ですが、「人口減少下においても、将来にわたって安心して住み続けられるよう、ひと、くらし、なりわいの維持確保に取り組みながら、創意工夫により地域が一体となって、長年にわたって築い

てきた固有の文化や歴史を引き継いでいける中 山間地域」としております。

次に、下段の地図を御覧ください。

県の中山間地域振興条例で指定されております中山間地域の範囲を示したものであります。 緑色の部分が、過疎法など地域振興関係5法の 指定地域、紫色の部分が、5法指定地域以外で、 農林統計上の地域類型が山間部または中間部と 分類されている地域で、緑と紫の地域を合わせ まして、本県の中山間地域となっております。

また、市町村名が赤字となっている市町村は、 全域が中山間地域となっている市町村でござい まして、全体で18市町村ございます。

9ページ目以降に、3つの重点施策ごとに、 主な実施施策と目標指標の達成状況を記載して おります。

初めに、9ページの2の(1)「ひと」についてであります。

1つ目の丸、戦略的な移住・定住の促進としまして、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターにおける相談対応体制の強化や相談会等の開催、移住サイトを中心とした情報発信に取り組んだところであります。

2つ目の丸、子育で支援等の充実としまして、「未来みやざき子育で県民運動」の推進による 機運の醸成や地域の子育で体制の整備など地域 の「子育で力」の強化や、安心して結婚、出産 等ができる環境の整備に取り組んだところであ ります。

3つ目の丸、教育環境の整備等としまして、 地区生徒寮の運営や「へき地育英資金」の貸与 等を行ったところであります。

4つ目の丸、ふるさとへの愛着、県内で働く 魅力の発信としまして、県総合博物館等におけ る職場体験学習を通して、子供たちのふるさと への誇りや愛着を育むとともに、県内高校生向 けの就職・体験フェア等を開催し、高校生の県 内定着促進に取り組んだところであります。

5つ目の丸、外部人財の活力の取り込みとしまして、中山間盛り上げ隊による集落支援を通じた交流や地域おこし協力隊の活用など、外部人財との交流・連携による集落機能の維持・活性化等に取り組んだところであります。

関連する目標指標の達成状況は記載のとおりでありますが、設定エリアの欄にIと記載のあるものは、条例上の中山間地域に該当する地域における実績、IIと記載のあるものは、市町村全域が中山間地域となっている18市町村の実績、IIIと記載のあるものは、県内全域の実績となっております。

ページめくっていただきまして、10ページの(2)「くらし」(宮崎ひなた生活圏づくり)についてであります。

1つ目の丸、多様な主体の参画・住民との協働としまして、地域の話合いの促進のため、ひなたまちづくり応援シートを活用した地域ワークショップを開催したところであります。

2つ目の丸、生活を支える機能の維持と連結 としまして、市町村職員を対象に、各種研修会 を開催し、先進的な取組事例や過疎地有償運送 等の移動支援に関する制度等の情報共有を行う とともに、携帯電話等エリア整備事業により携 帯電話サービス未提供エリアを解消したところ であります。

3つ目の丸、医療・介護の確保と地域で支え合う仕組みづくりとしまして、僻地診療所の出 張診療等やドクターへリの運航による医療提供 体制の維持のほか、介護人材の確保に向けた取 組を行ったところであります。

4つ目の丸、地域公共交通の確保としまして、

広域的・幹線的バス路線を維持するため、市町 村やバス事業者に対して補助を行ったところで あります。

5つ目の丸、防災・減災のための体制づくりとしまして、防災士の資格取得促進や自主防災組織への補助などにより、地域防災の中核となる人材の育成・確保を行ったところであります。

関連する目標指標の達成状況は記載のとおりでありますが、表の一番下、県管理河川における洪水浸水想定区域の指定区域数については、昨年、豪雨災害が全国で相次いだことを受けまして、指定を一気に進めたことで初年度に目標を達成している状況でございます。

最後に、11ページの(3)「なりわい」につい てであります。

1つ目の丸、担い手の確保としまして、就業 希望者に対する相談会等の開催、みやざき林業 大学校等における就業に向けた研修等によって 担い手確保を図ったほか、計画的な事業承継の 準備を促す事業承継診断等の支援を行ったとこ ろであります。

2つ目の丸、時代に合った経営形態の創出としまして、農業関係では、農地等の保全管理を行う組織の設立・育成を支援し、果樹産地集落営農ビジョン作成を推進したほか、商工関係では、未来成長企業の選定や専門家の派遣など、県内中小企業の支援を行ったところであります。

3つ目の丸、地域資源を生かした稼ぐ力の向上としまして、大手宿泊予約サイトへの民宿情報の掲載や、各種メディア、イベントにおける情報発信等の強化により、農家民泊の利用促進を図ったところであります。

4つ目の丸、里地里山の保全としまして、伐 採後の速やかな再造林を実施し、災害に強い森 林づくりを推進するとともに、鳥獣被害対策特 命チームを中心に、防護柵設置等の鳥獣被害対策を行ったところであります。

5つ目の丸、新技術による作業の効率化としまして、介護、教育等の分野におけるICT導入について助成、助言を行ったほか、最新農業技術を活用した農作業機械等の導入など、農作業受委託組織の育成を支援したところであります。

6つ目の丸、分野・業種を横断した「合わせ 技」の推進としまして、山間部の人口急減見込 地域に関する庁内ワーキンググループを設置し、 山間部6町村を訪問し、不足している生活関連 サービス業の状況や課題について意見交換を実 施したところであります。

7つ目の丸、集落ぐるみのなりわい維持としまして、民俗芸能の継承意識の向上や、地域住民による伝承活動を推進するため、民俗芸能保存団体への助成等を行ったところであります。

関連する目標指標の達成状況は記載のとおりでありますが、上から3段目の森林の経営管理権の設定は、昨年度が制度開始初年度で、多くの町村で所有者の意向調査や森林状況の把握等の段階であるということで、指定実績は、えびの市の4へクタールにとどまっております。

中山間地域におきましては、人口減少対策など様々な課題が依然として存在しておりますので、新たな計画に基づき、各部局一丸となった施策の展開、県民の中山間地域への理解促進などを図りながら、引き続き中山間地域の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

報告事項についての説明は、以上であります。 〇野﨑委員長 執行部の説明が終了しました。 報告事項について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○野﨑委員長 次に、その他報告事項に関する

説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終 了した後にお願いいたします。

○渡久山総合政策課長 それでは、令和元年度 取組に係る政策評価結果について御説明を申し 上げます。

委員会資料の12ページをお開きください。

まず、趣旨について御説明申し上げます。この評価は、昨年度策定いたしました宮崎県総合計画のアクションプランに掲げる5つのプログラムについて評価を実施するものでございます。

目的としましては、県民に分かりやすく結果 を示すことと、課題を整理し、次の改善につな げることが重要な目的でございます。

2、評価方法でございます。評価の過程は大きく2段階に分かれておりまして、(1)の内部評価では、指標の達成状況を定量的に評価いたします。指標ごとに設定いたしました令和元年度の目安の値に届いた項目が多いほど高い評価となり、基本的に数値以外の要素は入らない形になります。

これに対しまして、(2)の外部評価でございますが、これは、総合計画審議会の委員の皆様方により、内部評価を参考に、社会情勢による影響等も加味して評価いただいております。委員の皆様方の多様な知見が反映される仕組みとなっております。

参考に書いておりますとおり、この評価につきましては、2回の審議会を経まして、8月19日に知事へ答申をいただいております。

3、評価結果でございます。AからDまでの 4段階で評価をいただきました結果、一定の成 果が出ているとのB評価が4プログラム、策定 時より改善しているが、一部に成果が上がって いない項目があるというC評価が1プログラム となり、全体では、一定の評価が出ているとの 評価をいただきました。

なお、昨年度は8つのプログラムについて、A2つ、B6つの評価でありました。昨年度は、改定前のプログラムの4年間を通した最終的な評価をいただいたところでありますが、今年度は新しく定めました5つのプログラムについて初めて評価をいただいております。そのため、昨年度との単純な比較は難しいところでございます。

右のページに移りまして、13ページから14ページにプログラムごとの評価結果を掲載しております。各項目の指標の詳細は、資料1の評価報告に記載しておりますので、また後ほど御覧ください。

まず、プログラム1、人口問題対応プログラムでございます。移住促進、あるいは新規高校卒業者の県内就職などに成果が見られ、今後も未来を支える人材の育成確保のために対策をしっかり進める必要があるということでB評価とされております。

プログラム2、成長産業・経済活性化プログラムにつきましては、農林水産業の成長産業化など、産業育成の面で成果が見られる一方で、資源エネルギーの循環促進の面に課題を残しており、B評価とされました。

14ページでございます。

プログラム3、観光・スポーツ・文化振興プログラムは、観光入込客数や観光消費額などが増加しているものの、成人のスポーツ実施率、あるいは日頃から文化に親しむ県民の割合など、こうした県民への浸透に課題を残しているということで、C評価ということになりました。

プログラム4、生涯健康・活躍社会プログラムは、刑法犯認知件数や交通事故死者数の減少

などを成果とした上で、福祉・医療人材の育成 や、子供の貧困問題への取組継続を求める声が あり、B評価とされております。

最後のプログラム 5、危機管理強化プログラムは、防災・減災対策や緊急輸送等の社会資本整備に成果が見られるとして、B評価でございます。ただ、家畜防疫の強化に関する内部評価が低くなっております。これは、年度途中で国の飼養管理基準が厳格化されたことによるものでありまして、総合計画審議会の委員の皆様からは、県のほうで高い防疫意識づくりに引き続き成果が出ていると、取り組んでいるということには理解をいただいているところであります。

プログラムごとの評価は以上でございます。

最後に、この政策評価は、実施して結果を取りまとめて終わるというものではございません。 成果や課題を踏まえ、さらに取組を進めてこそ 生きてくるものであります。

例えば、今回指標の伸び悩みが見られました 資源エネルギーの循環やスポーツ・文化の県民 への定着促進につきましては、改定前のプログ ラムでも取組が求められる分野でありました。 このため、フードロスを減らすための食べきり 宣言プロジェクト、あるいは、1日1回30分の 運動を呼びかける1130県民運動、県立芸術劇場 から離れた地域に音楽や演劇を届けるアウトリ ーチ活動など、県民の意識に訴える取組を展開 しております。すぐに成果が出てくるものばか りではございませんけれども、今後とも、今回 の政策評価の結果を踏まえ、工夫を加えながら 政策を進める必要があると考えております。ほ かの分野につきましても、それぞれの担当部局 におきまして、来年度の予算編成など、次の取 組につなげていく観点を持って、しっかりと受 け止めていただくようお願いをしたところでご

ざいます。

以上でございます。

○大東総合交通課長 総合交通課からは、宮崎 カーフェリー株式会社の本年度の輸送実績等に ついて御報告いたします。

常任委員会資料の15ページをお開きください。 まず1の輸送実績の(1)、本年4月から7月 の輸送量についてでございます。貨物、旅客と もに新型コロナウイルス感染症の影響による製 造業関連の貨物等の減少、あるいは旅行需要の 落ち込みなどによりまして、前年の同時期と比 べ減少しているところでございます。

表にありますとおり、便数につきましては、 今年はドック入りの日数が減少したことに伴い まして、236便と微増となっております。

その下、トラック台数につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、昨年同期から2,242台減の2万37台、前年比90%と減少しております。

旅客数につきましては、旅行需要の減に伴いまして、3万3,586人減の4,133人、前年比11% と大きく減少しております。

次に、(2)の輸送量他航路比較についてでご ざいます。

阪神地域と中九州・南九州を結ぶ、隣接する 航路の輸送量を比較しているものでございます。 表にありますとおり、中九州——大分・別府航 路でございますが、ここの航路の輸送量が前年 比83%となっていることに比べまして、南九州 一宮崎・志布志航路につきましては、前年比92 %と減少幅は小さくなっております。これは中 九州航路の主な貨物が工業製品である一方、南 九州航路につきましては、農産物が中心という ことで、新型コロナウイルス感染症による貨物 量の影響が異なることによるものと考えられま す。

また、宮崎航路と志布志航路を比較しますと、 宮崎航路が先ほど申し上げましたとおり、昨年 度から2,242台減の2万37台、前年比90%である ところ、志布志航路につきましては、昨年度か ら1,362台減の2万2,831台、前年比94%となっ ているところでございます。

フェリー会社の分析では、宮崎航路の上り便につきましては、昨年比数%の減にとどまっておりますけれども、下り便が10%以上減少しているということでして、下り便の需要の一部が、個室の多い志布志航路や運賃の安い大分航路にシフトしているのではないかと分析しております。

このため、2にありますように、会社の対応といたしましては、まず貨物対策としまして、営業活動を強化し、生産動向・輸送ニーズの把握を行いますほか、下り便の特別運賃の設定、あるいはドライバー向けのサービスの充実に取り組むことによりまして、下り台数の増に取り組んでいるところでございます。

また、その下の旅客対策といたしまして、旅行需要の回復動向を踏まえながら、併せて感染防止対策を徹底しまして、国や県の事業を活用した旅行商品の販売に取り組むこととしております。

説明は、以上でございます。

〇坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 常 任委員会資料の16ページをお開きください。

国文祭・芸文祭みやざき2020各プログラムの 検討状況について御説明いたします。

国文祭・芸文祭は、新型コロナウイルスの影響により、来年度に延期して開催することになりました。現在、今年度実施する予定にしておりました事業の開催方針につきまして、市町村

や関係者と協議を進めているところであります。

8月末時点での検討状況でございますけれど も、資料の1、当初計画事業の検討状況につい ての(1)の表にありますとおり、当初計画し ておりました県実行委員会及び市町村実行委員 会が主催する合計166の事業につきまして、令和 3年度に実施する事業が127事業、令和2年度、 今年度内に実施する事業が11事業、中止または 開催方針を現在検討中の事業が28事業となって おります。

次に、(2)の全国から出演者や作品等を募集する事業の状況であります。これは県外から一定程度の参加者が見込まれる中央文化団体等と連携して実施する全国事業等でありまして、宮崎市、日南市、小林市、高鍋町で15事業を実施することにしておりましたが、調整の結果、令和2年度に4事業、令和3年度に10事業実施することとなりました。

なお、個別の事業につきましては、資料17ページの別紙1に記載しているとおりであります。 資料の16ページにお戻りいただきまして、2 の令和2年度実施事業(国文祭・芸文祭みやざき2020さきがけプログラム)についてであります。

今年10月に開催予定でありました国文祭・芸文祭の期間中に実施することとしておりました事業のうち、予定どおり今年度内に実施する11の事業と、新たに追加して実施する21の事業につきましては、さきがけプログラムとして、令和3年度の本大会と一体となってPRを推進し、大会本番に向けた機運の醸成を図っていくこととしております。

個別の事業につきましては、資料18ページから19ページの別紙2の一覧を御覧ください。

新たに追加して実施する事業の中には、(1)

県実行委員会主催事業のナンバー10にあります 全国高校生短歌オンライン甲子園のように、コロナ禍の現下の状況におけるイベント実施のモデルケースとして企画をしたプログラムもございます。

また資料の16ページにお戻りいただきまして、 最後の3のスケジュールでございます。

今回、御報告しましたプログラムごとの開催 方針を9月下旬までに固めまして、令和3年度 に実施する事業の出演者や会場など、具体的な 大会実施内容を12月下旬までに確定させたいと 考えております。

説明は以上であります。

○鎌田情報政策課長 それでは、情報化計画の 骨子案について御説明いたします。

委員会資料20ページをお開きください。

1の計画策定の趣旨につきましては、6月の 常任委員会で御説明しておりますので、主に右 側のポンチ絵を使って、骨子案について御説明 させていただきます。

まず、上の段の現状・課題につきまして御説 明いたします。

初めに、一番左上の時代背景でありますが、 我が国におきましては、少子高齢化・人口減少、 東京一極集中、生産性の低さ、大規模自然災害 の頻発に加え、今回の新型コロナウイルス感染 症の感染拡大といった課題に喫緊に対応する必 要がございます。

次に、その横の国の情報化施策の動向でありますが、国におきましては、これらの課題の解決に向けて、Society5.0を提唱するとともに、新たな日常の実現を掲げるなど、IT新戦略、マイナンバー制度、デジタル・ガバメント等を強力に推進することとされております。

一方、本県の情報化の取組としましては、e

みやざき推進指針等に基づき、行政の情報化を 進めるとともに、スマート農業など各分野にお きましても情報化施策を推進しているところで あります。

また、その下の、本県の課題の欄にありますように、本県におきましては、人口減少対策の強化、地域や産業を支える人財の確保、暮らしに必要なサービスの維持など、本県の地域特性からくる多くの課題がございます。

今回の計画におきましては、このような国の動向や県の現状等を踏まえ、本県の抱える様々な課題を解決するために、中ほどにありますとおり、基本目標として、更なるICT利活用による、「すべての県民が輝き、安心・安全で豊かさを実感できる「新たな日常」の実現」を掲げ、計画期間を令和3年度から6年度までの4年間としまして、各種情報化政策を示していきたいと考えております。

推進項目といたしましては、楕円で示してお りますが、大きく3つの柱を立てることとして おります。

まず1つ目の行政サービスの向上と行政事務の効率化は、行政分野の情報化でありまして、 行政手続のオンライン化やオープンデータ化といったデジタル・ガバメントの推進について記載することとしております。

2つ目の安心・安全な暮らしの確保と付加価値の高い産業の振興は、今回の計画に新たに取り込むものでありまして、暮らし、教育、文化、産業といった様々な分野の情報化の取組方向等について記載することとしております。

3つ目の更なる情報環境の整備は、県全体の情報化を支える共通の基盤となるものでありまして、情報通信基盤の整備、情報化を担う人材の育成・確保、県民等への普及啓発などについ

て記載することとしております。

その下の推進体制でありますが、庁内連携組織の宮崎県IT推進本部、県と市町村で構成する宮崎県市町村IT推進連絡協議会の既存の組織に加えまして、今回、新たに産学官等で構成する宮崎県IT推進協議会(仮称)を立ち上げることとしております。県民や関係機関等が一体となって本計画を進めていくことができるよう、体制強化を図りたいと考えております。

左の20ページにお戻りください。

最後に、一番下の策定スケジュールでありますが、今後、宮崎県IT推進本部において、素 案の検討を行い、当委員会にも御報告し、御意 見等をいただきながら、今年度中に策定したい と考えております。

説明は、以上であります。

〇井上国民スポーツ大会準備課長 常任委員会 資料の22ページを御覧ください。

PFI手法による県プール整備運営事業の実施について御説明いたします。

まず1の概要であります。これまでPFI手 法の導入を検討してまいりました県プール整備 運営事業につきまして、財政負担の軽減効果等 が認められましたことから、民間資金等の活用 による公共施設等の整備等の促進に関する法律 第7条の規定に基づき、特定事業として選定し、 PFI事業として実施するものであります。

次に、2の検討の経緯であります。まず、令和元年9月、PPP/PFI事業可能性調査におきまして、一定の財政負担削減効果等が見込めましたことから、引き続きPFI事業としての事業実施について検討を進めてきたところであります。

その後、令和2年1月と3月に官民対話を実施いたしまして、同じく3月に実施方針と要求

水準書案を公表しております。そして、6月に 民間事業者との意見交換会を実施し、8月に県 プール整備運営事業審査委員会において、PF I事業の実施について御審議いただいたところ であります。

次に、3の事業概要であります。計画地は宮崎市錦本町の県有地、敷地面積は3万1,600平方メートル、事業方式はPFI事業のBTO方式でありまして、施設完成後に民間事業者から県に所有権が移転することとなっております。事業期間は、事業契約締結日から令和22年3月までであります。なお、契約締結は、令和3年10月を予定しております。事業範囲は、設計・建設から運営・維持管理業務までであります。

施設概要につきましては、50メートルプール、25メートルプール、トレーニング室、多目的スタジオと、これらに付随します関連諸室を全て屋内に整備することとしておりまして、併せて、屋外にクライミングウォールと駐車場を整備することとしております。

延床面積は1万3,000平方メートル以上とし、 日本水泳連盟の公認を取得することとしており ます。

次に、4の評価の内容であります。(1)の定量的評価としましては、県が自ら事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合の県の財政負担額を算出しました結果、PFI事業として実施することにより、3.92%、6億4,900万円の財政負担額の軽減が見込まれる結果となっております。具体的には、資料の23ページの上の表のとおりであります。

次に、(2)の定性的評価でありますが、事業者との意見交換等を踏まえ、民間事業者が有する専門的知識やノウハウを活用することによりまして、効果的な運営維持管理を念頭に置いた

施設整備や、利用者に対する質の高いサービス の提供が可能となるなど、定性的な効果が期待 できると評価したところであります。

次に、5の今後の主なスケジュールであります。令和2年9月に特定事業の選定、公表、債務負担行為の予算議案の上程を行いまして、11月に入札公告の予定であります。また、令和3年2月に債務負担行為議案を上程することとしておりますが、これは今年度内に契約締結までに至らないため、令和3年度当初予算におきまして、改めて債務負担行為を設定するものであります。

その後、令和3年4月に技術提案書の受付、 6月に落札者の決定・公表、10月に事業契約の 締結、その後、設計・建設工事に着手いたしま して、令和6年12月にプール完成、令和7年4 月に供用開始を予定しております。

最後に、6の施設配置図であります。県有地の北側にプールを、南側に民間収益事業の敷地を配置する計画としております。

なお、民間事業者との意見交換会の結果など を踏まえまして、3月の実施方針公表時点から、 各事業敷地面積や境界線の取扱いを一部変更し たところであります。

説明は、以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。 その他報告事項について質疑はありませんか。

〇山下委員 政策評価結果について一つお聞き したいんですけれども、プログラム5の4の家 畜伝染病に対する防疫体制の強化が d になって いるんですが、評価の基準が変わったから d に なったということなんですけれども、どこがど のように変わったのか。これ一丁目一番地のと ころが d で、非常に目についたんですけれども。

○渡久山総合政策課長 変わりました点として

は、海外に渡航した経歴のある方の記録をしっ かりと記録するようにということが新たに追加 されたりなどしております。昨年度のこの飼養 管理基準の徹底の状況は、94%ほどでございま した。目標としては、もちろん100%を目指して いるんですけれども、飼養管理基準の一部が年 度途中で厳格化されたことによりまして、達成 率が91%強になって、昨年度よりも少し下がり ました。定量的に評価する際には、前年より下 がった場合には点数がゼロになります。しかも、 この家畜伝染病の項目については、指標が1つ しかないものですから、この1つの指標がゼロ 評価となったことで内部評価では結果的に d 評 価となったということでございます。決して飼 養管理基準の徹底が甘くなっているとか、ある いは取組がたるんでいるということではないと 考えておりますし、審議会の委員の皆様にも、 その辺は御理解をいただいているところでござ います。

○山下委員 今追加になったと言われた外国人の関係ですけれども、この家畜伝染病もコロナもそうですが、外国に行ったか行かなかったか、来たか来なかったかという話は一番大事なところですよね。今年は、ここが a になることは間違いないでしょうね。

○渡久山総合政策課長 そのように徹底するように、100%目指して努力を重ねていきたいと考えております。

○坂口委員 新たな畜産ということで、やっぱり宮崎はモデルになるような畜産を。無菌地帯というところまで、ウイルスフリーと言うんですか、モデルにと言ってたんだから、本当はそのときに、外国から入ってきた口蹄疫じゃなかったかというのはその当時から言われたから、このチェック項目はその時点で入っていないとお

かしかったという気もします。あれだけ大上段に振り上げて、あれ東国原知事だったかな。だから、やっぱり設定が甘かったというのも一つ 反省材料にしてほしい。

それと、新しい「ゆたかさ」前進プログラム に関する評価のところですけれども、これもい ろんな評価があると思うんですが、例えば、産 業の成長とか経済の活性化という経済に係るよ うなものです。これは、県民所得につながらな いと駄目だと思うんですよ。ここで、県民所得 の動向というのが出てきていないから、ここで 仮にAが出たとしても、所得が下がっていれば 評価の仕方を間違えたとか、施策の打ち方を間 違えたということになる。やっぱりこういう産 業に係るものというのは、結果的に県民所得が どうだったというのが出てくる必要があるん じゃないかなという気がするんです。人口問題 なんかは出生率や人口の増減という数字でちゃ んと評価されているんですよね。魅力ある観光 地づくりと誘客強化というのが観光・スポーツ ・文化プログラムにあるんですけど、これも誘 客の強化をやった結果、関連産業なり県民所得 にどう反映しましたという結果ですよね。これ は手段です。手段に対しての評価というのは、 結果を見ないとそう簡単に評価が下せるもので はないと思うんです。やっぱり講じてきたこと が、目的とするところにどうやって響いたか、 ここも定量化できると思うんです。所得なんか で示せるところがある。だから、今後は、そこ ら辺を評価対象に持っていくべきじゃないかと いう気がするんですけど、今の時点で既にそう いったものも含まれての評価になるんですか。

○渡久山総合政策課長 今のプログラム2の産業成長・経済活性化プログラムのところでどのような指標を用いているかと申しますと、例え

ば、就業者1人当たりの食料品等の生産額ですとか、あるいは6次産業化を達成した計画の認定数とか、それぞれの政策についてどのような結果が出たかという、どうしても重点項目が細分化されているために、ここで定量的に評価する項目については、そのような項目が並んでいて、その結果で内部評価を行っております。

ただ、委員のおっしゃいますように、最終的に目指すところは県民の豊かさになります。この一つ一つの政策を練って、それが最終的にどう生かされているかというところで、委員の外部評価が入ってきますので、ここでこういう産業については、内部評価だけを見るとaが並んでいるわけですが、やっぱりまだそこ辺の真の豊かさには結びついていないのではないかと、そこ辺については、まだ県も努力する余地があるのではないかということで、ここは厳しめのB評価ということも要素としては出てきているところでございます。我々は、それを受けて、しっかりと取り組んでいく必要があると思っております。

○坂口委員 だから、できれば所得ですね。所得という数字で比較していかないと、生産性が上がった結果、会社の留保金が上がったということではあまり大した意味がないと思うんです。一生懸命頑張って生産性を上げたけど、給料が下がったとか、非正規が増えたとか、それでは駄目だから、県民の経済的な豊かさというのは、やっぱり大きいと思います。

違った意味での豊かさとか住みやすいとか言うけど、その中の一つは、平均的な生活が確保できるというところ。本県はかなり所得が低い、人口を何とか増やそうとか、定年後も働こうといったのも、まだ1人当たりの所得を下げまいというようなレベルなんですよね。そういった

のを具現化していくためのいろんな手立てを 打っていて、それが本当に手立てがやられたか どうかというところの評価までしか来ていない。 だから成果がどうなったというのを入れられる ものなら、所得の動向というのも、産業の振興 とか活性化という項目の評価対象にしていって、 結果を重んじる評価にできないかなと思います。 それをもう既にやっているのか、それはちょっ とこれとは性格が違うということなのか、その 判断も含めて聞かせていただければ。

○渡久山総合政策課長 評価を行いました総合 政策審議会においても、特に農業の部分で、委 員と同じような御指摘を頂いております。農業 生産額が一つの指標になっているんですけれど も、やはり農家所得に着目していく必要がある のではないかという御意見もいただいておりま す。委員と同じ趣旨であろうかと思います。

我々も、今のところ、その辺はこの外部評価におきまして、要素として加えて評価をしていきたい、含まれていると考えているんですけれども、よりきちんと受け止めまして、よりよい評価にしていく必要があるし、実際に取り組むときには、その部分は非常に大事な視点であると考えております。

○坂口委員 ぜひそこはお願いしたいんですね。 農業生産額でもそうです。全国5位だと言っているけど、所得で見ると26~27位といったところ、借金でいくとトップのほうになる。だから、最終的に目指そうとするところが評価対象から外れると、この手段というのは──もちろん物すごく意味はありますけど、結果が見えない手段だけの評価というのは、やっぱりどうかなという気がするんです。そこはぜひ今後の検討課題としてお願いしておきたいと思います。

それと、せっかく追加で説明をもらったから、

PFIなんですけど、BTO方式を選びました と言われましたよね。だから、出来上がったら、 県が責任を持って運営するんだと。似たような もので、20年にも及ぶランニングコストをどう するんだという心配が先ほどからずっと出てい るんですけど、それを優先するなら、全て契約 相手方に維持管理まで見てもらうというBOO 方式というのもありますよね。だけど、それと 比較したときに、BTOが有利だったので選び ましたという説明が欲しいなというのと、VF Mが3.92%だったですか、これをもうちょっと 詳しく見ていったときに、県が直接発注して入 札して落札させるときには、落札率というのが ありますよね。建築物の場合、それが4%ぐら いあると思うんです。だから、そこで100億円の ものだったら、4%下がれば96億円ぐらいでで きますとか、6%下がれば94億円ぐらいで6億 円予定していた金が入札残として余りましたと。 民間が競争で来るときは、自分ところの落札率 まで考慮して、この金額でいけば、この部分で は点数で他のグループに負けないだろうと。そ こら辺を比較しても6億円安くなるんなら、こ れはすごいことだと思うんですよね。でも、経 済で、そんなに差はないと思うんです。だから、 そこのところをもう一回、念のためにこういう 意味なんですよと教えてもらえると、分かりや すいかなという気がするんです。

○井上国民スポーツ大会準備課長 まず最初の BTO方式でございますけれども、今回は、公 共施設の整備ということで、できるだけ経済的 にといった点も踏まえまして、例えば、公共側 の資金調達手段であります地方債、起債を使う といった場合には、通常、BTO方式が使われ るということで、今回はそちらのほうが有利で あろうという判断の下に、この方式で取り組ま せていただくということでございます。

あと、今の時点で出ておりますVFMの3.92%という数字でございますけれども、先ほど競争性のお話がございましたが、先行して取り組まれている事例を見ますと、やはり1者入札の場合と複数入札者の場合で、最終的なVFMがかなり違うという結果が出てございます。

ですから、健全な意味で、そういった民間の 事業者がノウハウを競い合うということで、そ のあたりも今回、このプール事業に取り組むに 当たりまして、できるだけ参加者を確保した上 で、そのあたりの効果もできるだけ出るように 頑張っていきたいと考えているところでござい ます。

○坂口委員 同じようなことを言っているのかもしれないですね。このプールの部分だけ、今言っている98億円の県の所有物になる部分の設計書を県が作って入札させた場合、設計で100という予定価格が出たときに、平均すると大概落札結果は93から96ぐらいでやれています、だから、今県がこれを直接造ろうとしたときに100かかるけれども、PFIという方法を取れば、そこで6億近い金が安くできるという説明に今まで聞こえていたから何か分かりづらかったんですよね。

でも、競争性があれば、予定価格、設計金額は100になるけれども、現実的には93か94でいけていますと。PFIとなると、多分複数の企業体が来るでしょう。当然、そこでは価格競争も想定した提案になるから、落札結果に近い数字を提示してくる。それも含めて評価するということで、契約予定価格が提案者から提示されれば、それは競争した結果の、これなら他社に負けないというぎりぎりの内容でくる。そうなると、どちらも一緒の数字ぐらいになる、これは

競争をしないときの上限価格ですと、こちらは 実体価格ですとなったら、何で6億円違うのか なという疑問がここに生じますよということ。 だから、どういう業者の選定をやっても結果と しては一緒なんですという意味なのか、もう宿 命的に、県が発注して競争させたら100だけど、 PFIを選べば4%近く安くできるんですよと なれば、今後の入札、公的な調達は、常にPF I でやるべきだと、そういうことまでいくから、 そうではなくて、僕はどちらでやっても経済の 仕組みを考えると、同じものをつくるなら同じ 金額しか提示できないと思うんですよ。この手 法で入札させれば高くなってしまうけど、この 手法だったら安くなるなんてというのは。そこ に競争性があることが前提ですよ。だからこん がらがってしまうんじゃないかなと。これは余 計な心配かもしれませんけれども、ちょっと混 乱した部分ですから、そこのところが、発注の 手法によって違うんですと、そうなるとこれは 重大なことなんですよ。何で入札によって契約 をするのか、全てPFIで向こうに提案させた らということになってしまうんですよね。だか ら、そこのところの説明がどうかなって。

○井上国民スポーツ大会準備課長 要は、どこを見るかという話かと思いますけれども、どういう場合にPFIを検討するかという基準でいった場合、ある程度大きな事業で、10億円以上が目安となっております。PFIを検討する作業も相当エネルギーがかかります。当然、アドバイザー経費とかも含めてコストもかかってまいりますので、ある程度大きな事業規模のものであることが一つと、あとは、今回のプール事業もそうですけれども、利用料金収入等があって、民間事業者のノウハウとかが生かせるような事業内容であるとか、そういったことを総合

的に判断した上で、PFIが有利であるとか、 そうでないというような判断をすると理解して います。

○坂口委員 少し違うんですよね。県が造ろうとしている目的物に限って考えないと、その部分が6億円ぐらい安くできますという説明をしているわけでしょう。民間施設は入れずに、100億円の部分がですね。何で同じものを造るのにPFIだと安くなるのか。民間施設がセットになるから安くなるという説明なら分かるんですよ。でもそうじゃないと思うんです。相手方がいろんな調査をやりながら、かなりな金をかけてやってくるから、大きい物件じゃないと対象にならないんだと言うけど、それも分かるんですが、直接県がやる場合もお金をかけて設計していくわけですから。

やっぱりこれだけの物件となると、設計書を 作るのにも何千万円というコストが、直接経費 がかかりますよ。それは分かるんだけど、なぜ 同じものを造るのにPFIという手法を取った ら、そんな6億円も安くなるんですか。直接こ れだけを純粋に県が発注したら6億円も高く なってしまうんですか。そこがどうも理解でき ない。単純に入札して競争をすると、建築、土 木工事の場合は、90%ぐらいの落札率とかになっ ているじゃないですか。建築の場合は経費が物 すごく厳しいけど、94%の落札になれば、100億 円のものでも94億円でできると、そうなると同 じことじゃないんですかということ。それをP FIだから6億円安くなるという説明をしてい るから本当にそうかなと。何か分からないので、 そこを整理してくださいということ。説明され ていることが正しいならいいんです。入札方法、 契約方法が違うと、この規模だったら宿命的に 6億円違うんですと、それなら分かるんですよ。

○重黒木総合政策部次長(政策推進担当) 坂口委員のおっしゃっている意味はよく分かります。通常の公共事業とかでやっている手法は、今手法として確立している手法ですので、それはそれでしっかりやっていくと。

今回、建設費が安くなっている理由は、当然 競争がしっかり働くというのがまず前提になっ ている、その上で通常の施設整備のときは、県 が設計までしっかり行って、県の行政の感覚で、 何かの目的のためにやるというところです。

PFIの場合は、まず造るときに、こういう 運営をしていくというところまで提案して設計 していきます。プールを造るときは、通常の手 法であれば、国スポのためだけの国スポの基準 に合ったプールを造ればいいということでやる んでしょうけど、PFIの場合は、国スポの施 設を造った上で、その後、こういう事業をやれ ば、たくさんの県民の利用があるというところ も含めて設計の中に反映されていきますので、 その後の使い方も含めて、効率的な設計ができ るというところで、理論値ではございますけれ ども、これぐらいは安くなるということで設計 をしているところでございます。そこが少し従 来手法とは違うところなのかなと思っておりま す。基本的にしつかり競争が働いた上で、通常 でしたら一定の落札率がありますけれども、そ れと同じぐらいのことはあるんだろうなという のはあるんですけど、そこは設計書がない段階 なので、しっかりは言えませんが、理屈上はそ ういうことで、造った後、10年、20年、こうい う運営をしていくんだということを含めて設計 をするものですから、その効率性が少し反映さ れて安くなっていくという理屈でPFIのほう は成り立っていると理解しております。

**○坂口委員** 僕の理解はまた違うんですよ。 P

FIの企業体から提案された設計書がありますよね。その設計書の中のプールに係る部分に、県の歩掛表なり単価表に基づいて数字を入れたら高くなると思うんです。標準歩掛かり、標準単価だったら。それを入札に付すと安くなると思うんです。落札率というやつですね。建築の場合は、ほとんど落札率が93~95%になるでしょう。そうなったら民間が積算した金額と同じになるんじゃないですか。県が求めるのはもっと高度なもの、ぜい肉がついたもの、向こうが提案するのは最低限のもの、そして機能は満たすと。国スポに使えます、Aランクの協議ができます、特Aじゃありません、世界記録は認められません、だけれども国内記録とか参考記録になります。

またバリューエンジニアリングというのがあるんですけど、求められる条件を満たすために、しっかりとしたものをつくってぜい肉を外していく、その結果、これだけで落ち着きましたと、標準的にやっていくと幾らかかりますと、何億円節約できましたと。まさにそこの部分じやないかなと思うんですよね。だから、今まで説明を聞いていたら、県がやるとこれだけかかります、それはぜい肉が入っています、この部分がなくても、十分要求水準は満たせますと。だから、それを民間業者に設計させて積算させた。社内単価を持っています、うちならこれは幾らで調達できる、何日間で仕上げられる、それに基づいて計算をしていくとうちは幾らでできます、これがいわゆる見積りですよね。

業者が出してくるのは見積価格なんです。県が出すのは設計価格なんですよ。ここは差があって、各社の企業の競争力、そして一番競争力を持ったところが勝って契約相手になる。その幅が6億円なんじゃないですか。どちらがやって

も、標準的な単価と標準的な歩掛かりを入れれば、一緒にならないとおかしい。そこで6億円の差が出ると言われるから、どうしてもそこのところが理解できないなという、そこを聞いているんですよ。

○重黒木総合政策部次長(政策推進担当) 公 共事業でやる設計と民間でやっている設計、当 然、多少違うところはあると思うんですけれど も、坂口委員のおっしゃるように、理論的には、 同じ機能を求めるのであれば、そこは同じぐら いの額になるんだろうと思います。

競争が働いて、どの程度落ちていくかということはありますので、今の段階でお示ししている額が、結果として全体で6億円ぐらい安くなるというところですけれども、それが運営のところは別として、施設整備だけでやったときに同じようになるかというと、そこは委員のおっしゃるようなことも理論上はあり得るとは思っております。

その上で、民間の自由な提案の中で、どういうふうに、もちろんお金の面もそうなんですけれども、ほかの面もある程度効率的にできると、その後の運営も含めてしっかりやっていけるというところで、今回PFIを選んでいると。お金の部分の評価と、民間の自由な発想でより多くの県民が利用できるような施設と、そういう合わせ技というか、両方の考え方でやっているところでございますので、お金の面だけで言えば、おっしゃるようなことが起こり得るとは思いますけれども、現段階では、過去のいろいるなPFIの実績とかを踏まえて計算すると、こういった額になってきているということのようでございます。

○坂口委員 何か分かりにくいんですけれどね。 結果的に同じことになり得るじゃなくて同じだ と思うんです。僕も説明が下手だけど、例えば 背広を作るとしますよね。手縫いでずっと作っ ていく。これを設計書からこのスーツを作って ください、ミシン目は何ミリで、どれだけの糸 を使って、どんな色でというのを作ると。私の ところは手縫いだから、同じもの作ったけど20 万円ください、うちはぶら下がりのスーツを補 正してあなたの設計書どおりのスーツを作った、 5万円でできます。同じものですよ、仮にでき るとしたら。プールがそうですから。 2 つは造 らないんですから。

その5万円と20万円の差は何なんですかと聞いたら、うちは徹夜して手縫いで作るからそれだけくださいよと、同じ品物だったら結構ですと、やっぱり機械で作ったものを買いますよということになってしまうでしょう。だから、機能が同じ設計書を出したときには、やっぱり同じものが出てこないですか。分かりにくかったかもしれないけど。

じゃあ、たばこを吸う人がライターを持っている。ピンク色の使い捨てライターだと、こっちはリサイクルのプラスチックを使っていて、色はまだらだと。塗料も要りません、だから1円安くできましたと。でも火はつきます、風が吹いても消えません。放したときは、しっかり消えて安全です。どちらを買いますかと言ったら、公の入札では、やっぱり1円安いほうをとらざるを得ないんですよね。

そういう宿命の下で、自分の会社のぎりぎり 最低限の価格を知っている業者が提案してくる から、何億円ってなるけど、その提案書に県の 単価を入れて競争に付したら、その業者は同じ 数字を提示してきて競争しようとするんじゃな いんですか。この手法だから6億円安くなると いう説明は、我々が混乱するだけですというこ とを言っているんです。バリューエンジニアリングを本県も数年前に入れたんです。設計書を出して、これから機能を変えずに要求水準を全て満たした設計書に書き換えてやったときは、差額の半分をお支払いしますということを現に執行したこともあるんです。同じ機能の品物をつくって県が出したのが10億円だった、うちではこういう設計、手法、工法でやれば幾ら安くなります、半分くださいということで返していた時期もあるんです。最初から6億円ありきの説明じゃないんですか。だから混乱しますよということを聞いているんです。

**〇山下委員** 関連して、この表にあります従来 手法の106億4,000万円、それとPFI方式の98 億4,000万円ですが、この106億4,000万円はどこ が出してきた数字なんですか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 これは類似施設の他の事例等を分析して出しているものでございます。

**〇山下委員** それなら、これは県が調査して出した数字が106億4,000万円なんですか。

**〇井上国民スポーツ大会準備課長** そうでございます。

○山下委員 98億4,000万円というのは、このP FI方式を今提案しているところが出している 数字なんですか。

〇井上国民スポーツ大会準備課長 PFI手法 の類似実績と、それを踏まえた民間事業者との 官民対話や意見交換会の中で精査していった数 字でございます。

〇山下委員 そうすると、今、坂口委員が質問 しているように、非常に矛盾を感じます。普通、 我々民間でやると、100億円の事業をしようと計 画したとき、当初こういう試算を出してきた、 そうしたら入札じゃなくて、業者に投げるとき は80億円ぐらいでしてくださいという、それく らい差があります。

ですから、今、坂口委員が言われるように、 最終的にこの15年の維持管理費も入れて6億円 ぐらいの差というのは、なかなかぴんとこない んじゃないかなという気がします。

○重黒木総合政策部次長(政策推進担当) この表でいきますと、施設整備費の106億円と98億円の差ということです。

今、課長が答弁しましたように、県のほうでいるんなところと調査をして、コンサルタントとも話をして調査した額がこうなっているところです。

一方で、PFIでやると特定目的会社をつくったりするものですから、その他の費用のところで高くなっているところもあります。また、維持管理費については、どういう使い方をするかを含めてやっていくものですから、そこは安くなるだろうということで50億円と46.5億円になっております。

今議論していただいているように、通常の場合は材質とか工法まで含めて全て出していくところですが、PFIですと、材質や工法については提案という形になりますので、一概に比較するのが大変難しい。理論的に言うと、坂口委員、山下委員のおっしゃるように、基本的に同じ材質、同じ工法であれば同じ金額になるはずなんですけれども、例えばプールでいきますと、プールをコンクリート製にするのか、ステンレス製にするのか、いろんな会社が合体して、それぞれ得意な項目、より安くできるような工法を、自分たちの自由な発想で組み合わせてやっていくというところもあって、結果的にPFIのほうが過去の実績とかを見ると安くなっているというところですので、例えば道路とか橋梁

のように、県のほうでがっちりと設計書まで作っ て出すものと、ある程度民間が自由に発想して 柔軟な使い方もできるというところと、少し施 設の目的も違うものですから、繰り返しになり ますが、設計上の理論値はおっしゃるとおり同 じにならないとおかしいんでしょうけれども、 過去の事例を見るとPFIのほうが結果的に安 くなっているところもあって、もちろん自由な 競争が働くことが前提になってきますけれども、 そういったところで、なかなか比較が難しいん ですが、そういうふうになっているというとこ ろで、御理解いただければと思っております。 ○坂口委員 そのとおりだと思うんです。県が 発注して標準設計で出すものとPFIでやって いくものでは、出来上がるものが違うんです。 ただし、機能は一緒で要求水準を満たすと。だ

だから、同じ機能を満たしてくれるのなら、 民間はあらゆる情報を持っていて、県が仕様を 決めて設計するよりも、その条件を満たすもの で、より安くできる可能性が十分あるし、実態 として、それがもう定着していますという説明 で、数字の比較はできないと思うんです。

から、比較対象にならないというのが正しい説

明だと思うんです。品物が違うんですから。

その上で、BOOとBTOと言いましたけど、BOOのほうは、維持管理まで我々が面倒を見ます、全てうちが運営しますということになるから、その方法のほうが安心じゃないかと僕らは思うんです。今年は2億円かかった、思わぬ故障があって10億円かかったとかいう心配がないと。自然災害等は別として、その責任の範囲内において事業者が全て持つんだと。そのほうが県民は安全で将来負担はもう考えなくていいと。だけど、BOOを選ばずにBTOを選んだということは、県有施設だから、希望が重複し

たときは、まず県民最優先なんだと。だから、 市にも任せられないと。利用の希望が重複した ときは県が決めてそこを使わせるとか、いろん な大会のときは県が主催するような大会が最優 先されるんだと。しかしながら、民間業者に運 営・管理まで任せると、そこのところで、試算 の中に営利的なものが入っていたから、この大 会は県は遠慮してくださいと。うちはもう3か 月前に予約が入っていますということがあり得 るから、こういった施設のBOOはあまり理想 的ではないんだということです。経済面だけを 考えれば有利かもしれないけどという、そうい う説明が欲しかったんです。そこを混乱してし まっている。

BTOもそうです。出来上がってから受け取るとなったら、最初から県に所有権を移しておかないと、だまされたらどうするのかとか、この部分は契約に入ってないというような、そんな心配をするよりも、うちが全て面倒見ますと、20年間は絶対1円も県に出させない、だけど、そのときは管理・運営の優先権が民間に移ってしまうから、それは駄目なんだと。そこは県が主導権を握るために、最低限BTOまでしか譲れないんだというような、そういう説明なら分かるんですよ。

でも、説明を聞けば聞くほど混乱してきて、 来住委員も質問されましたけど、なぜ6億円安 くなるのかというのが、説明を受けても、これ は我々素人には理解できないんです。

そして、山下委員が言われたように、民間ではこうなんですよと言われると、本当にそうですものね。だから、その説明が欲しかったなと。 次長の言われるように、同じ機能だけどできるものが違うんだと、だから価格が違うんですと言われて、初めてそういうことかと。というこ とは、6億円得するということでもないんだな と。同じ機能だけど、同じものを6億円安く買 うということではなくて、同じことができるも のが安い金額でできるということを説明されて いるんだなと、今ようやく分かりました。それ を聞いていたんです。物すごくくどくなったけ ど。

**○来住委員** 本当にすみません、全然理解できないもので。

つまり、PFIにする最大の目的は何か、その理由は何かと言ったら、6億円安くなるからですよね。それが最大の理由なんでしょう。それしか今まで説明を聞いていないと思うんです。

そうであれば、なぜそうなのかという資料を。 僕はこれでは全然分からないです。例えば、こ の106億4,000万円と98億4,000万円の内容が具体 的にどうなのかとか、この資料だと全然理解で きないわけです。

ですから、ちょっとうがった見方かもしれないけど、もう最初からPFIありきじゃないのかなというのがあるわけ。そこから物事を出発させているんじゃないかなというのがあるものだから、皆さんは、僕みたいな人間に理解してもらおうと思えば、もっとしっかりした資料と分かるような説明をしてくれないと、正直言って分からないです。本当に分からない。

**○重黒木総合政策部次長(政策推進担当)** 来 住委員のおっしゃっていることは大変よく分か ります。通常の事業であれば、ある程度基本設 計的なものがあって、イメージ図があって、こ れぐらいの予算額になりますと御説明できるん ですけれども、今回のPFIでは、要求水準書 というものをホームページ上で公表しておりま す。非常に分厚い資料になっていまして、その 中で、どういった機能を求めるかということが 事細かく書いてあります。プールの機能もそうですし、維持管理や修繕の頻度はこれぐらいとか、こういうものをお願いしますということが事細かに書いてあります。

そういうものをお示ししながら、要は、県が 求める機能についてはしっかり御提示はしてい るんですけれども、それを実現する方法を民間 の自由な提案に委ねているところでありますの で、出来上がってくるものの材質ですとか、構 造がどういうものかというのは、そこでは規定 されていないものですから、なかなか分かりに くい面があるのかなと思っております。

ただ、我々が今回PFIを選択している理由 としては、やはり非常に大きな規模の事業をや る中で、一つは、もちろんおっしゃるように財 政的な負担をできるだけ小さくしたいというこ とがございます。それは建設だけじゃなくて、 その後の運営も含めてです。それと併せて、国 スポだけではなくて、そのあとのスポーツラン ドですとか、県民のいろんな健康づくりとか、 そういったものにもしっかり使っていける施設 にしたいという思いがありまして、そこは行政 よりも民間のほうが得意な分野だと思っていま すので、そことセットで、財政負担の軽減もも ちろん一定程度図りつつ、それだけではなくて、 より県民の方々に親しみやすい、スポーツラン ドとしてもしっかり使っていけるような、その 後も運営も含めてそういった御提案をいただけ るというところで、PFIを選択しているとこ ろでございます。

そもそもPFIにつきましては、県のほうで、 少し前に検討方針なるものをつくっていまして、 一定程度のコスト削減とか、今申し上げました ように県民の幅広い利用があるものについては、 そこもPFIでできないかどうかしっかり検討 していきましょうという方針もあったものですから、そういった中で、今回のプールは、結果的にPFIでやったほうが、より県民利用それから財政負担の軽減が図られるだろうというところで選んでいるところでございます。

○来住委員 もういいです。それに反論できないから。勉強します。

**〇野﨑委員長** ほかにございませんか。

○丸山委員 カーフェリーのことについてお伺いしたいんですが、この前の一般質問でもあったんですけれども、県の補正予算でカーフェリー航路の荷を集めるという補正予算を組んで、今、検討をしているんじゃないかなと思っているんですが、今後どのような形でやっていくのか。途中経過でもいいので、下り荷対策を具体的にどうするのかをお伺いしたいのと、実績が7月までですけれども、8月、9月の直近はどれくらいなのか、トラック台数は90%と書いてありますが、いいのか悪いのかも含めてお伺いできればと思っています。

○大東総合交通課長 委員のおっしゃったのは、下り荷の調査事業のことだと思いますけれども、その事業につきましては、今調査会社を選定しまして、協力企業である物流業者の方と一緒になって、今、その物流業者の方に、どういった企業、荷主の方々が関東なり関西から九州にどれだけ荷を出すのか、そして共同して荷を出せる企業がどれだけいるかといったそういうプランニングといいますか、そういうことをやっているところでございます。

これは本年度中にその企業と物流業者、地元の物流業者も合わせて協議会をつくりまして、その協議会の中で具体的にどこのどういったものを、どう運ぶかといったようなものの流れの組立てといいますか、そういったものを検討し

ていくという段取りになっております。

そして、本年度中に、できればその試験輸送を何回かやってみて、実際に物がちゃんと流れるか、地元の物流企業がどういったところを使っていくかといったようなことも検討していこうと考えております。

次に、8月、9月の状況でございますけれども、旅客につきましては、やはりまだ人の流れが生まれていないということで、非常に厳しい状況というふうに聞いております。貨物につきましても、8月ぐらいというのは閑散期に当たりますことから、大幅に回復しているといったような状況にはまだないところでございます。

ただし、12月ぐらいから繁忙期に当たりますので、これから製造業の増産とか、あるいは外食需要が増えてくるといったようなことがあれば、例年どおりの貨物量が期待できるのかなと考えられます。

また、今、燃料価格が非常に安い状態にありまして、そういったプラス面もありますので、 そういったところも収益にはプラスになるのではないかなと考えております。

○丸山委員 おととし、中国地方で大災害が起きて高速道路が止まった関係で、帰り荷も結構載ってくれたんじゃないかという話があって、その辺の議論を踏まえて、今、物流会社と調査をやっているということなんですが、具体的にはどれぐらい増えるようなイメージを持たれているんでしょうか。

○大東総合交通課長 正直申しまして、まだ共 同輸送をしようという企業がどれだけの荷物 ──例えば、今1日に何本ぐらい、何台のトラックが関西から北九州に出ていて、そのうちどのぐらいこの南九州ルートに変えられるのかという定量的な評価というのは、まだなかなかでき

ていない状況にございます。

さらに、デイリーで運ぶということになりますと、当然この南九州のほうにも物流拠点といいますか、そういったデポをする場所も必要になってまいりますので、そういったところや量的なものも含めて検討をしていくことになろうかと思います。

○丸山委員 他港では、もう既に新船が運行されていると聞いているんですが、その新船が影響しているのかは分かっていないんでしょうか。 ○大東総合交通課長 先ほどの御説明でも申し上げましたとおり、今のトラックの下り便、特に有人のトラックがどういうルートで帰るかというところで、今、志布志の新船は個室割合が非常に高いので、それであちらを選ばれているという状況はあるというふうに聞いております。

したがいまして、宮崎カーフェリーの新船につきましても、個室割合を半分以上に増やすということでございますので、そういった視点からも新船の建造が急がれるとは考えております。 〇坂口委員 関連して、個室と同時に運賃、原油安と言われましたよね。原油安での運賃、さっきの90%と94%の違いというのは価格競争で、向こうが競争力を上げてきたという説明でよかったんですか。

○大東総合交通課長 実勢運賃につきましては、 各契約運送会社によって異なりますので、一概 に志布志のほうが安いということはなかなか申 し上げられないんですけれども、いわゆるBA Fといわれる燃油サーチャージの部分で志布志 と宮崎カーフェリーは方法が違っておりまして、 前期については宮崎カーフェリーのほうが高 かったということがございましたが、7月から については宮崎カーフェリーのほうが安くなっ ているとか、こういったサーチャージの適用の 時期の違いによって運賃が変わってきたりとい うこともございます。

したがいまして、前期については、志布志の ほうに燃油サーチャージの差もあったことから 流れたといった要素もあろうかと思います。

○坂口委員 そこのところだと思うんです。そして、今後また重油の需要が増したり、価格が上がっていくと、また逆転するかなということで、ここはあまりこの90%と94%にこだわる決定打にはならないのかなという気がするんです。

でも、その中でぎりぎりの競争はしていかな いといけない。問題は、貨物対策として下りの 特別運賃を設定すると。具体的には下り荷は安 く運びますよということかなと思うんです。そ れだけ下り便を安くして、空いているところを 埋めていく、マイナスを少しでも少なくすると いう方法もあるんでしょうけど、そこで出たメ リットを少しでも上り便に反映させる。上り便 が満杯で、いつもお断りという状態ならいいん です。でも、そこもすいているとしたら、取れ るものは取っていこうということで、下り荷と 上り荷、両方のお客さんに対してのメリットが ないと、下りが半分だからということで、それ を集めようとしたって、上りで負けていれば、 さっきサーチャージと言われたけど、それだけ じゃないと思うんです。

やっぱりぎりぎりまで競争してくるというものもあるんじゃないかなと思うから、そこら辺ももうちょっと詳しく分析されて、上りと下りの特別料金については考えていく。お客さんを増やす、離さないというのが一つかなというのと、これがこの世界でどこまで通用するかですけど、今度のモーリシャスの重油漏れです。あんなことを考えたときに、それこそダメージスタビリティです。うちは環境に貢献していま

す、50円高いけど、これを買ってくださいと言ったらたくさんのものが売れる時代です。こういう配慮をしているのでうちのビールを買ってくださいとか、うちの木材はこういうのを使っていますよと、だから家がちょっと高くなるけどうちに建てさせてくれと、それを本当に世間が評価してくれる時代です。万が一のときにでも、漏らす重油は少ない設計になっています、岩礁に乗り上げてもあんなことにはなりませんと、そこまで配慮した船なんですというのも、せっかくこれだけいい船を造るんだから、それもセールスポイントとして、荷主さんとかお客さんの理解もいただけるんじゃないかという気はします。そこら辺はどうですか。

○大東総合交通課長 おっしゃるとおりでございまして、下り便については、今非常に載せ負けている状況がございますので、週末を中心に特別運賃を設定したりしておりますけれども、まずは上りをしっかり載せていくことが大前提ですので、会社もその辺の危機意識は持っております。

今、新たな営業戦略の策定を検討しておりますし、営業体制の強化といったことも併せて検討していただいているところでございます。会社にはそこもしっかりやっていただくようにお願いしてまいりたいと思います。

次に、船の安全性の確保の点につきましては、 新船の船客部分の詳細設計が来月末ぐらいでお おむね終わるということで聞いておりまして、 その中で、設計上で様々な工夫をしていただい ております。新たな設備を設置するかといった ようなことも検討されておりまして、新しい基 準においても、かなりの部分で安全性は確保さ れているというふうには聞いておりますので、 それが固まり次第、また詳細については御報告 をさせていただきたいと思います。

○坂口委員 そこをぜひ売りにしてお客さんを 集めていくことからお願いしておきます。

○佐藤委員 カーフェリーに関連してですが、 この数字は、上りと下りを合わせた数字ですか。

○大東総合交通課長 はい、そのとおりでございます。

○佐藤委員 下りの特別運賃とか、上り荷がどうだ、下りがどうだと論じるには、上り荷と下り荷を分けて数字を出す必要があるのかなと思うんです。そうすると分かりやすい。上りは8~9割とかで、下りが半分を割っているとか、そういうようなことではないかなと思うんです。そのために特別運賃を設定して、下りを載せるということでしょうけども、この数字は上りと下りを合わせた数字ということですので、よく分からないのかなと思います。

○大東総合交通課長 今回、上下を合わせた数字ということでお示しさせていただいておりますけれども、これを分解いたしますと、上りについては前年比93%でございます。下りについては86%ということで、やはり下りのほうが減り幅が大きいということになっております。

特に、下りの有人トラックが83%と、やはり 低下が非常に大きいということで、こういう下 り対策、特に有人に対する対策を会社のほうで 打っているということでございます。

○佐藤委員 それは対前年の割合ですよね。それも必要ですが、私が言っているのは、総台数の中の下りが何割、上りが何割というのも必要かなと。

○大東総合交通課長 例年の傾向といたしまして、売上げの中で、下り便については、上りと比較しますとおおむね 6 割から 7 割程度の台数ということで推移しております。

○佐藤委員 今分からなくてもいいんですが、 ほかの会社、大分、別府、さらには志布志と比較する場合にも、どこも同じような割合じゃないわけでしょう。そこを見ることによって宮崎航路の特徴というか、比較が分かりやすくなるのかなと思います。ほかのところに比べて上りが強い、下りが強いとか、そういうのがあると分かりやすいと思います。

○大東総合交通課長 4月~7月でいいますと、上りが61%、下りが38%という比率になっております。

他航路については、これは長距離フェリー協会と九州運輸局のデータを用いておりますけれども、上り下りの内訳までは公表されておりませんので、それについてはちょっと詳細は分からないということになります。

○佐藤委員 そのあたりも比較する材料としては大事なのかなと思います。

○太田副委員長 初歩的なことで申し訳ありません。議論としてはもういいですので。今回、限度額として167億円程度を見込んでいるわけですけど、23ページに「VFM算定のために現在の価値に換算したもの」とありますが、前回説明があったのかもしれませんけど、これは換算しなければならないんですか。数字がちょっと違っていたから気になって。現在価値に換算して比較しないといけない数字なんですか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 PFI事業 を検討する際に、こういった現在価値に置き換 えて比較をするという一定のルールの下で算定 ・比較するということでやっているところでご ざいます。

**〇太田副委員長** それであれば、いいです。

**〇野﨑委員長** ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○野﨑委員長 その他で何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇野崎委員長** それでは、以上をもって総合政 策部を終了いたします。執行部の皆様方、お疲 れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時10分再開

**〇野﨑委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等 について、部長の概要説明を求めます。

**〇吉村総務部長** 総務部でございます。

まずは、先週6日から7日にかけて、非常に 強い勢力で本県をはじめとする九州全域を暴風 域に巻き込みました台風第10号につきましては、 椎葉村の土砂災害で4名の行方不明者が発生し たほか、県内各地で軽症者や建物被害が発生し ました。

特に、行方不明者につきましては、現在も捜索活動を続けているところでございます。

被害の詳細につきましては、後ほど危機管理局から御説明いたします。今回の台風の災害対応につきましては、7月に完成しました防災庁舎において、知事を本部長とする災害対策本部を設置し、関係機関との調整や情報共有など、全力で災害対応に努めたところであります。

県といたしましては、この防災庁舎が県民の 生命と財産を守る司令塔としての役割を十分に 果たせるよう、しっかりと取り組んでまいりま すので、今後とも御指導をよろしくお願いいた します。

それでは、本日御審議いただきます議案等に つきまして、お手元の総務政策常任委員会資料 により御説明いたします。 めくっていただきまして、目次を御覧ください。

まず、1、予算議案についてでありますが、 令和2年度9月補正予算案の概要は後ほど御説 明いたします。

次に、2、特別議案につきましては、宮崎県税条例の一部を改正する条例など8件を提出しております。

次に、3、その他報告事項では、宮崎県森林 環境税条例の施行状況及び今後の方針等につい てなど3件について御報告いたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

令和2年度9月補正予算案の概要についてで あります。

今議会に提出しています一般会計の補正予算 案は、新型コロナウイルス感染症に係るもの、 国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする 経費について措置するものであり、補正額は、 一般会計で221億5,275万6,000円の増額であります。

この補正による一般会計の歳入財源は、国庫 支出金が52億3,910万円、財産収入が1,590 万1,000円、繰入金が1,213万6,000円、繰越金が76 億2,269万5,000円、諸収入が92億6,292万4,000 円であります。

この結果、9月補正後の一般会計の予算の規模は6,930億1,962万9,000円となります。

次に、4ページをお願いいたします。

参考資料になりますけれども、こちらで9月 補正予算案のポイントを御説明いたします。

まず、1 の予算案の概要についてでありますが、(1) 予算規模等につきまして、補正額にありますとおり、今回の補正のうちコロナ対策分は79億7, 115557, 0007円となります。

次に、表のコロナ対策の行を御覧ください。

今年度の一連のコロナ対策の予算額は、右から 2番目の補正後の列にありますとおり595億円と なり、令和元年度3月専決補正の3億円を合わ せますと、総額598億円となります。

次に、(3)地方創生臨時交付金(単独事業分) についてでありますが、国から示されました交 付限度額は、1次分、2次分を合わせて185億円 余であり、これまでの事業への充当額の合計 が168億円余でありますことから、残額は16億円 余となっております。

この残額につきましては、県融資制度の後年 度負担分に係る基金積立て等に活用する予定で あります。

次に、2、新型コロナウイルス感染症対策の 内容について御説明いたします。

これまでの補正予算における4つの柱に基づき整理しております。

まず、(1) 感染拡大防止策と医療体制の強化 につきましては、9事業、28億円余を計上して おります。

①の感染拡大防止を徹底するための対策としまして、保健所や福祉こどもセンター、県立学校等の衛生環境改善のための施設改修などを行います。

次に、②PCR検査・医療体制のさらなる強化としまして、クラスター発生時に備えたPCR検査体制を強化するとともに、医療従事者等への慰労金について、国において支給対象が明確化されたことに伴う事業費の増額などを行います。

次に、③危機事象への備えとしまして、大規模災害に備えたマスク・消毒液の備蓄物資を購入いたします。

次に、5ページですが、(2) 雇用維持と事業 継続のための支援につきましては、3事業、36 億円余を計上しております。

まず、①地域を支える中小・小規模事業者への支援としまして、県融資制度の融資枠をさらに拡充するほか、6月補正予算で措置しました中小企業の販路回復等に対する支援を行う事業につきまして、多くの申請相談がありましたことから、事業費の増額を行います。

次に、②雇用を守り抜く取組としまして、コロナ関連で離職された方を採用する県内企業に対する支援としまして、採用1名につき10万円の支援金を支給します。

次に、(3)地域経済の再生・復興に向けた支援につきましては、1事業8億円余を計上しております。

まず、①飲食店等を応援する取組としまして、 国のGoToEatキャンペーンのプレミアム 率25%に県独自の5%を上乗せして、30%のプレ ミアム付食事券の発行を支援することで、県内 飲食業界の消費喚起を図ります。

次に、②地産地消・応援消費の輪を広げる取組として、6月補正予算に続き、2回目となる市町村が行うプレミアム付商品券の発行支援や地域の実情に応じた商業振興策への支援を行います。

次に、(4) みやざきの成長につなげる取組につきましては、3 事業、6 億円余を計上しております。

まず、①農林水産業の基盤強化として、農産物の輸出拡大に向けた設備導入等への支援や、外食産業の店舗改装等への支援を行います。

次に、②デジタル化・リモート化の推進としまして、商工会や商工会議所等における情報機器整備等への支援や、県庁のテレワーク環境等の整備を行います。

次の大きな3、その他補正では、コロナ対策

以外の主な補正予算を記載しております。

まず、(1)公共事業につきましては、国の内 示決定に伴うもので、補助公共事業において 約6,500万円を計上しております。

次に、(2) 非公共事業の主な事業につきましては、国のマイナポイント事業の広報に係るものや、住宅供給公社の清算に伴う剰余金61億円余を国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金へ積み立てるもの、災害時の歯科保健医療提供の拠点へ医療機器を整備するものなどで、141億円余を計上しております。

最後の(3)主な債務負担行為につきましては、国民スポーツ大会のプール会場整備に係る ものであります。

1ページにお戻りください。

一般会計歳出一覧の表でありますけれども、 今御説明いたしました歳出の概要を款別に整理 したものであります。

予算案の概要については、以上であります。 次に、6ページをお開きください。

総務部における9月補正予算案の課別集計表 であります。

今回お願いしております総務部の補正額は一般会計のみで、表の補正額の計の欄の一番下にありますように、137億5,549万2,000円の増額であります。

この結果、総務部の一般会計と特別会計を合わせた9月補正後の予算額は、一番下の段、右から3列目になりますが、2,706億6,340万5,000円となります。

予算議案の概要については以上でございます。 なお、議案等の詳細につきましては、危機管 理局長及び担当課・室長が御説明いたしますの で、御審議のほどよろしくお願いいたします。 私からは以上でございます。 ○野崎委員長 次に、議案等についての説明を 求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了 した後にお願いいたします。

○石田財政課長 財政課から3点御説明を申し上げます。

1点目が9月補正予算案の歳入予算でございます。2点目が財政課関係の歳出予算でございます。3点目に、7月と8月に行いました専決処分の御報告を申し上げたいと思っております。

では、まず1点目の歳入予算について御説明 を申し上げます。

常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

表の左から3列目、今回補正額のところを御 覧いただきたいと思います。

自主財源につきましては、財産収入が1,590万1,000円、繰入金が1,213万6,000円、繰越金が76億2,269万5,000円、諸収入が92億6,292万4,000円のいずれも増額となってございます。

諸収入の下の依存財源でございます。一番下から3番目の国庫支出金のみでございますが、 国庫支出金が52億3,910万円の増額となってございます。

この結果、一番下の欄でございますが、今回 の補正予算における歳入合計額は221億5,275 万6,000円となり、補正後の予算規模は、その右 の欄にありますとおり、6,930億1,962万9,000円 となります。

3ページをお願いいたします。

ただいま御説明いたしました歳入の科目別概要を御説明いたします。

まず、一番上の財産収入でございますが、住 宅供給公社の清算に伴い、県で管理することと なります財産貸付料や出資金の払戻しに伴うも ので、1,590万1,000円の増額でございます。

次に、下の繰入金でございますが、木造住宅の耐震対策への支援のために大規模災害対策基金から、また、国民宿舎の改修に必要な設計のために観光基金から、それぞれ繰り入れるものでございまして、1,213万6,000円の増額となっております。

次に、下の繰越金につきましては、令和元年 度の決算剰余金でございまして、毎年9月補正 に計上しているものでございます。

次に、下の諸収入でございますが、県融資制度の融資枠拡充に伴う貸付金元利収入の31億円、住宅供給公社の清算に伴う剰余金61億円余等となっておりまして、92億6,292万4,000円の増額となってございます。

次に、下の国庫支出金でございます。

まず、国庫負担金でございますが、PCR検査体制の強化に伴うもので、4,501万8,000円の増額となっております。

次に、国庫補助金でございます。まず、総務 費国庫補助金でございますが、国のマイナポイント事業に係る広報に伴うもの、それから、今 回のコロナ対策に係る事業の財源として地方創 生臨時交付金を受け入れるものでございまして、22億4,542万1,000円の増額でございます。

次に、下の民生費国庫補助金でございます。 幼児教育・保育の無償化に係る事務経費につい て、安心こども基金へ積み立てるために国の交 付金を受け入れるもの及び生活福祉資金のシス テム改修に伴うものでございまして、3億4,335 万円の増額でございます。

次に、衛生費国庫補助金でございますが、精神障がい者を支援するためのモデル地域への支援や、災害時の歯科保健医療提供体制の整備への支援に係る補助金のほか、医療従事者等に対

する慰労金の支給等の事業の財源として、厚労 省所管の緊急包括支援交付金を受け入れること に伴うもので、21億1,871万9,000円の増額でご ざいます。

次に、農林水産業費国庫補助金でございますが、補助公共事業において国の内示が決定したもの及び農産物の輸出拡大のための支援等に伴うもので、1億1,559万円の増額でございます。

最後に、一番下の商工費国庫補助金でございますが、県融資制度の融資枠拡充に伴う利子補給に係るもの及び中小企業等の販路回復やICT活用への支援に伴うものでございまして、3億7,100万2,000円の増額でございます。

以上が歳入予算の概要でございます。

続きまして、2点目の財政課関係の歳出予算 について御説明を申し上げます。

資料が変わりまして、歳出予算説明資料の9 ページでございます。

財政課の9月補正は、補正額の欄の上から2 行目になりますが、一般会計におきまして137 億3,656万8,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、同じ行の右から3列目、一般会計で1,023億6,051万円となります。

具体的な内容は、歳出予算説明書の11ページ で御説明します。

(事項) 県債管理基金積立金でございます。 これは令和元年度の一般会計決算の実質収支、 いわゆる決算剰余金であります繰越金の一部75 億6,536万8,000円を、地方財政法第7条の規定 に基づき県債管理基金へ積み立てるものでござ います。

次に、下の(事項)宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金積立金でございますが、先ほど歳入予算のところで少し触

れました財産収入と諸収入のうち、住宅供給公 社の清算に伴う剰余金及び出資金の払戻金を合 わせて61億7,120万円をこの基金に積み立てるも のでございます。

以上が財政課関係の歳出予算でございます。 常任委員会資料の15ページをお願いいたしま す。

3点目の7月、8月に行いました専決処分の 承認を求める件でございます。

まず、上の報告第1号でございます。「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」でございますが、7月28日付で行いました、西都・児湯郡圏域の飲食店等に対する休業要請等に伴う協力金に係る経費について、7月29日付で専決処分を行ったものでございます。

補正予算額は3,257万5,000円、補正後の一般 会計の予算規模は6,698億641万9,000円でござい ます。

なお、歳入財源といたしましては、全額、地 方創生臨時交付金を活用してございます。

次に、下の報告第2号でございますが、「令和 2年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」でご ざいます。

先ほど報告しました専決補正に続きまして、 7月30日付で行いました県下全域の飲食店等に 対する休業要請等に伴う協力金及び感染防止対 策の支援金に係る経費について、8月4日付で 専決処分を行ったものでございます。

補正予算額は10億6,045万4,000円、補正後の 一般会計の予算規模は6,708億6,687万3,000円と なってございます。

こちらも歳入財源といたしましては、全額、 地方創生臨時交付金を活用しております。

それぞれ、地方自治法の規定に基づき議会へ 御報告申し上げ、その承認を求めるものでござ います。

財政課からは以上でございます。

〇田村人事課長 人事課からは、議案第8号と 第13号について御説明します。

同じ常任委員会資料の11ページをお願いします。

議案第8号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。

特殊勤務手当は、著しく危険、困難であるなど、職員が特殊な業務に従事した場合にその勤務実績に応じて支給される手当でありますが、新型コロナウイルス感染症に関しまして、先般、国において新たに特殊勤務手当の特例措置が設けられたことから、国の手当の措置状況等を踏まえ、感染症予防等手当の特例を定めるほか、その他の手当についても、国の方針等に基づき支給要件の見直しを行うため、改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容についてであります。

(1)の感染症予防等手当の特例につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国における特例措置の新設を踏まえて新たに定めるものでありますが、①の内容にありますとおり、新型コロナウイルス感染症の患者が滞在する施設またはこれに準ずる場所において作業に従事した職員に対して、特例の手当を支給するものであり、②の手当額にありますとおり、作業に従事した1日につき3,000円、患者の身体に接触して行う作業等に従事した場合は4,000円を支給することとするものであります。

なお、具体的には規則で定めることになりますが、支給要件となる場所につきましては、① のアにありますとおり、宿泊療養等を行うための施設や患者の搬送に係る車両の中などを対象

とし、作業につきましては、①のイにあります とおり、患者に接して行う作業や患者が使用し た物件の処理などを対象とすることとしており ます。

また、(2)のその他の手当でございますが、 ①の社会福祉業務手当につきましては、児童相 談所に勤務する児童福祉司等の処遇改善を図る という国の方針を踏まえ、児童福祉法に係る業 務に従事した場合の手当額を、1日につき600円 から950円に350円引き上げるものであります。

②の家畜伝染病防疫等手当につきましては、 国の手当の措置状況等を踏まえまして、対象疾 病及び対象作業の見直しを行うほか、著しく危 険と認められる作業に従事した場合は、100分 の100に相当する額を加算した手当を支給できる よう改正を行うものであります。

なお、具体的には規則で定めることになりますが、対象疾病及び対象作業の見直しにつきましては、②のアにありますとおり、新たに豚熱を対象疾病に追加し、豚熱の蔓延防止に係る野生のイノシシの死体の運搬等の作業を手当の支給対象とするものであります。

手当の加算要件となる著しく危険と認められる作業につきましては、②のイにありますとおり、口蹄疫の蔓延防止に係る牛もしくは豚の屠殺を加算教または豚熱の蔓延防止に係る豚の屠殺を加算対象となる作業として定めるものであります。

また、(3) のその他の改正につきましては、 法律等の改正に伴う文言の改正を行うものでご ざいます。

最後に、3の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしておりますが、感染症予防等手当の特例に係る改正については、令和2年3月4日から、社会福祉業務手当及び家畜伝染病防疫等手当に係る改正については、令

和2年4月1日から適用することとしております。

続きまして、13ページをお願いいたします。 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正 する条例についてであります。

まず、1の改正の理由でございますが、会計年度任用職員につきましては、任用形態や任用手続が様々であることから、会計年度任用職員の負担軽減や任用する側の事務の簡素化を図る観点から、国等からの要請に基づき、地方公務員法第31条の規定による服務の宣誓を、それぞれの職員に適した方法で行うことができるよう、改正するものであります。

次に、2の改正の内容でございますが、会計年度任用職員を含む地方公務員は、公務員としての義務を尽くすことを誓い、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行うことができないことになっておりますが、会計年度任用職員の服務の宣誓については、任命権者が別段の定めをすることができるよう、新たに規定するものでございます。

この別段の定めでございますが、例を申し上げますと、会計年度任用職員につきましては、一会計年度ごとに任用することが定められておりますが、同じ職員を前の会計年度に引き続き任用することとなった場合、前の会計年度に行った服務の宣誓をもって、今期の任用に係る服務の宣誓を行ったものとみなすことなどを想定しております。

最後に、3の施行期日でございますが、公布 の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○長谷川行政改革推進室長 それでは、常任委 員会資料の10ページをお開きください。

議案第7号「知事等の損害賠償責任の一部免

責に関する条例の一部を改正する条例」について説明します。

まず、1の改正理由ですが、漁業法の改正に よる海区漁業調整委員会の委員の解職制度の廃 止に伴い、地方自治法施行令が改正され、地方 公共団体の長などの損害賠償責任の一部免責の 基準が見直されたことから、所要の改正を行う ものであります。

2の改正内容についてでありますが、表に記しておりますように、この条例では地方自治法施行令の基準を参酌して、住民訴訟で損害賠償請求を受けた際の知事や委員会の委員、職員等の損害賠償責任につきまして、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、例えば、知事は基準給与年額の6倍、副知事は4倍、職員は1倍というように、損害賠償額の限度額を定めているところであります。

このうち、行政委員会の委員の損害賠償額につきましては、教育委員会の委員や監査委員など、住民の直接請求による解職制度、いわゆるリコール制度の対象となっております委員につきましては、基準給与年額の4倍、人事委員会委員ですとか、労働委員会委員などリコール制度の対象となっていない委員につきましては2倍としております。

今回、漁業法の改正によりまして、海区漁業調整委員会の委員の解職制度が廃止されましたことから、その賠償責任の限度額を、基準給与年額に4を乗じた額から、2を乗じた額に改正するものであります。

3の施行期日については、令和2年12月1日 としております。

説明は以上であります。

○三井税務課長 議案第5号につきまして、お 手元の総務政策常任委員会資料により御説明い たします。

委員会資料の8ページをお開きください。

議案第5号「宮崎県税条例の一部を改正する 条例」であります。

1の改正の理由でありますが、(1)につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、文部科学大臣が指定した行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権、すなわち、入場料金や参加料金等の払戻しを請求する権利を放棄した場合に、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる特例が地方税法において創設されたことに伴い、本県におきましても寄附金税額控除の規定を定めるものであります。

(2)につきましては、法人県民税法人税割は、国税の法人税額を課税標準として課税するものですが、税率につきましては、地方税法の規定に基づき、財政上その他の必要がある場合につきましては、標準税率である1%を超える税率で課税することができることとなっております。

本県におきましては、昭和51年から法人県民税法人税割の超過課税を実施し、現在の税率は、標準税率1%に0.8%を上乗せした1.8%としておりますが、その適用期限は令和3年1月31日に終了する事業年度分までとなっております。

今後も、社会保障関係費や公共施設等の老朽 化対策について、特別の財政需要が見込まれる とともに、引き続き厳しい財政状況が予想され ますことから、適用期限を延長させていただき たいと考えております。

(3) 及び(4) につきましては、地方税法 の改正に伴い、令和4年度及び令和5年度分の 自動車税の種別割額を75%軽減する規定の追加 や、令和元年度及び令和2年度分の規定の削除 を行うものであります。

続きまして、2、改正の内容であります。

- (1)につきましては、個人県民税の所得割の納税義務者が、文部科学大臣が指定した行事のうち、入場料金や参加料金等の払戻しを請求する権利を、指定期間である令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間に放棄した場合に、寄附金税額控除の対象とする規定の追加をするものであります。
- (2)につきましては、適用期限を5年間延長するため、宮崎県税条例附則第6条で規定している税率の特例の期限を、令和3年1月31日までの間に終了する事業年度分から、令和8年1月31日までの間に終了する事業年度分へと改正することとしております。

なお、この超過税率につきましては、標準税率1%に0.8%を上乗せした1.8%としておりますが、ここには記載しておりませんけれども、中小企業等に対する軽減措置といたしまして、資本金等が1億円以下でかつ法人税額が1,000万円以下の法人につきましては、超過税率を適用しない標準税率の1%で課税することとしております。

また、全国的には静岡県を除く全都道府県で超過課税を実施しており、現時点では、東京都及び大阪府が制限いっぱいの2%、それ以外の道府県につきましては、本県と同じ1.8%の税率としております。

(3)につきましては、自動車税の種別割額を軽減する規定を追加する改正を行うもので、令和3年度と令和4年度に取得した自動車のうち、表の左側に記載している区分の①から⑤について、それぞれ令和4年度と令和5年度に75%軽減するものであります。

次に、(4)ですが、施行日である令和3年4

月1日には終了しております令和元年度及び令和2年度の自動車税の種別割額を75%または50%軽減する規定を削除するものであります。

最後に、3の施行期日でありますが、(1)の 改正につきましては、令和3年1月1日から、 (2)につきましては、現在の適用期限が終了

する令和3年1月31日の翌日であります令和3年2月1日から、(3)及び(4)の改正につきましては、令和3年4月1日から、それぞれ施行することとしております。

説明は以上であります。

**〇日高市町村課長** 常任委員会資料の14ページ をお願いいたします。

議案第14号「宮崎県住民基本台帳法施行条例 の一部を改正する条例」について御説明いたし ます。

1の改正の理由であります。

宮崎県住民基本台帳法施行条例には、住民基本台帳法に基づきまして、住民基本台帳ネットワークを通じて、氏名や住所などの本人確認情報の利用及び提供ができる事務が定められているところですけれども、今回、漁業法が改正されたことに伴いまして、関係規定の改正を行うものであります。

2の改正の内容についてでありますけれども、 漁業法に基づき設置される海区漁業調整委員会 の委員のうち、漁民代表委員については、これ まで公職選挙法の規定を準用し、選挙により選 出されており、委員の選挙の際には、県選挙管 理委員会が立候補者等の住所や氏名を住基ネッ トにより確認することができる旨、本条例に規 定をしておりました。

今回、漁業法の改正によりまして、委員は選挙ではなく公募により選定し、議会の同意を得た上で知事が任命するとされたことから、今後

選挙は行われず、住基ネットの利用が見込まれなくなったため、条例の関係規定を削除することとしたものでございます。

3の施行期日は、改正漁業法の施行に合わせまして令和2年12月1日としております。

説明は以上であります。

○齋藤総務事務センター課長 常任委員会資料 の12ページにお戻りください。

議案第10号「恩給並びに他の地方公共団体の 退職年金及び退職一時金の基礎なるべき在職期 間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎とな るべき在職期間との通算に関する条例の一部を 改正する条例」であります。

この条例は、退職年金及び退職一時金等の裁 定に係る在職期間の通算に関する条例でござい ます。

1の改正の理由についてであります。漁業法 の改正に伴い、同法を引用する関係規定の改正 を行うものであります。

2の改正内容についてであります。当該条例 が適用対象とする職員に関する規定のうち、海 区漁業調整委員会の書記等、漁業法の規定を引 用しているものにつきまして、同法の改正に伴 い条ずれが生じますため、次のとおり引用する 条文の改正を行うものであります。

3の施行期日は令和2年12月1日からとしております。

説明は以上であります。

**○温水危機管理局長** 説明の前に、常任委員会 資料に誤りがありましたので、資料の訂正をお 願いいたします。

お手元の常任委員会資料7ページをお開きく ださい。

上の段、災害救助法に伴う救助費の2の(2) 財源内訳のところであります。「一般財源」とあ

りますが、正しくは「特定財源」の誤りでございました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、危機管理課の補正予算について御 説明いたします。

歳出予算説明資料の13ページをお開きください

危機管理課の補正額は、左から2列目、1,892 万4,000円の増額であります。補正後の額は、右 から3列目、6億9,557万7,000円となります。

補正の内容につきましては、お手元の常任委 員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の7ページをお開きください。 初めに、災害救助法に伴う救助費についてで あります。

昨年、東日本に甚大な被害を及ぼしました台 風19号、いわゆる東日本台風では、東日本の多 くの自治体に災害救助法が適用されたところで あります。

こうした中で、延岡市においては、兄弟都市 として以前から交流のあります福島県いわき市 に対して、飲料水の供給を行いました。災害救 助法が適用された場合、このような市町村が救 助に要した費用については、被災した都道府県 が負担することとなります。

また、救助費用の求償については、県を通じて行うこととなっておりまして、本県が福島県へ求償し、県で受け入れた後に延岡市へ支払う流れとなります。

今回は、延岡市へ支弁する費用としまして、 予算額192万4,000円を計上いたしております。

次に、防災活動支援事業についてであります。

災害時の避難所の設置や運営については市町 村が行うこととなっており、それぞれの市町村 において食料やマスクなどを備蓄しております が、大規模災害などにより市町村の備蓄物資が 不足する事態となった場合には、災害対策基本 法に基づき県が物資を供給する必要があります。

そのため、今回、県の備蓄物資として、感染 症対策のためのマスクと消毒液を新たに購入するものであります。予算額は1,700万円、財源は 一般財源でありますが、臨時交付金を活用することとしております。

事業内容は、南海トラフ地震で想定しております避難者24万人分のマスク及び手指消毒液を購入するものであります。

説明は以上でございます。

**〇野﨑委員長** 暫時休憩いたします。

午後3時48分休憩

午後3時50分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

時間となりましたので、明日の午前10時再開 とし、議案の質疑から始めたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会 を終わります。

午後3時51分散会

### 午前10時1分再開

出席委員(8人)

員 委 長 野 崹 幸 士 長 副 委 員 太 田 清 海 委 員 坂 博 美 П 委 員 丸 Щ 裕次郎 委 員 下 Щ 寿 委 員 佐 藤 雅洋 委 員 住 一 人 来 委 井 上 紀代子 員

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者 総務部

> 総 務 部 長 吉 村 久 人 危機管理統括監  $\blacksquare$ 亨 藪 総務部次長 幹 夫 日 高 (総務·市町村担当) 県参事兼総務部次長 小 堀 和 幸 (財務担当) 危機管理局長 豊 温 水 生 兼危機管理課長 総 務 課 長 袁 Ш 俊 彦 部参事兼人事課長 伸 田 村 夫 行政改革推進室長 長谷川 武 財 政 課 長 石 渉 田 財産総合管理課長 蕪 美知保 防災拠点庁舎整備室長 中 武 英 俊 税務 井 芳 課 長 三 朗 市町村課長 髙 正 勝 日 総務事務センター課長 齋 藤 謙 消防保安課長 佐藤 勝 重

### 事務局職員出席者

 議事課主任主事
 渡邊大介

 総務課主事
 合田有希

## **〇野﨑委員長** 委員会を再開いたします。

昨日、執行部の説明が終わったところでございますが、議案等について質疑はございませんか。

○佐藤委員 議案第8号の職員の特殊勤務手当 に関する条例の改正ですが、支給要件の見直し を行うということでありますけれども、改正の 内容に「患者に接して行う作業、患者が使用し た物件の処理など」とありますが、衛生環境研 究所もこれに該当するんでしょうか。

○田村人事課長 この感染症予防等手当の特例につきましては、場所と作業という2つの要件がございまして、場所についてはそこに記載のとおり、宿泊療養等を行うための施設、いわゆるひまわり荘とかライオンズホテルとか、今回の新型コロナウイルス感染症の軽症者の療養のための施設、あとは病院、さらにそういった患者の搬送に係る車両を想定しておりまして、衛生環境研究所は対象にはなっておりません。

○佐藤委員 資料を見ると、「患者が使用した物件の処理など」となっていますが、私が確認したところ、この衛生環境研究所でPCR検査を行っていると。今、コロナで一番忙しいところなのかなと思っています。微生物部というところで、10人ほどで検査技師が感染症のウイルス学的検査を行っている、患者の体液等を使って検査を行っているということですので、この患者に接して行う作業もしくは患者が使用した物件の処理に準ずるのかなという思いがあったので聞いているんですけれども。

大体、この方々は県の職員ですよね。職員で 衛生環境研究所に行き、そして今回のコロナで は、特に忙しかったのではないかなと思うんで すけれども、それなのにこの職員の特殊勤務手 当に関する条例の改正に入っていないというこ とでしょうか。

○田村人事課長 この特殊勤務手当でございますけれども、業務において、例えば困難な業務であったり、危険な業務といったものが臨時的あるいは偶発的に発生するような場合に、処遇として手当を支給しているものでございます。一方で、衛生環境研究所の場合は、PCR検査業務自体が本来業務、恒常的な業務ということに通常の給料に一定の額を上乗せして場という形で通常の給料に一定の額を上乗せして措置しているところでございます。その措置をいったが、あるいは期末手当、勤勉手当といったボーナス等の基礎額になったり、あるところでございます。

○佐藤委員 今の研究所の職員に対してはそうだということですが、今回の改正はコロナウイルスについて特別に手当を支給するということですけれども、この方々もそれに該当するのではないかなという考えがあるんです。 宮崎県だけではなく宮崎市にも検査するところはありますし、全国にあるわけですけれども、全国の状況はどうなっていますか。

**〇田村人事課長** まず宮崎市の状況ですが、宮崎市には衛生環境研究所のような施設はございません。宮崎市の保健所の臨床検査技師の方が検査をしているということでございます。

県においても、以前は保健所で検査をしておりました。今は衛生環境研究所で集中的にやっ

ておりますが、平成21年頃から統合したという 経緯があって、衛生環境研究所で集中してやっ ていると。ちなみに宮崎市については、特殊勤 務手当ということで日額で措置しているところ でございます。

あと全国の状況としては、特殊勤務手当については、各県それぞれ考え方がございますが、例えば九州各県で見ますと、特殊勤務手当として日額で290円といった額で措置している県もありますし、本県と同じように調整額として給与に上乗せする形で措置している県もございます。 〇佐藤委員 私が聞いたところでは、衛生環境研究所の検査技師の方は、調整額の調整1、月8,000円の支給ということでありますが、今回の手当は1日につき3,000円ということで、月8,000円と1日3,000円、1日ということは一月に掛ける何日間ということになるわけです。非常に差があると思うんですが、どうでしょうか。

○田村人事課長 特例の3,000円と申し上げたのは、資料に記載のとおり、ひまわり荘やライオンズホテルといった軽傷者の療養施設で勤務する職員ですとか、そこに患者を搬送する業務に対して支払われるものでございまして、もともと通常の勤務の中ではこういった業務は発生しないわけで、そういう特例的な通常行わない業務を対象にしています。

実際に勤務する職員も、私ども一般行政職の職員のように、医療関係の知識とかもない職員が動員でそういう業務に携わるということも踏まえまして、特例として扱っているものでございます。

○佐藤委員 今回、特例ということでありますが、コロナウイルス感染症の拡大で、非常に今までにない対応を職員の方がされてきている中

で、今年の4月に研究職から医療職になったために報酬が減額されたと、国の慰労金5万円、20万円も対象外であったということでありますけれども、それは事実ですか。

○田村人事課長 今、委員のおっしゃいました 減額ということにつきましては、正確には減額 というわけではなくて、もともと衛生環境研究 所の業務については、先ほど申し上げましたが、 平成21年頃から県内の保健所の病理検査とか、 そういう検査業務をどんどん衛生環境研究所に 統合していったという経緯がございます。

そうした中で、衛生環境研究所の業務を精査 したところ、検査業務が病理部でも7割以上、 ほかの部でも8割以上という実態がございまし た。そういった実態を踏まえて、適切な給料表 は何であるかというところを改めて検討したと ころ、それは研究職給料表ではなくて医療職給 料表ではないかということで職員団体ともお話 をさせていただきまして、平成29年に研究職給 料表から、職務の内容に応じた医療職給料表に 変更することが決定したところでございます。

金額が減るという話もありましたけれども、 全員が減るわけではなくて、当然増える方もいれば減る方もいるわけでして、激変緩和措置といいますか急に変わるということで、平成29年に合意したんですが、2年間の経過措置をおいて給料表を変更するという話合いを行いました。 実際には令和2年4月から、研究職給料表から 医療職給料表に変更したという経緯がございます。

慰労金については、大変申し訳ございませんけれども、私どもは職員の勤務に対する手当などを所管しておりますので、担当しておりません。申し訳ございません。

○佐藤委員 今回の改正は、やはりコロナウイ

ルスで特別の対応が必要だと、今までにないという理由での改正なわけですけれども、この衛生環境研究所の職員についても、今回のコロナというのは今まで想定されていないような仕事であるわけですから、今回の議案8号に該当するのではないかという意見が多いわけですよ。土日も休まず、平日に振り替えながら、深夜0時過ぎにも及ぶ検査が1~2か月続いたというふうにも聞いておりますが、そのあたりの勤務の実態はどうだったんでしょうか。

○田村人事課長 衛生環境研究所の業務が非常に大変だということは承知しております。特に大量の業務が当初出てきたということでございましたので、私どもとしても衛生環境研究所の検査機能を維持する必要があるということから、まず増員等による体制強化を図ったところでございます。

PCR検査業務については、衛生環境研究所で経験した職員もいますし、ほかのところで経験した職員やそういうスキルを持った職員もおりますので、そういう職員を一時的に衛生環境研究所のほうと兼務という形にしまして、そちらで従事していただいたところでございます。

ただ、今おっしゃったように大量の業務ということで、当然正規の勤務時間内の処理が困難ということであれば、別途時間外勤務手当という形で措置していると。つまり量的な分については時間外勤務ということで、当然その時間外勤務手当についても、衛生環境研究所の職員については給料の上乗せ額がありますので、それに基づいた額で増額しているところでございます。

そういった衛生環境研究所の職員の努力に対 しては、体制の強化と諸手当全体で対応してき たところでございます。 また、併せて7月末から勤務時間の割り振り変更ということで、時間外が発生しないように、例えば朝から勤務する人、昼ぐらいから勤務する人のように分けることで、できるだけ職員の負担を減らすという取組も行ったところでございます。

○佐藤委員 コロナが発生する前は10人でやっていたと。増員を図って、この10人が何人になったのか。相当仕事量が増えたと思うんです。通常の検査もあったわけでしょうから。

それが検査の数が非常に増えたということで、 労働時間といいますか検査をするリスク、ここにもありますけれども、患者と直接の接触はないけれども、感染リスクのあるものを扱うということですから、心的にもやっぱりリスクは非常にあったと。そういうところまでが見られているのかどうかです。コロナは通常の業務とはかなり違う。コロナに関することですから、この条例に該当するのではないかという意見が非常にあるということで言っているわけですが、どのぐらい増員をされたのか。7月末から強化していったという、その内容はどういうことですか。

○田村人事課長 増員については、4月から増 員をしたところでございます。実際4月から5 名、兼務発令を行って増員を行ったところでご ざいます。

あと先ほど申し上げました勤務時間の割り振り変更については、7月の末から行ったところでございます。

○佐藤委員 検査技師は10名いらっしゃるけれども、それプラス5名。15名の体制でということでしょうか。

○田村人事課長 一番ピークの時期は5名追加 で15名になったと思います。もともと微生物部 自体も13名おりますので、主にPCR検査をやっている方とその方を加えてローテーション勤務を行ったということでございます。

○佐藤委員 私が聞いているのは、県立日南病 院から1人派遣があって合計11名で検査をした というようなことを聞いていますけれども、15 名でやったということですね。

コロナの中で頑張っている衛生環境研究所の 人たちに、この議案8号とは別に何らかの手当 を支給するという考えはないわけでしょうか。

**〇田村人事課長** 衛生環境研究所の職員が非常 に大変な思いをしながら、感染防止に取り組ん でいただいていることは承知しているところで ございます。

ただ、こういったコロナ関係の業務については、衛生環境研究所のみならずほかの部局においても非常に業務量が増えている状況もございますし、ひまわり荘ですとか検体の搬送業務についても、例えば農林振興局であったり、土木事務所の職員なども参加して協力している状況でございまして、全体で業務としては当然増えているわけでございます。そういったことについて4月から職員団体とも何回も話し合い、交渉を重ねてまいりまして、今回の議案を提案させていただいたところでございます。

今回の議案につきましては、諸手当制度全体の均衡やほかの職員とのバランスであるとか、 国の今回のコロナ対策に対する措置状況あるいは民間との比較、あと九州各県の状況なども踏まえまして、職員団体とも話合いを重ねて、今回の議案を出させていただいたところでございます。私どもとしましては、これらを総合的に勘案した上で整理したものでございますので、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

○佐藤委員 今回のコロナウイルス感染症の問

題は特別なことですから、一番大事なのはバランスが取れているかどうかなんですけれども、バランスが取れていないんじゃないかという意見が非常に多いからこそこういう話をしているわけで、そこについてもう少し踏み込んで調べるべきではないかと思うんです。職員団体の方々はもうそれで、言われるとおりだということで納得されたんですか。

**〇田村人事課長** いろいろ話合いを深めて合意 して、今回議案を提出させていただいたところ でございます。

委員のおっしゃいましたバランスという話であれば、先ほど話に出ました宮崎市の保健所のPCR検査を担当している職員については、このような調整額とかではなく、日額での手当という形になっております。1日500円と聞いておりますので、20日で1万円になりますけれども、調整額についてもそれ相応の額になりますし、さらに時間外勤務やボーナスにも上乗せがあるということで、こういった言い方はあれですけど、衛生環境研究所の職員の調整額については、そういった検査業務の多い少ないにかかわらず、しっかりと保証してあるというか、措置してあるものでありまして、いつそういうことが起きても大丈夫なように備えているものでございます。

一方、日額の特殊勤務手当については、発生 頻度が非常に不明確ということで日額と、その 日に応じてということでございますので、トー タルとして、処遇としては職員団体とも話し合 う中で調整額ということで妥結したところでご ざいます。

○佐藤委員 その中で相手方からどういう意見 が出たのか。おっしゃるとおりで十分ですと言 われたのかなと思うんですが、今回は1日につ き3,000円を支給するという議案ですけれども、 衛生環境研究所の検査技師のほうは調整額1で 月に8,000円しかついていないと。中には調整額 2、1万6,000円ついてる方もいらっしゃるわけ ですよね。

この月8,000円というのが低いのではないかと、今回のコロナに関しては、ここ辺りを改善すべきではないかという意見が多いわけですが、そういう要望はありませんでしたか。話合いの中でおっしゃるとおりだということだったんですか、どういう意見が出たんでしょうか。

**〇田村人事課長** 当然調整額についての御意見 もいただいたところでございます。

調整額2の場合は8,000円が1万6,000円ということでございましたけれども、衛生環境研究所においては8,000円の方は1人しかおりませんで、実際は1万500円という方が一番人数的には多うございます。

調整額は、その職の内容、質に応じて1であったり2であったりということで、この調整額の1、今回の衛生環境研究所の職員の調整額については、国立感染症研究所の調整額と同じ比率でございます。

調整額の2については、やはり病院であるとか、実際そういう患者さんがいらっしゃるところで、そういう方々と接する、検体を採取するような場合もあったり、そういったところは国でも調整額が2という形で措置されておりまして、先ほど諸手当全体での均衡ですとかバランスを総合的に勘案という話を申し上げましたけど、国のそういった取扱いも十分参考にしながら決定したところでございます。

○佐藤委員 その検査技師の方々の感染リスク というのは低いんですか。私たちはそれを扱っ ているというのは、通常の方と比べて非常に感 染リスクが高いんじゃないかと思うわけです。 先ほど言われた患者と直接接する看護師の方に 匹敵するような、完全に陽性のものも扱っているわけですから、それは手袋もマスクもしているでしょうけど、しかしそれを扱うということは非常に感染リスクが高いと思うんです。今までそれで感染したことは全くないんですか。リスクが高いような気がするんですけど。

○田村人事課長 当然感染リスクはゼロではないと思いますが、ただ我々と違いまして、臨床検査技師の方々、医療職の方々につきましては、専門の資格、免許をお持ちの方でございます。 当然そういうスキルも高い方でございますので、万全の対応をしていただいているというふうに考えておりますし、感染したというお話も今のところ聞いておりません。

○佐藤委員 やはり感染リスクが非常に高い方々に対して、特例の給付をする必要があるのではないかと、このままではいけないのではないかと思うわけです。まだまだ検査をしていかれるわけでしょうから、非常に感染リスクの高い、私たちでは想像できないような仕事であろうと思います。

そして、自分が感染したかどうかもすぐには 分からないわけですから、そういうことをしっ かり理解してやらないといけない、バランスを 取ってやらないといけない。

増員をして勤務体制も変えてきたと言われますけれども、今年4月に研究職から医療職になって肝心の給料が下がり、慰労金も対象外であるということで、大事なのは特例給付をするとか、危険度が高いということを理解してあげる、そういうところの対応がこのままではいけないということで考えております。

〇田村人事課長 給料が下げられたという話は、

改めて申し上げますけれども、適正な給料表に 是正した、戻したというものでございまして、 3年前にその話が決定して、激変緩和措置とし て2年間据え置いたということで今年になった ということでございますので、何とぞそこは御 理解をいただきたいと思っております。

また、検査体制を維持するという観点では、 他県と比べまして何が本県において違うかと言 いますと、やはり他県のように民間の検査機関 が非常に少ないということもあります。

ですから、衛生環境研究所と宮崎市保健所、 都城のセンターの3か所で最大300人ぐらいとい うことでございますので、我々としては検査体 制をしっかり維持するための体制強化に、職員 の健康管理も含めて取り組んでいきたいと考え ているところでございます。

**〇佐藤委員** 給料を払いすぎていたので適正に したと、それもいかがなものかと思うんですけ ど。

減額したということではなく適正な給料にしたということですが、実際に下がったということですから、その辺の職員の気持ちというのも。給料は下がるし忙しくなったと、今回の手当の改正にも衛生環境研究所は入っていないということなので、これはやはりちょっと問題があるのかなと思うんですよ。ですから、特例給付を認めるとか、引き続き検討していただきたい。

もちろん衛生環境研究所の職場環境は高めていくということでありますけれども、まだコロナが終わったわけでありませんし、特にこのコロナ禍の中での話ですから、その辺をもう少し考える必要があるのかなと要望しておきます。

○坂口委員 ちょっと理解できていない部分が あるものですから、説明を幾つか聞きたいんで すが。 まず、この業務に特殊勤務手当が講じられているということは、危険な作業のリスクに対してだと思うんです。直近でこの改定をされたときに、具体的にどういった感染症を想定されて手当の金額を決定されたのか、その当時どういったものを想定されていたのかをまず聞きます。

**〇田村人事課長** まず、特殊勤務手当につきましては、もともと国の特例措置に基づいて、この3,000円というものは……

○坂口委員 いや、そうではなくて8,000円から始まる、級号が幾つあるか分からないけど、1万500円が一番多いと言われた手当は勤務手当の類いではないんですか。(「調整額」と呼ぶ者あり) それは危険な作業で、例えばエボラ出血とかそういったものを想定されて、そういう検査をしないといけないということに対しての手当かなと思って理解したんですけど、直近の改定のときに、どんな感染症を想定されて調整額を決められたのか。

〇田村人事課長 感染症予防等手当と調整額の 関係もございますけれども、調整額については、 病理・細菌検査に従事することを主とする職員 ということで、これが調整1となっております。 国立感染症研究所の例によりますと、「感染症の 病原体その他の危険な病原体、または危険な病 原体に汚染された病変組織、その他の物件を直 接取り扱う業務に従事することを常態とする病 理・細菌検査」ということでございました。そ ういった国の取扱いも参考にして、調整数につ いては1という形で決定したところでございま す。

○坂口委員 国が想定していた感染症が具体的 に何なのかなということですけど、直近で何年 改訂ですか。(発言する者あり) それはいいんで す。 今決められた金額というのは、今回の新型コロナウイルスに対して大騒ぎになる以前の数字だと思うんです。その当時、逆に言えば新型コロナウイルスで1日に500件も検査をしないといけないということを想定していなかったときの8,000円なり1万500円だったのかなと思うんです。そこはどうですか、その当時想定していましたでしょうか、こんなに大変な検査が待っているということは。

○田村人事課長 まず、この調整額の考え方と して、特殊勤務手当と違うのは、やはり恒常的 にそういう業務が発生するかどうかというとこ ろで、ボリュームのところについては、時間外 勤務手当などで措置するべきものでございまし て、調整額については業務の質について調整す るものでございます。それが恒常的にあるとい うことで、給料に上乗せして支給しているとい うことでございます。

○坂口委員 それはちょっと違うと思います。 防護服を1か月に何時間着られますか。これは 時間の延長の問題じゃないと思うんです。危険 の頻度が物すごく増しているということだと思 うんです。エボラとかコレラとかチフスとか、 年間にその検査を何度ぐらいやるのか、金額を 決めるのにそれが一つあったと思うんです。

今、恒常的にいつ来でも大丈夫だと、時間外にかかれば時間外手当を出していると、いつでもいらっしゃいということで特別に講じた措置なんだと言われたけど、それは違うと思うんです。年間そういうリスクがどれぐらいかかると、無制限にその手当は出していかないといけないことになるし、そういったことが結果的に一回も行われないこともあるから、やっぱり年間にどれぐらいのリスクと深刻さがあると、そういったものを全て要素として勘案しながら、そして

結果的に1万500円という数字を出したと思うんです。

そのときに新型コロナウイルスなんていうものは想定されていなかった。しかし、職場に着くといきなり防護服を着て、そこから帰るまで脱げないような状況の中で、職場環境はある意味過酷な条件に変わったと思うんです。佐藤委員はそこを言っておられるんだと思うんです。

当時はそれ想定していなかったから、確かに 実態に合わない、そこにいる人たちには何らか のガスがたまりますよねというのは認めてあげ ないとおかしいと思うんです。

慰労金の20万円の対象にもならなかった。そこのところも同じことやっていて、自分が研究職だったり医療職だから、あるいは行政職で一般の職場にいたからというのも、療養施設に行った行かなかったとか、それはちょっと実態に沿わないと思うんです。

そこら辺を全て考えながら、人事課というのはやっぱり県の職員を守るという立場を忘れたら駄目だと思うんですよ。国がつくった法令の基準がこうだからと、そこのところでかみ合わないと思うんです。だから実態として本当に苦労している。ああいう人たちは寡黙ですよ、何も言わずに義務を果たします、そこの実態を分かってあげて。

何だかんだと言っても今回のコロナウイルスは新型ですよ。SARSとかMERSとかコロナウイルスは昔からいっぱいあったわけです。だけれども、その危険の頻度、どれだけ自分がストレスを受ける時間が増えたかということは勘案してあげないと駄目だと思うんです。数字がどうだこうだ、昔より上がった、研究職から医療職になって下がった人が何割、上がった人が何割、足したらゼロだとか、そんなレベルじゃ

ないと思うんですよ、やっぱり実態を考えてや らないと。

そこをしっかり考えてあげないと、ウイズコロナと言っているんでしょう。コロナが絶滅するまで経済活動はやらないというんじゃない、もうやらないとしようがないと言っているんだから、次から次にそこに人材が目を向けるような職場環境にしてあげないと、行き詰まりますよ。これは返事は求めないけど、そういう深刻な状態がその場にあるということは把握してから、今後の人事の在り方、あるいはその報い方というのを考えていかないと駄目だと思うんです。

これも法律とか憲法じゃないですよ。制度なりあるいはこれからの運用なりという、そういう小手先のことを決めただけです。そして結果として、月に何万円入りますということになっているだけだから、そこは本当に実態に合って、なるほどそうかと、よく頑張ってくれているなと、慰労金は出さなくてもいいですよ、あなた方が本当に頑張ってくれているおかげで私たちはというような相手も満足するもの。やっぱり人事管理の中では心が満たされるということも必要だと思いますよ。だから、これは大きい宿題としてお願いしておきたいです。

僕が言っていることが実態に合わないなら、また教えていただきたい。具体的に何を求められているのか分からないまま今聞いていますが、これはやらないと、論外なんですと言っているけど、自分が論外とそれに壁をつくる、自分なりの根拠、バックボーンが絶対的なものなのかどうなのか、そのバックボーンをつくったときに、こういうことが想定されていたのか、やっぱりそこに戻らないと駄目だと思うんです。

**〇野﨑委員長** ここで傍聴希望がありますので、

暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

#### 午前10時40分再開

# ○野﨑委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴をされる方にお願いいたします。傍聴人は受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき 事項にありますとおり、声を出したり、拍手を したりすることはできません。

当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに 傍聴してください。また、傍聴に関する指示に は速やかに従っていただきますようお願いいた します。

それでは、休憩前に引き続き質疑を行います。 **〇吉村総務部長** いろいろと御質問をいただき ました。制度につきましては、人事課長が説明 を差し上げているところでございますけれども、 衛生環境研究所の業務につきましては、我々の 立場から見ましても非常に献身的に頑張ってい ただいていて、検査の推進という意味でしっか り取り組んでいただいているということには、 我々としましても非常に感謝しているところで ございます。

手当あるいは調整額といった点につきましては、いろいろ説明も細かくなりますし、制度のいろいろな経緯もございまして、非常に難しい面もございますけれども、そういった職員の精神的、肉体的な負担をなるだけ軽減していくという観点から、これまでも先ほどの御質問にお答えしましたように、人的な支援ですとか、あるいは4月なり7月の補正予算で検査がスムーズに効率的にいくようにということで予算を措置して機械や設備などの環境整備にも取り組ん

でいるところでございますので、引き続き今後 も関係部局も含めて、広く対応してまいりたい と思っております。よろしくお願いいたします。 **〇坂口委員** ぜひ将来のことも考えて。恐らく そこを希望する人材が集まらなくなったら、本 当に深刻な状態になりますよ。そこで何だか納 得できないとか、言わばガスがたまっているよ うな状況にあるとしたら、その職場は人が見向 かなくなるということも将来のリスク管理の中 の一つに折り込みながら、とにかく人事という のを広い視野から大所高所から見ていって、最 終的にこういった人事管理なり対応の在り方と いうものが県民の将来の財産になるんだという 方向を導き出さないと。

僕が言うと何か勘違いをされるといけないけど、佐藤委員なんてうちのエースの方ですよ。これまでいろんな現場のトップをずっとやってこられた。今ほど一生懸命訴えられて、僕らにあるんじゃないです、現場に何かがあるなということを早速感じ取っていただいて、そして知事がしょっちゅう言っているウイズコロナとか、言葉じゃ簡単だけど、ウイズコロナなんていうのは物すごく難しい作業ですよ。

だから、感染はいち早く見つけながら、そこで拡大を止めていくということは絶対的なものにしないといけないけど、その人材が悩んでいるという状況は深刻だとぜひ受け止めていただいて、今の部長の答弁のように、今後やっぱり大きい認識をそこに向けていただきたいなと要望しておきます。

**〇太田副委員長** 部長が答弁されていますので、 もうこれ以上は私も言いません。状況表現だけ させていただきたいと思います。

労使合意という言葉が出ました。私たちの立 場としては、労使で合意したことには一切もう 文句は言いませんということで臨んだりもする んですが、本当に今日はいい表現をしていただ いたなと思って。

それで、労使合意というのは、本当に調印をするとき、私の場合は市長でしたけど、印鑑を押すときに市長が涙を流しながら「本当に申し訳ありません」と言って調印されました。私たちは要求する側だけれども、市長のそういう思い、市民を守りたいという思いとか、そんなことが悲喜こもごもあっての涙だと思いますが、本当に合意するんですよ。それでいいわというような合意じゃないんですよね。本当にいろんな判断をしながらということであります。

その辺も、そういう調印もあるということと、 やっぱり県民の命を守るという、本当に表現で きないところもあるだろうし、消防署の職員だっ て搬送したときに家に帰れない、ホテルに泊ま らないとしようがないかなという人たちもい らっしゃる、そんなところもあったりします。

私どもとしては労使合意には介入しないということで、私たちの会派では岩切議員が知事に、 今回の対応で職員さんに対してどう思われます かということで、知事もいたわりの言葉を言わ れたから、そこ辺でいいかなという思いであっ たわけです。

だから、坂口委員が言われたように心が常に 通い合う、そういう対応をしながら、そうあっ てほしいと思うし、ぜひ言われたように今後の 宿題としても検討していただきたいということ は伝えておきたいと思います。職員と知事の間 でも心のつながりの中で、みんなが県民の命を 守るぞという気持ちになっていただくことが一 番いいのかなと思って、そんなことを部長答弁 を聞きながら思いました。

**〇野﨑委員長** ほかにございませんか。

○来住委員 議案第5号について、事務的な内容について教えてください。

1.8%の超過課税を行っている県内の法人数と 税額が幾らになるのかをまずは教えてほしいと 思います。

○三井税務課長 まず、全体の法人県民税納税 義務者数でございますけれども、令和元年度ベ ースで2万3,931社でございます。そのうち超過 対象者が2,675社ということで、率で言います と11%程度でございます。

税額ですが、超過課税分が令和元年度で3 億9,255万8,000円でございます。

○来住委員 もう一つ、超過課税をしていない 県があるのかという点と、もう一つは、全国的 な傾向について教えてください。

○三井税務課長 この法人県民税割での超過課税をしていない県は静岡県だけでございますが、 静岡県は法人事業税のほうで超過課税を行って おります。

そういったことで全国的に見ましても、静岡県を除けば全て46都道府県で超過課税をやっておりますし、率としましても東京都と大阪府が2%と上限ですが、ほかの県は本県と同じ1.8%でございます。

〇来住委員 理解しました。

○太田副委員長 13ページの職員の服務の宣誓 に関する条例で、会計年度任用職員ができたことでこういった対応がされていますが、通常は どのように宣誓するのか。新規採用で入った人たちは、何か印鑑を押すだけなのか。会計年度 任用職員にどういうふうにきちんとしてもらうのか。公務員としての守秘義務とかもありますよね。その辺の宣誓の形をどういうふうにされているのか。心にぐっとそれを思い込ませないといけないわけですから、どうでしょうか。

**〇田村人事課長** 職員の服務の宣誓につきましては、これで全てをやるというわけではなくて、まず公務員として県職員としての心構えをしっかりと宣言してもらうということでございます。

やり方としては、一般の職員については、一 応宣誓文の文案がございますので、それを自筆 でしっかり全文書いていただいて、署名、捺印 をいただきます。それを全員分取りまとめて、 新規採用職員の入庁式において代表が読み上げ た上で、知事に提出するという形を取っており ます。

会計年度任用職員についても、それを基本に それぞれの職場において対応していると思いま すけれども、文案については、国からある程度 全国的な基準が示されておりまして、まず前段 としては日本国憲法をしっかり尊重して遵守す ること、さらに後段としては地方公務員として、 全体の奉仕者として全力を挙げてしっかり取り 組むこととか、そういったものを書いていただ いているところでございます。

- **〇太田副委員長** 分かりました。
- ○野﨑委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○野崎委員長 次に、その他報告事項に関する 説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した 後にお願いいたします。

**〇三井税務課長** 税務課から、宮崎県森林環境 税条例の施行状況及び今後の方針等につきまし て御報告いたします。

委員会資料の16ページをお開きください。

森林環境税につきましては、今定例会の環境 農林水産常任委員会におきまして、環境森林部 より今後の方針等について報告がなされており ますことから、税条例を所管しております当課 におきましても御報告させていただくものであ ります。

まず、1の森林環境税条例についてであります。

森林環境税は、平成18年4月から県民税均等 割の超過課税という形で導入し、その後、平成22 年度及び平成27年度に適用延長について検討を 行い継続しているところであります。

現条例では、適用期限が、個人につきましては令和2年度分まで、法人につきましては令和3年3月31日までに開始する事業年度分までとなっておりますことから、環境森林部を中心に、その延長について検討を進めているところであります。

次に、2、環境森林部の基本的な考え方につきましては、別紙の環境農林水産常任委員会報告資料を使って説明させていただきたいと思います。

17ページを御覧ください。

方針としましては、まず、(2)方針(案)の ②森林づくりへの要請にありますとおり、木材 価格の低迷など、森林・林業を取り巻く環境が 依然として厳しい中、災害や地球温暖化の防止 など、森林の多面的機能に対する期待が一層高 まっており、森林づくりを通じてその要請に応 えていく必要がある状況にあります。

そのような中、森林環境税の導入によりまして、①使途事業の成果にありますとおり、森林ボランティア団体や企業等による森林づくり活動が広がり、森林の整備・保全が進み、森林環境教育によって次代を担う人づくりが図られるなど、成果が上がってきているところであります。

さらに、③県民等からの評価にありますとおり、県民アンケートや地域意見交換会におきま

しても継続の意見が多く、有識者からなります 森林環境税活用検討委員会におきましても継続 すべきとの意見であります。

また、④国の森林環境税との使途区分にありますとおり、昨年4月に国において、森林環境税や森林環境譲与税が創設されましたが、県の森林環境税により、国税が対象としない県民参加の森林づくりや公益的機能の維持増進のための再造林対策などに、引き続き取り組んでいく必要があるとされております。

続きまして、18ページをお開きください。

下の方にあります参考、他県の状況を御覧ください。

現在、全国37府県において森林環境税を導入 しておりますが、森林環境税を導入している府 県におきましては、これまで全て期限到来時に 延長が行われており、本年度に終期を迎えます 大分県など9府県におきましても、継続の方向 で検討を進めているところであります。

このようなことから、さきの代表質問で山下 議員の質問に対し、知事が答弁申し上げました とおり、本県におきましても、税制を継続する こととしたいと考えております。

それでは、資料の16ページにお戻りください。 最後に、3、今後の方針等についてであります。

今定例会における報告結果を受けまして、次 の11月定例会に条例改正案を上程させていただ く予定にしております。

説明は以上であります。

**〇温水危機管理局長** 危機管理課からは2点の 報告事項がございます。

常任委員会資料の20ページをお開きいただき たいと思います。

まず、令和2年7月豪雨に伴う熊本県芦北町

への職員派遣について御報告いたします。

1の概要にありますとおり、今般、令和2年 7月豪雨で甚大な被害に遭いました熊本県芦北 町へ応援職員を派遣したところであります。

今回の派遣は、平成30年に総務省が設けました被災市区町村応援職員確保システムによるものでありまして、このシステムは大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用し、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣システムであります。

特徴といたしましては、被災市区町村ごとに 担当する都道府県または指定都市を1対1で割 り当てるカウンターパート方式を取っておりま す。

下のフロー図を御覧ください。今回、本県が 派遣に至るまでの流れを図にしております。

まず、左下からスタートしますが、発災後、 被災市区町村である芦北町から被災都道府県で ある熊本県へ派遣要請が行われました。

芦北町からの要請を受け、九州知事会の幹事 県であります大分県や熊本県で構成する現地調 整会議において応援の必要性等を検討し、②で 当該システムの事務局である総務省へ派遣要請 が行われました。

その後、総務省が、全国知事会等の意見を聞きながら、③でカウンターパートを調整し、本県へ派遣依頼があり、本県が承諾したことから派遣が決定、⑥で派遣となりました。

21ページを御覧ください。

次に、2の活動内容についてであります。

派遣職員の活動は、大きく2種類あります。

1つ目の総括支援は、災害対応に関する助言、 調整、被災状況や応援職員のニーズの把握及び 関係機関との調整という、いわゆる災害マネジ メントと言われるもので、災害対応の知識や経 験を必要とする業務であるため、本県の危機管 理課で災害対応の従事経験がある職員を派遣い たしました。

2つ目の対口支援は、災害時に多数発生する 災害対応業務のうち、本県に依頼されました被 災家屋調査、罹災証明書の交付申請受付及び被 災者支援制度の相談対応を行ったところであり ます。

これらの業務は、災害時には市町村の業務となりますことから、県と市町村の合同チームを編成して派遣を行いました。

次に、3の派遣期間及び派遣職員数であります。

(1)の派遣期間は、7月9日から9月2日までの2か月弱であります。(2)の派遣職員数は、表にありますとおり、総括支援、対口支援合わせまして県職員41人、市町村職員18人、合計59人であります。

最後に、4の総括でありますが、(1) 芦北町 役場の状況につきましては、本県以外に熊本県 及び熊本県内市町村からも応援職員が派遣され ておりましたが、膨大な災害対応業務のためマ ンパワーが不足し、役場職員は早朝から深夜ま で、休日返上で対応に追われており、そのよう な中での本県からの支援は大変感謝をされたと ころであります。

また、罹災証明関係業務等は、災害時にしか 発生しない市町村の業務になるため、経験のあ る職員が少なく、組織としてのスキル不足があ りました。本県からの派遣職員には、可能な限 り建築技師や税務において家屋評価の経験のあ る者を選定しましたが、経験のない者も多かっ たため、簡単な研修を行った上で派遣し、現地 で芦北町役場職員と共に勉強しながらの対応と なったところであります。 (2)職員派遣を通じて見えてきた今後の課題としまして、まず、県及び市町村のBCP(業務継続計画)が災害発生時に有効に機能するための研修や訓練の実施、また、県及び市町村職員を対象とした被災家屋の調査や被災者支援制度に関する研修等の実施の必要性が上げられます。

これらの課題と毎年のように全国各地で大規模災害が発生しております現状を踏まえて、本県での発生にも備えた研修や訓練を市町村職員も含めまして毎年度定期的に実施していくことにより、災害対応力の向上を図ってまいりたいと考えております。

熊本県芦北町への職員派遣についての報告は 以上であります。

続きまして、委員会資料の22ページをお開き ください。

令和2年台風第10号による被害状況等について、昨日の10時までに確認できている状況等を 御報告いたします。

まず、1の気象警報の発表状況については、 台風第10号は、9月4日金曜日の夜には宮崎市 で大雨警報が発表されるなど、県内に影響を及 ぼし、その後、強い勢力を保ったまま本県に接 近し、6日日曜日の9時17分から順次、県内市 町村で大雨警報や洪水警報が発表されたところ であります。

また、6日13時48分には、県内全域で暴風警報が発表され、県南部から暴風圏内に入っていきましたが、翌7日月曜日7時頃には、県内全域が暴風圏外となり、20時までに本県の気象警報は全て解除されたところであります。

次に、2の主な被害状況については、表の一番下になりますが、今回の台風では椎葉村において、土砂災害により4名の方が行方不明にな

りますとともに、負傷者が1名、住家被害が全 壊1棟、非住家被害が2棟確認されており、行 方不明者については、現在も捜索活動が続けら れているところであります。

また、椎葉村以外では、人的被害としまして、 宮崎市や延岡市、日向市などで強風により転倒 して負傷するなど、計7人の負傷者が出ており ます。

また、小林市では、住家の一部損壊が3棟、 非住家被害が3棟、三股町では、非住家被害が 2棟確認されております。

次に、3の県の警戒体制については、今回の台風は、特別警報級の勢力に達すると言われていたため、県では、台風の影響を受ける前の9月4日金曜日16時には、いち早く知事をトップとします災害対策本部を設置し、住民へ早めの避難を呼びかけるなどの対応を行っております。

また、今回は、国や警察、自衛隊などの関係 機関が防災庁舎に一堂に会し、新たな施設やシ ステムを活用しながら災害対応を行ったところ であります。

なお、県の体制は、一昨日の15日18時から情報連絡本部に移行したところでありますが、行方不明者の捜索に関して、引き続き椎葉村や関係機関と情報共有を図り、状況に応じて必要な対応を行っていくこととしております。

次に、4の市町村の警戒体制については、今回の台風では、6日10時までに、全ての市町村が災害対策本部、災害警戒本部を設置して警戒に当たっております。

その後、気象警報の解除等に伴い、各市町村の警戒体制は順次廃止されておりますが、椎葉村においては、行方不明者の捜索活動が続いていることから、現在も災害対策本部を継続して対応に当たっているところであります。

次に、5の避難状況等については、今回の台風では全市町村が順次、避難勧告、避難指示など、避難に関する発令を行ったところであり、ピーク時の7日午前0時から3時時点では1万1,838世帯、2万2,677人の避難がありましたが、10日18時の椎葉村での避難所閉鎖を最後に、避難者はゼロとなっております。

最後に、6の停電状況については、今回の台風ではピーク時の9月7日午前2時時点では26市町村、約5万7,050戸で停電が発生しましたが、翌8日21時39分までには、全ての停電が復旧したところであります。

説明は以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項について質疑はありませんか。○佐藤委員 宮崎県森林環境税の継続についてであります。

大雨や台風災害等で、やはり県民の皆さんもかなり森林保全、森林の公益的機能、多面的機能ということに対する理解というものが、心配も含めてあると思います。

ですから、やはり次世代のためにも豊かな森林づくりに使われる、この宮崎の森林環境税の継続というのは非常に大事ではないかと考えます。ですから、継続する必要は十分あると思います。意見です。

〇井上委員 令和2年台風第10号による被害状況等について、丁寧な御報告をいただいてよかったと思っていますが、宮崎市にいますと以前に比べて避難される方も本当に多くて、きちんと避難をされているようでしたけれども、避難された世帯数と人数というのは、以前の台風に比べて多いと理解していいんですか。

**○温水危機管理局長** 今回は非常に多かったと 受け止めております。 一つは、事前の気象庁によるいろんな警告の 効果もあったと思いますし、やはり過去に例の ないぐらいの最大級の台風が近づくということ で意識が高かったということと、もう一つは、 コロナ禍にあって、これまでと比べて自助とい う観点から皆さんの避難に対する意識が高く なっていたというようなことが影響しているの だろうと推察をしております。

○井上委員 宮崎市はコロナの関係もあって、 避難所がいっぱいと言われた方たちもいたわけ ですけれども、県内の状況はどうだったんです か。避難所が十分に機能したと考えていいんで すか。

○温水危機管理局長 まだ全市町村の避難状況 を全て把握できているわけではありませんが、 宮崎市以外でもやはり一部避難所が不足して追 加で避難所を開設したといった状況があったと いうような情報が入っております。

コロナ禍における適正な避難所の開設と運営については、実際やりながら改善を加えていく必要がある部分も多々あろうかと思っておりますので、引き続き市町村と連携しながら、そういった意見交換もしながら、改善すべきところは改善を図っていきたいと考えております。

○井上委員 要望ですけど、避難所の在り方というか避難の仕方についても、ウイズコロナ、ポストコロナの中で随分変わってきているので、それをもっと住民の皆さんに分かりやすく、そして避難を早めにするということはとても有効だったのと思うので、そういうメッセージの仕方も含めて検討していただきたいと思います。

○温水危機管理局長 今回、コロナ禍における 避難ということで、CM等についても感染と災 害から守りましょうといったようなCMを打た せていただいたり、今まで以上に機会を設けて いろいろとやっているところです。やはり住民の方々に自助・共助・公助とある中で、自分の命は自分で守るという自助の意識を高めていただくことが何よりも重要だと思っておりますので、そういった観点で啓発という部分におきましても、今おっしゃいましたように、我々もこれまで以上に力を入れていく必要があると思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○井上委員 それと、報道があるたびに胸が痛くなるんですが、椎葉村の4名の行方不明者の皆さんについて、以前は大阪府からの応援も来てくださってましたけれども、人的支援は今どちらのほうからどんなふうに受けている状況なんでしょうか。

〇温水危機管理局長 今日から椎葉村の消防団 と、椎葉村役場の職員1人、合計11名の体制で 捜索、この辺の監視を行っておられます。

昨日までは、一番多いときで280名ぐらい、大阪からも警察が入って捜索をしていましたが、やはり時間の経過とともに少しずつ減ってきまして、実質昨日から縮小して、今言ったような人数で捜索に当たっている状況であります。

○井上委員 ぜひ椎葉村の皆さんに対しては、 みんなも注目しているし応援しているんだとい う気持ちが伝わるようにメッセージを送り続け ていただきたいです。

それと、先ほど今回防災庁舎を活用して、対策本部立ち上げて対応したというお話がありました。私も宮崎市の防火クラブの一員で、今度庁舎を見せていただきたいと思って、申込みをしているところですが、今回の防災庁舎の活用という点では全く問題点はなかったのか、どういう状況だったのかを教えていただきたいと思います。

○温水危機管理局長 大変広い庁舎ができましたので、職員と情報連絡員のリエゾンの方々、合わせて約70名ぐらいの体制で対応いたしました。

そうした中で、関係機関も18機関ぐらいに参加していただいておりまして、常時いろんな情報を共有しながら対応ができました。そして、防災情報共有システムと、あと大きなマルチスクリーンもできまして、例えば椎葉村の事案につきましては、発生後、直ちに「あおぞら」を飛ばして現地の河川の状況とかをリアルタイムで見ながら対応に当たったと。

要するに、迅速な対応を取るための情報を関係者間で共有しながら、かつ対応方針を決定するに当たっても、横にいますので、例えば警察であれば応援態勢の取り方について本部と情報交換をしていただいて、すぐに方針決定ができ、対応に当たれたといったように、迅速な対応をする上でも新しい庁舎ができた意義は非常に大きかったと考えております。

○井上委員 最後ですが、防災庁舎ができたときに、朝早くから庁舎の状況を写真に撮って、 LINEで流したんですよ。そうしたら、みんなからすごく反応があって、見にいきたいという方が本当に多くて、自分たちの庁舎なので、 ぜひ参加して見学もしてくださいとお願いしたんですけれども、ぜひ防災庁舎がみんなにとっても大きな心の支えになるように、期待していますので、これからも災害のときにはよろしくお願いしたいと思います。

**〇山下委員** この避難者数なんですけど、これは避難所に来た人たちだけの人数ですか。

○温水危機管理局長 そうなります。恐らく知人や友人、親戚のところとかあるいはホテルに宿泊された方もいらっしゃったと思います。車

中泊は今回は多分なかったんだろうと思うんですけれども、そこまではなかなか把握が難しくて、避難所に避難された方々の情報を市町村経由でいただいているところであります。

〇山下委員 川南町にホテルは1軒しかないんですけど、台風のときにそこが満室になったんです。恐らく宮崎市内でもそういうことが相当あったのではないかと思うんです。ですから、こういう台風のときに、今後はホテル業あたりとも、避難で宿泊される方々の数も取れるような連携を準備していただけると、一層まだ数が分かっていくんじゃないかなと。

○温水危機管理局長 委員がおっしゃられた話は、我々も問題意識持っておりまして、ホテル業界等と現在いろいろと協議をさせていただいております。最終的には協定の締結等も想定しておりまして、その中で今言われたようなことも情報提供ということで把握ができるように努めてまいりたいと考えております。

〇山下委員 私がすごいなと思ったのは、台風が来るとみんなスーパーに買物に行くんです。 ホテルに泊まればそんなことは全然必要ないわけです。ですから、経済的にそっちのほうがいいのかなと、そういう避難の使い方もあるのかなと思ったものですから、よろしくお願いしたいと思います。

〇丸山委員 私も椎葉村に行かせていただいて、 知事に椎葉村長からリエゾンについてしっかり やっていただきたいという要望もあったんです が、そういう要望があったということは、県と しては情報連絡員を送ったのかもしれませんけ ど、なかなかすぐには行けなかったということ でそういう要請があったのかなと思っているん ですが、今後のリエゾンの在り方とか今回台風10 号を経験してみて、どこを変えないといけない とか、そういう検証がもう始まっているのかを 教えてください。

○温水危機管理局長 リエゾンにつきましては、 現地の情報を取るという意味において非常に重要な役割があります。

せんだって、椎葉村に私も議長と一緒に行か せていただいているんですけど、やはり地元の 意向もしっかり受け止めた上で、改善すべきと ころは改善していく必要があると考えておりま して、人選とか事前の研修とかいろいろと検討 すべきところはあろうかと思っております。

今回も東臼杵農林振興局を通して椎葉駐在からリエゾンを派遣したんですけれども、派遣されたリエゾン自体も十分な動きができなかった可能性もあります。その点については、研修は行っていますが、いざ有事の際にどこまで動けるかと、どんな情報をどこから取って、どこに流せばいいのかというところの研修等もまだまだ不十分なところがあったと思っておりますので、そこあたりの充実を図りながら、現場の市町村、被災市町村のニーズに合ったようなリエゾン制度、情報連絡員制度の在り方を検討していきたいと思っております。

○丸山委員 今言われたことを各出先機関と連携しながらしないと、本庁に防災庁舎があっても、現場に近いのは出先機関ですので、出先機関の方々の研修も含めてしっかりやっていただくようにお願いしたいと思っております。

それと、もう一つお伺いしたかったのは、情報によりますと、気象庁が避難勧告と避難指示を統合する方向で動いていると聞いているんですが、避難勧告と避難指示が統合した場合、どの時点で出すのかというのが若干これまでと変わってくると思います。そういうことについて、マニュアルとか研修とか、総務省からの説明な

ども含めて情報が出せるものであれば教えていただきたいと思っております。

○温水危機管理局長 避難情報は、警戒レベル 4では避難勧告と避難指示の2通りありまして、 その区別がなかなか分かりにくいといったとこ ろが問題として出ていた関係で、気象庁のほう でレベル4は避難指示に統一する方向で検討さ れているというふうに伺っております。

まだ細かい話は我々のほうにきていないんですけれども、それがくれば、まずはその周知がしっかりできないと、住民の方々に正しく理解していただかないと正しい避難行動にもつながりませんし、恐らくあらかじめいろいろと連絡が来ることになろうかと思いますので、そういった情報が入り次第、市町村とも連携をしながら、住民の皆さん方にそういった情報がつながるように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

**〇丸山委員** よろしくお願いします。

○佐藤委員 椎葉でまだ行方不明者の方が4名 いらっしゃいますけれども、これまでの行方不 明者の捜索は椎葉村を中心にずっとやっている わけですか。県としてはどういう取組をされて いるのか。まだ見つかっていないわけですから 今後も捜索が続くわけですが、今後どうなるの か。

**○温水危機管理局長** 捜索に関しては椎葉村が 中心になって、全体調整をしながら進めてこら れました。

先ほど言いましたように、一番多いときは280 名ぐらい、県警と大阪府警の応援も入っており まして、それに日向市の消防本部、椎葉村と諸 塚村の消防団、それに地元の建設業者等にも協 力していただいて捜索が行われてきました。県 は消防の調整本部を所管しておりますので、調 整本部を県のほうに設置しまして、消防本部から5名程度参加してもらったんですけれども、 その調整役と全体の椎葉村との調整を行ってき たところです。

役割分担上、どうしても救助救命に関しましては、警察、消防、自衛隊の役割になりますので、県としての業務はどちらかと言いますと調整業務が中心でございました。

○佐藤委員 ありがとうございます。今日も消防団が出ているということですけど、やはり消防団員の皆さんは仕事を持ちながら、それを休んで参加しているわけです。今後も見つかるまでやるわけでしょうから、地元の消防団への負担は非常に大きいだろうと思うんです。その辺も県が消防本部と調整をしながらやるということですので、しっかりバックアップをしていただきながら、一日も早く見つかるような体制、もしくはさらにもっと進んだ捜索方法もあるかもしれませんので、考えられることは県がしっかりと応援していただきたい、対応していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○温水危機管理局長 県としましても、椎葉村 にしっかり寄り添いながら、いろんな情報共有 を図りながら捜索が進んで、そして可能であれ ば本当に見つかってほしいと思っておりますの で、その方向でいけるように、しっかりと寄り 添って取り組んでまいりたいと思います。

○佐藤委員 やはり必ず見つけてあげなければ いけないと思うんですよ。ですから、そのため のあらゆる手を県も打つ必要があろうかと思い ますので、よろしくお願いします。

○野﨑委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇野﨑委員長** その他で何かありませんか。
- 〇来住委員 この前の一般質問でしっかり確認

すればよかったんですけど、1点だけ教えてく ださい。

この前の新田原の問題なんですけど、危機管理統括監の答弁では、今年の2月28日に九州防衛局が、新田原基地の緊急使用のための施設については、2022年度までに米軍に提供できるように整備を進めているところであって、工事が完了し、提供手続が整えば緊急時の航空機の乗り入れの機能が新田原に移転すると考えているということを皆さんに伝えたと。

それで確認したいのは、2月28日の九州防衛局の説明は来庁して説明があったのか、それとも電話か文書か何かで説明があったのか、それを確認したいんですが。もし来庁されたんだったら、誰がお見えになったか分かれば教えていただきたい。

○藪田危機管理統括監 2月28日に私どもが受けた説明については、来庁されて、本会議で答弁した内容について口頭での御説明がありました。すみません、その当日に来られた方が今確認ができないので、後ほどまたお答えするという形でよろしいでしょうか。

〇来住委員 いいです。

○坂口委員 地元のことでもあるけど、大概そういった重大な通達とかは、当然来庁が原則だと思うんです。それと同時に、今、口頭と言われたけど、最終的な決裁者です。県に伝える内容を最終的に決裁したのは局長なのか、出先の司令なのかあるいは米軍関係者なのか、これが物すごく重要だと思うんです。だから口頭では受け付けないこと。文書としてしっかり将来に残せるようにしておかないと。

特にこの問題については、普天間が持つ機能の中の弾薬庫は、そこに含まれていないというのが最初の報告だったんです。ところが、向こ

うに言わせれば、全てを持った機能だと、弾薬 庫は織り込み済みだったということで、だから 文書というものが物すごく大事になってくると 思うんです。

だから、これはもうぜひ原理原則として、来 庁されても決裁者の印鑑押した文書以外は駄目 だと、県の立場としては出直させるぐらいそこ をしっかりしてほしいということ。ありがとう ございましたじゃ駄目だということです。それ は原則にしてほしいです。そこら辺を検討され ているのかどうか、ルールはないのかどうかと いうことを伺っておきたいです。

○藪田危機管理統括監 これまで私どもが本件 に関して対応した際には、口頭あるいは文書で という形がございますけれども、今後の対応に つきましては、今坂口委員の御意見も踏まえな がら対応してまいりたいと考えております。

○坂口委員 これは原則にしていただかないと、 門前払いをするでもこんな大事なことを口頭で なんて、僕らから言わせたらふざけるなという 感覚ですよ。しっかりと、どこの誰々が決裁し た、名代としてあるいはそういう立場も含めて しっかりと誠意を尽くす、そうでないとやっぱ り駄目だと思うんです。将来何かがあったとき に、県が責任を果たせない可能性もあるから、 そこは原則にしていただきたい。

要件を満たさない限りは欠格していますと、 だから公式には受け付けられないということで すね。そこは県の姿勢として決定しておかない と、検討じゃ駄目だと思うんです。

○野﨑委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇野崎委員長** それでは、以上をもって総務部 を終了いたします。執行部の皆様方、お疲れさ までございました。 暫時休憩いたします。 午前11時29分休憩

午前11時31分再開

**〇野﨑委員長** 委員会を再開いたします。

請願第2号の審査に移ります。御意見等はございませんか。

○来住委員 紹介議員でありますから、審査の 一つの材料になればいいと思いまして、発言させていただきたいと思います。

今回のコロナに関わってはいるんですけど、 もともとやっぱり日本の大学生は非常に大変な 中で勉学に励んでいます。国会図書館に諸外国 の大学授業料と奨学金というのがありまして、 その資料からですけど、各国の国公立大学の平 均授業料が出ていまして、日本の場合は国立、 公立の平均は年間54万円となっているようです。

日本と大体同じような金額がオーストラリア、韓国、ニュージーランドなどがそうですけど、日本より低いとなると、オランダが26万円、スイスで19万円、イタリアが17万円、スペインが13万円、アイルランドが8万円、フランスが3万円と。エストニア、ギリシャ、スウェーデン、スコットランド、スロバキア、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、フィンランド、ポーランドが無償となっているようです。一つの参考として発言させていただきました。

それから、請願書の中にも、請願者が学生に対して行ったアンケートの具体的な回答が幾つか紹介されているようです。それで、私から頂いた資料でつけ加えておきます。

これは南九州大学の学生ですけど、東京から 進学している。親から、今後確実に親の収入が 減ると言われている。後期の授業料が払えるか 不安だと、半年間まともに授業が受けられてい ない、そして学費は満額。今キャンパスには入れないので、学生からすれば自分たちはまともに授業を受けていないじゃないかと、そういうところで学費を満額払うのはおかしいじゃないかという疑問を呈している学生がいたようです。

それから、これも南九州大学の1年生ですけ ど、学費とアパート代は親が払ってくれている、 生活費はバイトして自分が稼ぐ予定だと。今は お年玉とか預金を取り崩して生活している。病 気になったときにお金がかかるし、バイトも休 まないといけなくなるから、健康のために免疫 力の高まる食べ物を知りたいと。非常に切実で すよね。

それから、これは宮崎大学の学生だと思いますが、学生支援緊急給付金は受給する条件を満たしていると。しかし、自分よりも大変な人がいると思って申請しなかったという学生もいたんです。

それから、これは南九州大学の学生ですけど、 親からの仕送りがなく、バイト代と奨学金で学 費と生活費を払うと。そしてコロナが流行して から、なかなかバイトが見つからない、バイト を掛け持ちしないと後期の授業を払えないと、 退学することにならないか非常に不安だと。そ ういうことを切実に訴えている。

請願者がアンケートを取ったり、それからいわゆるフードバンクといって、みんなから募金を集めて、お米とか洗剤とかカップヌードルとか、そういうものを学生に届ける、そういう活動をしたみたいです。そういう中で学生たちから得た情報を基にして請願をされているようですから、数字的なことでしたけど、審査の糧になればいいと思いまして発言しました。よろしくお願いしたいと思います。

**〇井上委員** 今、来住委員が言われるようなこ

とは物すごくいっぱいあるわけよ。文科省は大学に、もう4月以前から言っているわけ。4月からもう来るなと、学校はシャットアウトしているわけ。萩生田大臣が随分後になってから大学もちゃんと対応しろというふうな言い方をされたけど。

私は孫が大学1年生で行ったけど、東京なので移動ができない。リモートがようやく後になって始まったけど、行ったはいいがそのまま授業も受けないで、大学からの連絡も親に対する説明もなく、そのままずっと来ているわけね。

だから、日本の教育の在り方も含めてそうなんだけど、全て自己責任みたいな形で、何もかも対応させるというのは――やっぱり国は大学に対してもきちんと言うべきことは言う必要があるんじゃないかなと思うんです。大学側は説明もしないまま、こういう状況だから学生に来るなみたいなことだけで終わっている。先ほど授業料の話があったけれども、振り込まないと入学できないわけだから、みんな振り込んでいるわけですよ。

そして、大学に行ったはいいが授業には出ないで、アルバイトだけして全体が終わるみたいな、そういう日本の大学制度の在り方そのものが考えられないといけないと思うんだけど。ポストコロナになったら、本当に東京に学生が集められるほうがいいのかどうか、やっぱりそこは今後ちゃんと考えていく必要があると思う。

この請願は、そういう意味で言うと不十分だと思う。県議会、国に対して何を求めているのかがもっと明確でないといけないと思う。今の国の姿勢というのは、あまりにも丁寧さに欠ける。

さっき、職員の手当の関係のことが議論になっ たけど、日本のコロナ対策の中で、非常に落と されている部分というのが多すぎると思うわけ。 保育士さんなんかも大変な状況になっていて、 私が一番文句を言われたのは、学校までは休止 にしておいて、何で保育園はしないのか、赤ちゃ んは絶対にかからないのかみたいな。子供たち に接している保育士さんたちの危険度は物すご く高いわけで。

だから、その中で母親がはじき出されていくわけよ。夫が東京に出張に行ってるんじゃないかと、だから来るなとか、いろんな問題が起きているにもかかわらず、そこが置き去りになっている。医療機関は手当が出るけど、保育所には手当が出ていないとか、非常に対策の中で漏れが多いと思うのね。

だから、県議会議員としてそれをどう考えるかなんだけれども、コロナ対策は、最初から県に権利を持たせるぐらい財政を先に落とすべきだったと思っているものだから。請願とちょっと離れたけど言わせていただきました。

〇太田副委員長 実は、私も大学に入学したと きに、東大紛争が3月頃に収束したんでしたか、 だから地方の大学は余波が残っていて、休学状 態でずっと学校に行けなかったんです。再開さ れたのが、その年の11月ですから、もう相当な 期間、10か月近く学校に行けなかった。そのと きに物すごくむなしさを感じて、学校をやめる 人もいたし、それからノイローゼになる人もい たりして、ああいう時代もあったなと、似てい るなと思ったりもしながら。コロナが長引けば、 今回県も就職氷河期の人たちに就職の機会を与 えるような採用をするらしいんですけど、そん なことも将来含まれてくるのかなと思えるよう な状況だし、学生さんたちが、ノイローゼとか 自殺とかむなしさをできるだけ感じなくていい ようにしてあげないと、将来の日本の人材が何 か変なふうになってはいけないなというようなところも感じさせられました。

定額給付金なんかも、所得に関係なく一律に したほうがさっと出せる、さっと救えるという ことで出されたようですので、この請願もどち らかと言うと一律に学生を救ったらどうかと、 あまり所得も見なくていいという意味だろうと 思うんですけど、今回は授業料を半額にという ことで、そういう一律ということも必要なのか なという感じは受けました。

意見として言わせてもらいます。

〇井上委員 請願されるときに、少し勉強して 請願してもらいたいというところはある。でな いと、私たちも対応ができない。国は制度をちゃ んとつくっているわけだから、それのどこに不 満があって、どんなところを足してほしいのか。 国は大変だということは理解しているから、不 十分だけれども対策を打とうとしているわけよ。

大まかな置かれている環境は分かるけれども、 だからと言って、そこだけで何を県議会に求め るのかというのは明確にしてもらいたいなとい うのがあって、私は紹介議員にならなかった。

○坂口委員 これは全体として恒久的に変えていく内容が一つ。今の日本の学生に対しての負担とか、国家と保護者との役割分担とか、抜本的にちょっと合わないというものが含まれているのかなという点と、コロナ禍の中にあって緊急事態が発生しているので、本当にこのままではいけない部分がまだありますという2つに整理したほうが分かりやすいのかなと感じました。制度として見直すべきところと、緊急的な対応としてこれでは不十分ですよというような部分を具体的にあぶり出して、2つに分けると分かりやすいかなという気はしますね。

〇井上委員 大量の借金を抱えて大学生になる

わけだから、じゃあ何をするかと言ったら、学業よりもアルバイトです。下手すると、そのアルバイトが本業になっていくわけ。それで本当に日本の学力はつくのかなと言ったら、ちょっと違うと思う。18歳で選挙権を持っているわけだから、そこは国ができるようにしておかないといけないと思う。

そして大学生になったときには、本当の意味 での人生の方向選びがきちんとできるような大 学生にしないと、アルバイト生を集めるための 大学なのかというような感じになってしまう。

だから、社会に貢献できる人材をどれだけ育 てられるのかといったときの大学の立ち位置み たいなものがないと、そこが今求められている んだと思うんだけど。

○野﨑委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○野崎委員長 それでは、以上をもって請願第2号の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時49分再開

**〇野﨑委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、18日に行いたいと思います。

開会時刻は13時10分としたいのですが、よろ しいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○野崎委員長 それでは、そのように決定いた します。

その他、何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○野﨑委員長 何もないようでしたら、本日の

委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○野崎委員長 それでは、以上をもちまして、 本日の委員会を終わります。

午前11時50分散会

令和2年9月18日(金曜日)

午後1時8分再開

出席委員(8人)

員 委 長 野崎幸士 長 太田清海 副 委員 委 員 坂 口 博 美 委 員 丸 山 裕次郎 委 員 山下 寿 委 員 佐藤雅洋 委 来 住 一 人 員 委 井 上 紀代子 員

欠席委員(なし)委員外議員(なし)

事務局職員出席者

 議事課主任主事
 渡邊大介

 総務課主事
 合田有希

○野﨑委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決の前に 賛否を含め御意見をお伺いいたします。

- ○来住委員 今から採決に付される議案の中の 議案第1号については賛成できません。内容に ついては本会議場で述べたいと思います。
- ○太田副委員長 同じく議案第1号の中の県有 スポーツ施設整備事業、PFI事業については、 まだ不明な点がありますので、私は退席させて いただきます。
- ○野﨑委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○野崎委員長 それでは、御意見が出ましたので、議案ごとに採決を行いたいと思います。太田副委員長は退席されます。

[太田副委員長退席]

○野崎委員長 それでは、まず議案第1号について採決を行います。議案第1号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者举手]

○野崎委員長 挙手多数。よって、議案第1号 については原案のとおり可決すべきものと決定 いたしました。

[太田副委員長着席]

○野崎委員長 次に、議案第5号、議案第7号、 議案第8号、議案第10号、議案第12号から議案 第14号、報告第1号及び報告第2号の各号議案 につきまして、一括して採決いたします。

各号議案につきまして、原案のとおり可決ま たは承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○野崎委員長 御異議なしと認めます。よって、 各号議案につきましては、原案のとおり可決ま たは承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取扱いについてであります。

請願第2号「「学生に対する支援の抜本的拡充 を求める意見書」の採択を求める請願」につい てでありますが、この請願の取扱いも含め、御 意見をお願いいたします。

**○来住委員** まず、紹介議員になっております ので。

内容としては、確かにコロナの危機によって 学生たちの暮らしが非常に深刻な事態になった ということで、そういう意味では緊急的な措置 というのはあるんですけど、一般質問の中でも 少し明らかにしましたが、やっぱり日本の学生 の勉学に係る環境はかなり厳しい。もともとコ ロナが発生する以前から厳しい状況にあって、 コロナが発生したために、さらに厳しい状況に なっていますから、そういう意味では授業料の 半額免除とか、そういう抜本的な対策になると 思うんですけど、請願者のその思いを何とか通 してあげたいということで、できたら採択して いただきたいと思います。よろしくお願いしま す。

- ○野﨑委員長 ほかにございませんか。
- ○太田副委員長 私も採択をお願いしたいということであります。

○坂口委員 気持ちとしては同じような気持ち はあるんですが、通常時から、大学に限らず教 育機関において言われていますが、これもやっ ぱり負担とサービスで、納税が充実した国に比 べて、所得に対しての税額がどうだろうと見た とき、入りと出のバランス、帳尻合わせです。 ここら辺を抜本的に、これは税の仕組みとサー ビスの仕組みとで根本的なところで恒常的な制 度としていく必要があるのかなと。だから、ま だ今後の大きなテーマかなというのが一つある んです。

もう一つは、このコロナ禍で大変だというのは実際にあっていて、それに様々な手だてをしているけれども、金庫の中に10万円があるかないかというところが一つあるのかなというのと、あくまでも救済措置だから、中には中学校を出てすぐ働いて納税している若い人たちもいるんです。その人たちが納めた税で賄わざるを得ないとなったときに、救済するならば本当にきつい子。だから、学校へ行くのもきついですとか、あるいはバイト先の都合でバイトができないような、現実的にはそういった人に限るということは仕方がないのかなと。

そこで、満ち足りていないというのは僕らも 感じているんですけど、今後の予備費の使い方 とかを含めて、推移を見守る必要があるのかな ということで、どんと切るべきこともでもない し、そして今やろうということでもないから、 私個人としては、今後、推移を慎重に見ながら、 継続という考え方はどうかなという気がしてで すね。

**〇野﨑委員長** ほかにございませんか。

継続という御意見も出ましたので、それでは、 お諮りいたします。請願第2号を継続審査とす ることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○野崎委員長 挙手多数。よって、請願第2号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。 委員長報告の項目及び内容について、御要望 等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時16分休憩

午後1時25分再開

**〇野﨑委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○野﨑委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいた します。総合政策及び行財政対策に関する調査 については、継続調査といたしたいと思います が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議ありませんので、この旨、 議長に申し出ることといたします。

次に、見合せとなっておりました県南調査及 び閉会中の常任委員会についてであります。 暫時休憩いたします。

午後1時26分休憩

午後1時38分再開

**〇野﨑委員長** 委員会を再開いたします。

見合せとなっておりました県南調査につきましては、10月28日から29日の日程で実施し、調査先及び実施の判断については、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇野﨑委員長** それでは、そのようにいたしま す。

次に、10月26日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおりの内容で委員会を 開催することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○野崎委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔なし」と呼ぶ者あり〕

**〇野﨑委員長** 以上で委員会を終了いたします。

午後1時38分閉会

## 署名

総務政策常任委員会委員長 野 﨑 幸 士